2025
JAたかつきレポート



― ＪＡ綱領 ―

わたしたちＪＡのめざすもの

わたしたちＪＡの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1　地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。

1　環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。

1　ＪＡへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。

1　自主・自立と民主的運営の基本に立ち、ＪＡを健全に経営し信頼を高めよう。

1　協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

はじめに

ＪＡたかつきは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまのためにわかりやすくまとめた『２０２５ＪＡたかつきレポート』を作成しました。

また、当ＪＡが取り組んでいる自己改革の実践状況についても記載しています。

皆さまが当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年７月　高槻市農業協同組合

ＪＡたかつきのプロフィール

（令和７年３月31日現在）

◇設　　立	昭和42年２月
◇本店所在地	高槻市城北町一丁目
◇出　資　金	9億円
◇総　資　産	3,183億円
◇単体自己資本比率	26.43%
◇組合員数	14,287人
◇役　員　数	25人
◇職　員　数	176人
◇本店・支店	18か所
◇総合営農センター	1か所
◇加工センター	1か所
◇農産物直売所	2か所
◇生産資材店舗	2か所
◇店外ＡＴＭ	1か所



目　次

○ごあいさつ　・・・

② 貸出金の科目別平均残高
③ 貸出金の金利条件別内訳残高
④ 貸出金の担保別内訳残高
⑤ 債務保証見返額の担保別内訳残高
⑥ 貸出金の使途別内訳残高
⑦ 貸出金の業種別残高
⑧ 主要な農業関係の貸出金残高
⑨ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
⑫ 貸出金償却等の額
（3）為替業務等取扱実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
① 内国為替取扱実績
② 公共債の引受額・公共債窓販実績
③ オフ・バランス取引の状況
（4）有価証券に関する指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
① 有価証券の種類別平均残高
② 商品有価証券の種類別平均残高
③ 有価証券の残存期間別残高
（5）有価証券等の時価情報等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
① 有価証券の時価情報等
② 金銭の信託の時価情報
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引
（6）預かり資産の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）
② 残高有り投資信託口座数
2．共済事業取扱実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
（1）長期共済保有高 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
（2）医療系共済の共済金額保有高 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
（3）介護系その他の共済の共済金額保有高・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
（4）年金共済の年金保有高 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
（5）短期共済新契約高 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
3．購買事業取扱実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
4．販売事業取扱実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
（1）受託販売品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
（2）買取販売品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
5．指導事業実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
6．その他事業実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

Ⅳ　経営諸指標
1．利益率　・・・

５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項　・・　９９
６．証券化エクスポージャーに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９９
７．出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項　・・・・・・・・　９９
（１）出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価・・・　９９
（２）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益・・・・　９９
（３）貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額　・・　９９
（４）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額　・・・・・・　９９
８．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項　９９
９．金利リスクに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９９

Ⅵ　連結情報
１．グループの概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００
（１）グループの事業系統図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００
（２）子会社の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０１
（３）連結事業概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２
（４）最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標　・・・・・・・・・・・１０３
（５）連結貸借対照表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３
（６）連結損益計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４
（７）連結キャッシュ・フロー計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
（８）連結注記表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０６
（９）連結剰余金計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２４
(10) 農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況　・・・・・・・・・　１２４
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等　・・・・・・・・・・・・・・・・　１２４
２．連結自己資本の充実の状況等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２５
≪定性的な開示事項≫
（１）連結自己資本比率の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２５
（２）信用リスクに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２５
（３）信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要　・・　１２６
（４）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２６
（５）証券化エクスポージャーに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・　１２６
（６）ＣＶＡリスクに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２６
（７）マーケット・リスクに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・　１２６
（８）オペレーショナル・リスクに関する事項　・・・・・・・・・・・・　１２７
（９）出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２７
(10) 金利リスクに関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２７
≪定量的な開示事項≫
（１）自己資本の構成に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２８
（２）自己資本の充実度に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２９

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳
② 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳
③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要
（3）信用リスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３２
① 信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高
② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
③ 貸出金償却の額
④ 信用リスク・アセット残高内訳表
⑤ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク･ウェイト1250%を適用する残高
⑦ 資産（オフ･バランス取引等含む）残高等リスク･ウェイト区分内訳表
（4）信用リスク削減手法に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３６
① 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 １３７
（6）証券化エクスポージャーに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・ １３７
（7）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ・・・・・ １３７
① 出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価
② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
③ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
④ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
（8）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３７
（9）金利リスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３７

【ＪＡの概要】
１．機構図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３８
２．役員一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３９
３．会計監査人の名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３９
４．組合員数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４０
５．組合員組織の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４０
６．特定信用事業代理業者の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４０
７．地区一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４１
８．店舗一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４２
９．沿革・あゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４３

【参考】
開示項目一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４４

※１．本冊子は農協法第54条の３に基づき作成したディスクロージャー資料です。
※２．計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

ごあいさつ



高槻市農業協同組合
代表理事組合長　森本　茂

平素は、JAたかつきの事業各般にわたり、一方ならぬご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度は、昨年3月に「賃金と物価の好循環が見通せるようになった」として日銀がマイナス金利の解除を発表し、日経平均株価は史上最高値を更新、公示地価上昇率や春闘賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野で「デフレからの脱却」を実現する形となりました。

農業面では、「令和の米騒動」に代表されるよう、南海トラフ地震の備えや外食需要の急騰に端を発する米の品薄状況は今なお続いており、当JAにおいても供給の安定化に努めましたが2月には一般販売を終了することとなりました。

このような情勢のなか、当JAは第9次総合経営計画の最終年度として5つの重点実践課題に取り組み、各種イベントによる経済事業の伸長、新たな営農支援事業の設定、支店建替など利用者への利便性強化、組合員との対話を重視した「ふれあい訪問日」などを実施しました。令和7年度は新たな3か年計画「第10次総合経営計画―未来へつなぐ協同のきずな―」がスタートします。心も新たに自己改革・協同の心を重んじた事業運営に役職員一同、精励努力を重ねていく所存であります。

末筆となりましたが、本誌によって、より一層当JAへの信頼を深めていただければ誠に幸甚に存じます。

経営理念

ＪＡのアイデンティティを大切に、信用を重んじ、堅実経営に徹し、日々事業の向上に努め、組合員と地域の発展のために、かぎりなく貢献しその社会的役割を誠実に果たしていくことを旨とします。

ＪＡたかつきのめざす基本方向

○私たちＪＡたかつきは農業協同組合としての本分を忘れることなく、組合員の営農と地域農業への貢献を第一とします。

○私たちＪＡたかつきは地域に根ざした総合事業体として地域に開かれ、地域に貢献する事業活動を展開します。

○私たちＪＡたかつきは一にも二にも堅実経営を実践し組合員の信頼度を高め、その利用率向上と利用メリットの還元に努めます。

1．事業の概況

（1）指導事業

〈営農活動〉

地域農業の持続的発展を図るため、総合営農センター機能の充実強化に努めるとともに、多様化する農業形態・組合員ニーズを取り入れ、水稲苗・野菜苗の生産・供給及び農作業受委託事業、有害鳥獣対策、遊休農地解消、販売農家への経営対策支援金交付等の営農支援活動及び事業継承次世代組合員への「出向く営農指導体制」の構築と営農情報等の発信による営農指導強化に努めました。

また、JAたかつきブランド米の生産奨励、当JA独自の「栽培の手引き」と「栽培記録管理簿記帳運動」を活用し、品質の均一化を図り、安全・安心な地元農産物の提供、地産地消運動の推進に取り組みました。

〈生活文化〉

安心して暮らせる豊かな地域社会の実現に向け、各地区女性会や各種友の会などが行う、その地域の特性を生かした多彩な活動を支援し、女性協議会による農林業祭への出店や女性会会員を対象とした『終活セミナー』の開催により、地区間の交流を図りました。

〈教育広報〉

広報誌やホームページでの情報発信により組合員・地域住民に対して協同組合運動への理解醸成や、次世代を担う子供たちが農業への理解を深めるべく出前・出張授業等、食農教育のさらなる充実を図りました。

〈農政活動〉

農業・地域社会の情勢変化に対応し、持続可能な地域農業の展開を図るため、関係機関、関係団体と連携し、農政の諸問題の解決に努めました。

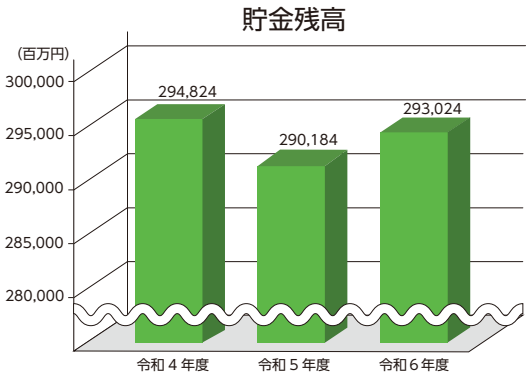






（2）信用事業

〈貯　　金〉

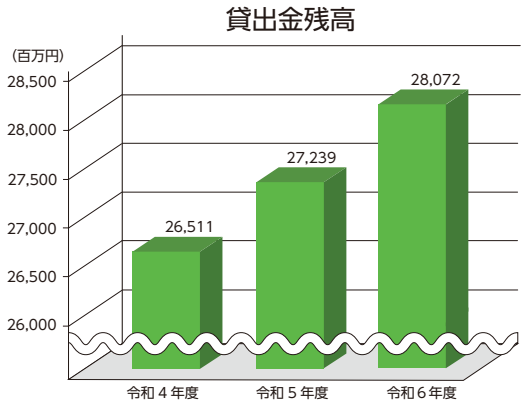


総合事業の強みを生かし、生活メインバンク（年金振込・給与振込）の取り組み強化による家計のメイン化推進、JAネットバンク・JAバンクアプリの推進による利便性の向上に努めるとともに、年3回のキャンペーン定期貯金に取り組みました。

また、組合員・利用者にとって「我が家の事を誰よりもわかってくれている金融機関はJA（オンリーワン）である」という関係性構築に向け、対話を通じた財産診断・遺言信託などの各種相談活動を強化し、組合員・利用者との絆づくりに努めました。

このような結果、本年度末の貯金残高は2,930億円（計画対比100.35%）となりました。

〈貸 出 金〉



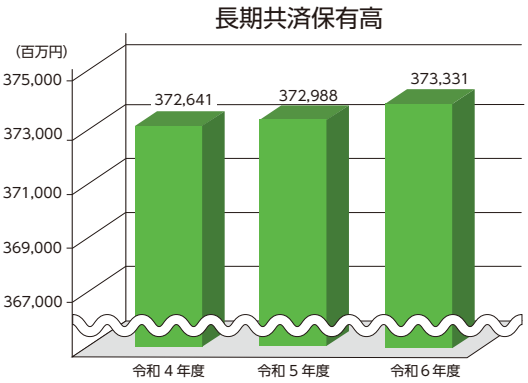
農業資金に対応するため農業者との対話を通じてニーズ把握に努め、より良い提案を実施し農機ハウスローン等の営農資金需要に対応しました。また、組合員・地域住民の各種資金需要に対応するため、休日相談会を開催し、融資相談活動を積極的に実施しました。

このような結果、本年度末の貸出金残高は280億円（計画対比102.82%）となりました。

〈貸 金 庫〉

本店ビル内設置の「貸金庫」は組合員・利用者のかけがえのない貴重品を盗難、紛失、火災等から守る有効な施設として貸金庫ルームの保全管理に万全を期すとともに、利用促進に努めました。

（3）共済事業



3Q訪問活動による「情報の提供」「保障の点検」「請求忘れの確認」を実施し、契約者満足度向上に努めるとともに、組合員・利用者のライフプランに沿った「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提供、Webマイページ・JA共済アプリ、ペーパーレス・キャッシュレス手続きの普及による組合員・利用者の利便性向上への取り組み、法令の遵守、丁寧な説明、情報漏えいの防止等、コンプライアンス体制の整備に努めました。

このような結果、本年度末の長期共済保有高は3,733億円（計画対比100.06%）、自動車共済契約掛金は1億4千万円（計画対比100.73%）となりました。

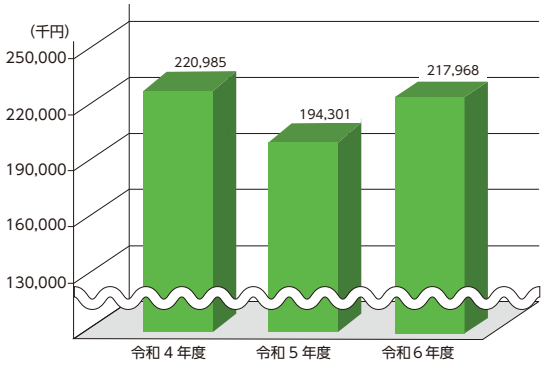
（4）購買事業

肥料価格高騰の影響に対応するため、予約購買にて「JAたかつき銘柄米」栽培の手引きに記載のある水稲肥料主要品目について通常の予約（特別価格）よりさらに見直して販売し、組合員の生産費抑制に取り組むとともに、販売農家経営対策支援としてJAたかつき営農支援事業を継続実施しました。

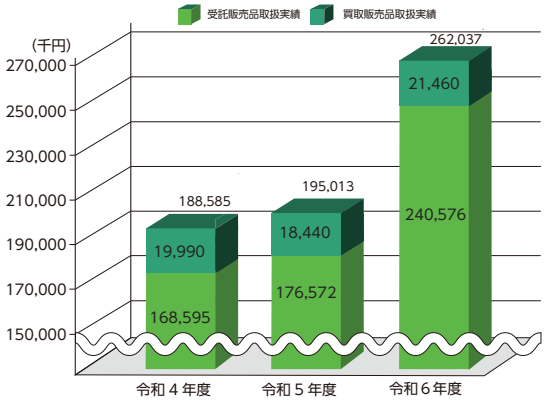
このほか、年々増加傾向にあるジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の被害状況を踏まえた支援策や、全農等と連携した生活関連物資のイベント開催等による購買品取扱高の向上に努めました。

このような結果、本年度末の購買品取扱高は2億1千万円（計画対比94.76%）となりました。

購買品取扱高



販売品取扱高



（5）販売事業

地元産米「ヒノヒカリ」「キヌヒカリ」について、JAたかつき銘柄米（ブランド米）生産奨励施策実施要領に基づき、飯米を除く売渡希望数量の全量を買入れるとともに、米価市況価格の高騰を受け、地元産米の買取価格を前年より増額しました。また、農産物直売所においては、高槻市が実施する“スクラム高槻”への参加やイベント企画等を通じて来店者誘致に取り組むなど、農家所得向上に努めました。

このような結果、本年度末の販売品取扱高は2億6千万円（計画対比131.01%）となりました。

（6）加工事業

地元産米の消費拡大を図るため、純米米粉「ささめ雪」を製造･販売しました。

（7）利用事業

組合員が円滑に収穫作業をできるよう、総合営農センター内の共同乾燥施設「ライスセンター」の粗選機等各機器の保守･修繕に取り組みました。







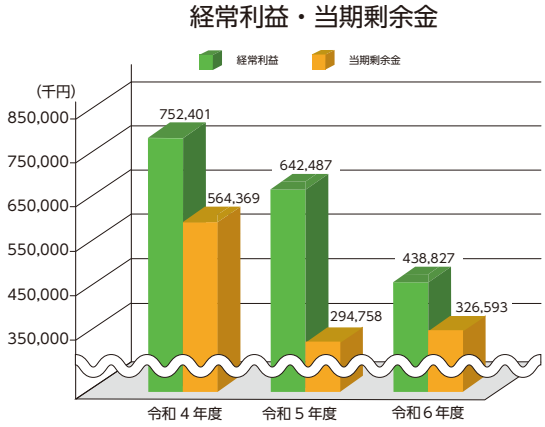
このような結果、ライスセンターへの生籾による集荷は842トン、玄米による集荷は100トンとなりました。

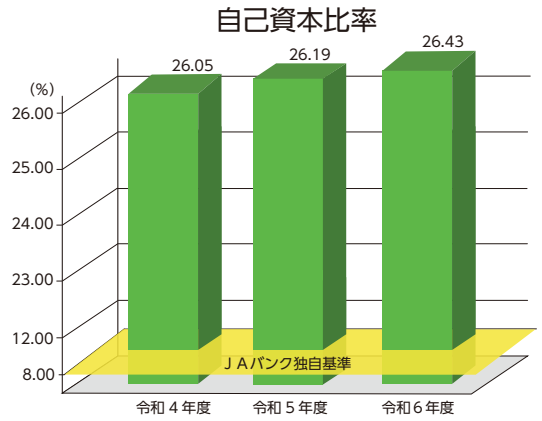
また、総合営農センター内の共同育苗施設「育苗センター」を活用し、水稲苗及び野菜苗の生産・供給に努めるとともに、農作業オペレーター部会等と連携し、水稲作を中心とする農作業受委託事業に取り組むとともに、組合員の農業継続を支援しました。

このような結果、水稲苗34,101箱、野菜苗35,675ポットを生産供給するとともに農作業の受委託については、耕耘・代かき66.2ha（159軒）、機械田植23.0ha（134軒）、稲刈り23.7ha（140軒）、うち全面委託1.1ha（8軒）となりました。

（8）その他

これらの活動の結果、令和6年度決算に基づく経常利益は4億3千万円、当期剰余金は3億2千万円を計上するとともに、経営の健全性を示す一つの指標となる単体自己資本比率は26.43%を確保することができました。













2. 農業振興活動

農業関係の持続的な取り組み

当ＪＡでは、総合営農センターを拠点とした都市農業の確立と土地の有効活用による「農業と住環境の調和したまちづくり」や、大都市近郊の有利性を生かした農業の活性化の促進、「都市と農業の共生する魅力ある地域づくり」により組合員のくらしの安定と生活環境の向上に貢献すること、これらを実現する活動を展開しています。

１．ブランド化に向けた取り組み

当ＪＡでは、安全・安心の農産物を広く地域住民に供給するため、主幹作物である米については、栽培品種を平坦部で「ヒノヒカリ」、山間部で「キヌヒカリ」とし、栽培管理についても統一化を図る「水稲栽培ごよみ」を配布し、良食味米を追求した「ＪＡたかつき銘柄米（ブランド米）」の生産を奨励しています。また、直売所に出荷する野菜についても、独自の安全基準を設定した「槻っ子やさい」として認証し、そのブランド力向上に努めています。

２．担い手不足・遊休農地解消に向けた取り組み

組合員の兼業化・高齢化による担い手不足、遊休農地化の防止・解消を図るため、組合員の農作業を当ＪＡと農作業オペレーター部会が連携し作業受託するなど農地の保全を基軸とした地域環境整備に努めています。また、組合員の営農にきめ細やかな対応ができるように、営農指導課による営農指導・相談活動に取り組むとともに、広報誌、総合営農センターニュースによる営農情報の提供、「ふれあい農業塾」による担い手の育成に努めています。

３．次世代に向けた取り組み

当JAでは子どもたちに地域農業に関心を持ってもらい、地産地消をより推進していくため、管内全小中学校への米飯給食の供給、営農指導員や当JA職員による出張・出前授業などに取り組んでいます。このほか、地域農業の理解を醸成し、地域住民と農家組合員との交流を図るため、高槻市・島本町農林業祭への協賛、支店前朝市、支店前でのふれあい祭などを実施しています。







地域密着型金融への取り組み

1．農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当ＪＡでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、「金融円滑化にかかる基本方針」を定め、農業者等の経営支援に取り組んでいます。

2．農業者等の経営支援に関する体制整備

常勤理事（信用事業担当）を金融円滑化管理責任者とし、金融共済部に金融円滑化管理担当者を設置することにより、当ＪＡにおける金融円滑化の方針や施策の徹底を図るとともに、組合長以下関係役員・部長を構成員とするコンプライアンス委員会において金融円滑化にかかる対応を一元管理し、組織横断的に協議を行っています。

3．農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

組合員の兼業化・高齢化による担い手不足、遊休農地化の防止・解消を図るため、地域農業再生協議会・関係機関・団体と連携し、遊休農地の実態把握・解消に向けた体制整備に取り組んでいます。

また、推進課、営農指導課、本店融資課に担い手金融リーダーを、一部店舗にＪＡバンク農業金融プランナーを設置し、農業メインバンク機能強化先を選定し、定期訪問を実施しています。

4．ライフサイクルに応じた担い手支援

ＪＡの総合事業の特性を生かし、信用・共済・購買・販売・指導等各事業間の連携を通じ、担い手をはじめとする多様な農業者への総合的な支援、関係機関・団体と連携した経営所得安定対策、農業関連融資等に取り組んでいます。

5．経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取り組み

取引実績や青色申告書等を活用した経営分析による適切な資金提案を行うとともに、認定農業者に対し、「農業近代化資金」「農業経営基盤強化資金」「農業改良資金」、担い手に対し、「農業近代化資金」「経営体育成強化資金」「農業改良資金」等による資金供給を行っています。

6．農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

農山漁村等地域を担う農業者以外の地域住民等に対する地域農業への理解醸成を図るため、管内小学生を対象とした食農教育の充実、農林業祭や朝市、ふれあい祭等による啓発に努めています。また、地産地消の推進拠点として農産物直売所「農風館」の拡充、地場農産物の PR に努めています。

3. 地域貢献情報等

地域社会の一員として

当ＪＡは、高槻市・島本町の一市一町を事業区域として、常に農家・組合員目線で地域のために事業を展開しています。協同組合の本分である相互扶助の精神のもと、組合員の社会的・経済的地位の向上と地域社会への貢献という組合の目的を達成するため、地域の一員として事業活動を展開しています。

当ＪＡでは、総合事業のメリットを発揮し、各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域に根ざした協同組合として、環境・文化・教育・健康等への貢献活動を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに努めています。

地域からの資金調達状況

当ＪＡの令和７年３月末現在の貯金残高は２，９３０億円で、組合員の計画的な資産づくりをお手伝いさせていただくため、目的や期間に応じた各種貯金を取り扱っています。（貯金残高の内訳はＰ．７４、商品一覧はＰ．２９に掲載しています。）

地域への資金供給状況

当ＪＡの令和７年３月末現在の貸出金残高は２８０億円で、住宅ローンをはじめとするさまざまな資金を必要とする組合員等にご利用いただいています。（貸出金残高の内訳はＰ．７５、商品一覧はＰ．３０に掲載しています。）

文化的・社会的貢献に関する事項

１．主たる貢献活動

・農林業祭等による「食」と「農」への理解醸成、農業者と地域住民とのふれあいの場の提供
・地元警察署と連携した振り込め詐欺等特殊詐欺被害防止啓発運動
・各種農業関連イベントや地域活動への協賛・後援
・管内全小・中学校への米飯給食用地元産米の供給
・全店舗ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置
・スポーツ・レクリエーション貢献活動
・こども１１０番
・次代に向けた食農教育活動
・各支店に血圧計を設置
・地域美化運動



2．利用者ネットワーク化への取り組み

・年金友の会（会員のつどい、親睦旅行等）
・住宅経営研究会（資産管理、税務研修等）
・各地区女性会の正副会長で構成する女性協議会の運営
・各目的別ふれあい友の会の支援

3．情報提供活動としての取り組み

・ホームページの随時更新
・広報誌『ふれあい』の定期発行
・年金相談会の開催
・住宅ローン休日相談会の開催
・税務相談の開催



4．環境問題への取り組み

・期限切れ農薬、廃プラスチックの適正回収
・夏のエコスタイルキャンペーンの実施
・SDGs債（グリーンボンド）の購入による脱炭素社会を支援



5．各種募金・公益団体等への寄付等

・赤い羽根共同募金、歳末助け合い運動、生活困窮者に対する食料提供など社会福祉活動への協力









組合員・利用者本位の業務運営に関する取り組み

当ＪＡでは組合員・利用者の資産形成をサポートし、生活向上に寄与するという協同組合としての目的を果たすため、「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」を以下のとおり定めています。

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

高 槻 市 農 業 協 同 組 合

高槻市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、ＪＡのアイデンティティを大切に、信用を重んじ、堅実経営に徹し、日々事業の向上に努め、組合員と地域の発展のために、かぎりなく貢献しその社会的役割を誠実に果たしていくことを旨とします。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況については、定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境変化等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直してまいります。

１．組合員・利用者への最適な商品提供

（１）金融商品

貯金・ローン等をはじめとする組合員・利用者の皆さまの暮らしに便利な商品・サービスを、ライフスタイルの変化等に合わせて提供します。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成には携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

（２）共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう最良の共済仕組み・サービスを提供します。なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2 、3）】

２．組合員・利用者本位のご提案と情報提供

（１）信用の事業活動

①組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に応じて、貯金・ローン等の最良・最適な商品をご提案します。特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご家族も含めてご理解いただけるよう丁寧な説明を行います。

②商品・サービスのご提案にあたっては、希望する商品やサービスの利用目的を十分に確認したうえで、商品の比較が容易となるよう、パンフレット・タブレット等を活用し分かりやすい情報提供を実施します。特に、組合員・利用者の皆さまが負担する手数料・費用等の重要な情報は、丁寧に説明します。【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

（２）共済の事業活動

①組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最良・最適な保障・サービスをご提案します。

②保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。

③特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

⑤各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じてより安心いただけるアフターフォローを実施します。【原則2本文および（注）、原則4本文、原則5本文および（注１～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3．利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの商品選定や情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および（注）】

4．組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

（１）組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、的確な金融商品・保障・サービスを提供、堅確な事務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（２）組合員・利用者の皆さまへの適切な提案に資する高度な専門性を有する職員育成のため、外部資格取得を推奨しています。【原則6（注5）、原則7本文および（注）】

＜取得を推奨する外部資格＞

・証券外務員（対象：全職員）

・内部管理責任者試験（対象：全管理職）

・ＦＰ技能士（対象：全職員）

（3）また、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、組合員・利用者の皆さまに対して、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

（4）業績の評価にあたっては、「手数料収入等への貢献度」ではなく、顧客ニーズに沿った商品販売・保障提案を行った結果としての「預かり資産残高等」の他、「提案プロセス」を評価材料としております。【原則7本文および（注）】

以 上

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

経営者保証に関する取り組み

当ＪＡは、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するため態勢整備を実施しました。

当ＪＡは、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

本ガイドラインの詳細については、以下のＵＲＬよりご参照ください。

一般社団法人全国銀行協会
https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/

日本商工会議所
https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html

経営者保証に関する取組方針

高槻市農業協同組合

高槻市農業協同組合は、「経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針」を尊重し、その趣旨や内容を踏まえた以下の取組方針を定め、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着に努めてまいります。

１．経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討します。

2．経営者保証の契約時の対応について

（1）農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

（2）保証金額については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3．既存の保証契約の適切な見直しについて

（1）農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

（2）事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、　保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

　また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4．経営者保証を履行する時の対応について

　経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

4. リスク管理の状況

リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じています。

・個別与信審査体制

融資案件の審査を担当する部署（総務部審査課）を設置し、厳正なチェックを行い、健全な貸出の実行に努めています。また、既貸出先の業況を把握するとともに、担保評価の精緻化や厳格な自己査定を実施しています。

・ＡＬＭ（リスク管理）委員会

経営情勢の変化や市場金利の変動等により発生する各種リスクを管理するため、定期的に「ＡＬＭ（リスク管理）委員会」を開き、安定的な収益を確保するための運営方針を協議・決定しています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に審査課を設置し、本･支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡ保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ（リスク管理）委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ（リスク管理）委員会で決定された方針に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、

収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会等に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故･不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査･自店検査を実施し事務リスクの低減に努めています。また、事務ミス等について情報を共有･管理し、更には再発防止への取り組みを徹底することにより、自己改善の向上及び事務の堅確性向上を図ることを目的とした事務リスク管理会議を定期的に開いています。このほか万が一、事故･事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「オンラインシステム管理要領」「ＪＡ大阪システム利用事務手続」を策定しています。

⑦業務継続リスク管理

業務継続リスクとは、自然災害の発生、感染症の拡大等により通常業務運営が困難又は不可能となるリスクのことです。当ＪＡではこのような突発的な事象に対処していくため、「業務継続リスク管理規程」等を制定しており、緊急事態発生時には「緊急対策本部」を設置し、一元的に指揮・命令を行う体制としています。

また、地域住民の皆さまの生活や経済活動維持に努めるため、万一の大規模な自然災害、感染症の蔓延等の危機発生時において、早期に被害の復旧を図り、必要最低限の業務を継続するための業務継続計画(BCP)として「業務継続マニュアル」を策定するなど、より強固な危機管理態勢の構築に向けた取り組みを進めています。

法令遵守の体制

【コンプライアンス基本方針】

当組合は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助の理念に基づき、地域の農業生産の振興を旨として、地域金融機関としての役割など協同組合組織として、組合員や地域住民の農と生活全般にわたる事業活動を通じて、農業の発展と地域経済・社会の発展に寄与するという重要な社会的責任を担っています。

この基本的使命・社会的責任を果すため、以下のコンプライアンス基本方針に基づいて事業を展開していきます。

【基本方針】

○ 当組合は、ＪＡの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。

○ 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。

○ 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

○ 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。

○ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本部各部署、本・支店にコンプライアンス担当者を設置することにより、コンプライアンスの推進を行っています。基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会などを通じて全役職員に徹底しています。毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効性のある推進に努めるとともに、専務理事直轄とするコンプライアンス部を設置し、コンプライアンス態勢の更なる充実・強化に努めています。

また、組合員･利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情･相談等の窓口を設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています。（詳細は次ページのとおりです。）

組合員から監事への情報提供窓口設置について

当ＪＡの監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法（第 35 条の 5）及び農協法施行規則（第 81 条）に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当ＪＡの理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば、封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いします。

なお、ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは、受付いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

連 絡 先：　〒 569-0071　高槻市城北町１－１５－８
高槻市農業協同組合　本店
072-672-6603
受付監事：　三上　勤

※当ＪＡの業務に関する一般的な苦情については、下記のとおり窓口を設置していますので、そちらをご利用ください。

【一般苦情相談窓口】

一般的な苦情･相談等の窓口は、金融課（信用事業）･共済課（共済事業）･営農経済部（営農･経済事業）･総務部（その他全般）及び各支店に設置しています。

【利用者保護等への取り組み】

当ＪＡでは、農業協同組合法その他関連法令などにより営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。）の皆さまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「ＪＡバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。（「利用者保護等管理方針」については、下記をご参照ください。）

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

高槻市農業協同組合

高槻市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1．当組合は、お客さまに対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む）及び情報提供を適切かつ十分に行います。

2．当組合は、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。

3．当組合は、お客さまに関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。

4．当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めます。

5．当組合は、当組合との取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

※１　本方針の「お客さま」とは、「農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業で取引をされている方及び今後取引を検討されている方」をいいます。

※２　本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

【利益相反管理への取り組み】

当ＪＡでは、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインならびに理事会において決議した「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行してまいります。（「利益相反管理方針の概要」については、下記をご参照ください。）

利益相反管理方針の概要

高槻市農業協同組合

高槻市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインならびに当組合で定める利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

当組合は、法令等にしたがい、当組合の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

１．対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

２．利益相反のおそれのある取引の類型等

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。

（１）お客さまと当組合の間の利益が相反する類型。

（２）当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型。

３．利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

（１）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

（２）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

（３）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管

理統括部署に報告します。

（４）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

（５）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

４．利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

（１）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法。

（２）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法。

（３）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法。（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

（４）その他対象取引を適切に管理するための方法。

５．利益相反のおそれのある取引の記録及び保存

利益相反の特定及びその管理のために行った措置については、当組合で定める利益相反管理規程に基づき適切に記録し、保存いたします。

６．利益相反管理体制

（１）当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないこととします。また、当組合の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めています。

（２）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

７．利益相反管理体制の検証等

当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら高槻市農業協同組合（℡ 072-671-5421）までご連絡ください。

【マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応】

当ＪＡでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを遵守します。(「マネー･ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」については、下記をご参照ください。)

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

高槻市農業協同組合

高槻市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー･ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー･ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

【金融円滑化への取り組み】

当ＪＡでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。（「金融円滑化にかかる基本方針」については、下記をご参照ください。）

金融円滑化にかかる基本方針

高槻市農業協同組合

高槻市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1　当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。

2　当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3　当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4　当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5　当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

　また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6　当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

　具体的には

（1）組合長以下、関係役員･部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（2）常務理事（信用事業担当）を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

（3）金融共済部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店（含、本店）における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7　当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

【金融ＡＤＲ制度への対応】

①苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規程などを整備のうえ、その内容をホームページ・チラシなどで公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口（受付時間：９時～17時（休業日を除く））

信用事業　金融共済部金融課（電話：072-672-9614）

共済事業　金融共済部共済課（電話：072-672-9613）

②紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター　（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター　（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター　（電話：03-3581-2249）

京都弁護士会紛争解決センター　（電話：075-231-2378）

兵庫県弁護士会紛争解決センター　（電話：078-341-8227）

公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）

紛争解決は①の窓口又はＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

ⓐ現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。

ⓑ移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国のすべての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容はＪＡバンク相談所又は東京三弁護士会仲裁センターなどにお問い合わせください。

・共済事業

一般社団法人　日本共済協会　共済相談所（電話：03-5368-5757）
https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

一般財団法人　自賠責保険・共済紛争処理機構
https://www.jibai-adr.or.jp/

公益財団法人　日弁連交通事故相談センター
https://n-tacc.or.jp/

公益財団法人　交通事故紛争処理センター
https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ
https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先（住所・電話番号）については、上記ホームページをご覧いただくか、①の窓口又はＪＡ共済相談受付センター（電話：0120-536-093）にお問合せください。

【内部監査体制】

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査部門は、当ＪＡの本部、本・支店及び子会社の全てを対象とし、毎年度策定する内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長及び監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 主な事業の内容等

主な事業の内容

（1）信用事業

JAの信用事業は貯金、貸出（融資）、為替などの業務を行っています。ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。便利で一層信頼される地域密着型金融機関として、ＪＡバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「ＪＡバンクシステム」を運用しています。

〈貯金業務〉

ＪＡ貯金は組合員や地域住民との家族の生活設計、それぞれのライフステージにおける利用者のニーズにこたえるため、さまざまな貯金商品を用意しています。

〈貸出（融資）業務〉

組合員や地域の皆さまの生活を豊かにするための資金を融資しています。

また、地方公共団体、地元企業などへ農業以外の事業に必要な資金を貸出し、地域社会の発展・向上に貢献しています。

特に住宅ローンは平日の住宅ローン相談会に加え、本店にて第一日曜日、第三土曜日に特別相談会を実施しています。

〈その他の業務・サービス〉

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫など当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関にもお振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱うほか、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、郵便局等でも現金が引き出せるキャッシュサービスや、各種自動支払いや給与振込サービス、口座振替サービスなどを取り扱っています。

また、本店ビルにおいて安全な貸保護函（貸金庫）を設置し、大切な財産をお守りするなど、いろいろなサービスに努めています。

※通帳・証書・キャッシュカード・印鑑などの紛失・盗難時のご連絡は、年間を通して、終日24時間受付いたします。

平日９：00～17：00
　お客さまの取引先支店まで
休日及び平日の上記以外の時間帯
0120－212－217（夜間・休日緊急ダイヤル）

〈貯金商品一覧〉

貯金種類		特徴	期間
当座性貯金	総合口座	1冊の通帳で、受け取る・支払う・貯める・借りるの機能を備えた便利な口座です。	出し入れ自由
	普通貯金	日常の出し入れ、公共料金等の自動支払い・給与・年金等の自動受取などにご利用いただけます。	〃
	普通貯金無利息型（決済用）	利息は付きませんが、貯金保険制度による「全額保護の対象」となります。	〃
	当座貯金	代金等の支払いを手形や小切手でできる貯金です。お取引上のお支払いや代金決済に最適ですが、利息は付きません。貯金保険制度による「全額保護の対象」となります。	〃
	貯蓄貯金	残高に応じた利率を適用し、使いみちの決まらないお金を預けて増やしながら、いつでも使える貯金です。	〃
	通知貯金	まとまったお金を1週間以上お預けいただくための貯金です。ただし引き出しの2日前までにご連絡が必要です。	1週間以上
	納税準備貯金	税金のお支払いに備える貯金で引き出しは原則として納税時のみで、利息は非課税です。なお、納税以外の引き出しは、原則課税扱いとなります。	お引き出しは納税時
定期性貯金	大口定期貯金	1,000万円以上の大きな資金の運用に最適な定期貯金です。お預け入れ期間は1ヵ月以上で最長10年までいろいろお選びいただけます。	1ヵ月以上 10年以内
	スーパー定期貯金	安全かつ確実にお金を増やしたい方におすすめの定期貯金です。プランにあわせて期間をお選びいただけます。	〃
	期日指定定期貯金	お預け入れ期間は3年ですが、1年間の据置期間後は1ヵ月前までに満期日をご指定いただければ、必要な時にいつでも引き出しできます。	1年以上 3年以内
	相続定期貯金つなぎ愛	当JA又は、他金融機関での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した金額を原資としてお預けいただくと上乗せ金利を適用します。	1年
	積立定期貯金	計画的にいつでも積立できる定期貯金です。積立期間や積立金額を定めず、毎月自由にお預けいただけるエンドレス型、積立周期を指定していただける満期型、積立・掛金・受取期間それぞれを指定していただける年金型の3型からお選びいただけます。	エンドレス型（定めなし）、満期・年金型（6ヵ月以上10年）
	定期積金	目標を定めて、無理のない資産の積立を行っていきたい方におすすめです。	6ヵ月以上5年
	隔月掛金定期積金なごみ	ＪＡで年金をお受け取りになる方におすすめの商品です。年金受給月に合わせて、無理なく積み立てを行っていくプランです。またさまざまな特典もご用意しております。	1年～5年
	プレ年金定期積金そなえ得	公的年金のお受け取りをＪＡでご予約いただいた55才以上65才未満の方を対象とした商品です。上乗せ利回りで、第二の人生を安心して生活するための資産設計の手助けになります。	〃
	学資定期積金きっず	18歳以下の子弟を養育しているご家族の方を対象にした商品です。 お子様の将来の積立に役立ちます。	〃

〈貸出（融資）商品一覧〉

種　　類	特　　徴	期　　間	融資金額
住　宅　ロ　ー　ン	新築・増改築、建売住宅やマンションの購入、他金融機関の住宅ローンの借換えなど、ＪＡの住宅ローンは、さまざまな住宅プランにお役立ていただけます。	３年以上５０年以内	１億円以内
リフォームローン	住宅の増改築、車庫の建築、造園とさまざまなリフォームにご利用いただけます。	１年以上 ２０年以内	１０万円以上 １，５００万円以内
経営刷新資金	貸家、アパート、マンション、貸倉庫、貸ガレージ等不動産経営の事業関連設備資金が対象です。	３５年以内	１０億円以内
教　育　ロ　ー　ン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さまの入学金や授業料などの学費にご利用いただけます。	６ヵ月以上 １５年以内	１０万円以上 １，０００万円以内
マイカーローン	新車や中古車のご購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。	６ヵ月以上 １５年以内	１０万円以上 １，０００万円以内
カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲なら、いつでも何回でも繰り返し利用することが可能で、使いみちが自由なので、さまざまな場面でご利用いただけます。	１年の自動更新	３００万円以内
農機ハウスローン	農機具の購入・整備にかかる諸費用やパイプハウス等の農業設備の取得・建築費用にご利用いただけます。	１年以上 １０年以内	１，８００万円以内
担い手応援ローン	ＪＡの税務対応支援を受けることにより、経営状況をチェックしながら利用できる運転資金です。	１年以内	３，０００万円以内
農業振興資金	農業経営上必要な資金、農地取得等にご利用いただけます。	３０年以内	１０億円以内
新規就農応援資金	農業経営にかかる設備・運転資金としてご利用いただけます。	[長期資金] １７年以内 [短期資金] １年以内	１，０００万円以内
資産継承ローン	受け継いだ資産に対する相続税の納税や他の相続人に支払うために必要な資金にご利用いただけます。	３０年以内	３億円以内

※上記融資金額には各種条件がございますので、詳しくは最寄りの本支店へお問い合わせください。

〈その他の業務・サービス一覧〉

種　　類	特　　徴
ネットバンク	JA バンクが提供するインターネットバンクです。窓口や ATM に行かずに、パソコン・スマートフォンからインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会やお振込みなどのサービスがご利用いただけます。
自動支払サービス	電気、電話、ガス、水道、NHK などの公共料金をはじめ、納税やクレジット代金等を指定の口座から自動的にお支払いします。
自動受取サービス	国民年金・厚生年金などの各種年金、配当金など、お客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かける手間を省け、期日忘れもありません。
キャッシュカード	JA のキャッシュカードは全国の JA のほか、銀行・信用金庫・郵便局等の CD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入支払機）でご利用になれます。また、買い物などの支払いが即時決済できるデビットカードや、偽造キャッシュカード対策として『IC キャッシュカード』を発行しています。

国債の窓口販売	国が発行する信用力の高い国債には、利率が満期まで変わらない固定金利タイプ３年・５年と、半年毎に適用金利が変わる変動金利タイプ10年の個人向け国債や、さらに満期が２年・５年・10年といった新型窓口販売方式国債があります。利子の支払は年２回となっています。
貸金庫業務	組合員の大切な貴重品を盗難、紛失のトラブル、火災等の災害から守る重要なサービス施設として本店ビル内に設置しています。
遺言信託管理コース（遺言信託代理業務）	農中信託銀行及び大阪府信連が遺言書作成のアドバイスを行い、お客さまが作成された遺言公正証書は農中信託銀行及び大阪府信連が責任を持ってお預かりし、相続開始時にはご指定の方にお引渡しいたします。
遺言信託執行コース（遺言信託代理業務）	農中信託銀行及び大阪府信連が遺言書作成のアドバイスを行い、お客さまが作成された遺言公正証書は農中信託銀行及び大阪府信連が責任を持ってお預かりいたします。また、相続開始時には農中信託銀行及び大阪府信連が遺言執行者として執行手続等を行います。
遺産整理業務（信託代理業務）	農中信託銀行及び大阪府信連が複雑で手間のかかる相続手続きについて、相続人の皆さまのお手伝いをさせていただきます。具体的には、「財産目録の作成」「相続人の皆さまで合意された遺産分割協議書の文書化」「各種財産の名義変更」などの手続きを承ります。

〈JAキャッシュカード入出金時間・手数料一覧〉

金融機関名	お取引内容	ご利用時間		手数料
JAバンク	入出金	平日	8：00 ～ 21：00	無料
		土曜	8：00 ～ 21：00	
		日曜・祝日	8：00 ～ 21：00	
セブン銀行 イーネットATM ローソン銀行	入出金	平日	8：00 ～ 8：45	220円
			8：45 ～ 18：00	110円
			18：00 ～ 21：00	220円
		土曜	8：00 ～ 9：00	220円
			9：00 ～ 14：00	110円
			14：00 ～ 21：00	220円
		日曜・祝日	8：00 ～ 21：00	220円
三菱UFJ銀行	出金 ※入金不可	平日	8：00 ～ 8：45	110円
			8：45 ～ 18：00	無料
			18：00 ～ 21：00	110円
		土曜	8：00 ～ 9：00	110円
			9：00 ～ 14：00	110円
			14：00 ～ 21：00	110円
		日曜・祝日	8：00 ～ 21：00	110円
ゆうちょ銀行	入出金	平日	8：00 ～ 8：45	220円
			8：45 ～ 18：00	110円
			18：00 ～ 21：00	220円
		土曜	8：00 ～ 9：00	220円
			9：00 ～ 14：00	110円
			14：00 ～ 21：00	220円
		日曜・祝日	8：00 ～ 21：00	220円

※ 当JAの「JAバンク優遇プログラム」により、個人のお客さまにつきましては、ゆうちょ銀行・セブン銀行・イーネットATM・ローソン銀行のATM利用手数料を月2回（当月25日から翌月24日の期間）まで無料（対象口座は当座貯金一般、普通貯金【一般・総合・営農】）でご利用いただけます。なお、当JAで初めてお取引される方については、お取引開始月の翌月25日より優遇が受けられます。
※ 稼働時間はATMにより異なります。当JAのATMについてはP.142でご確認ください。
※ その他の提携金融機関（MICS）のATM手数料は、ご利用金融機関による所定の手数料となります。
※ ご利用手数料は自動的に貯金口座より引き落としされます。また、手数料には、消費税が含まれます。なお、残高照会はいつでも無料です。
※ イーネットATMはファミリーマート・ポプラ等のコンビニエンスストアに設置されています。
※ コンビニエンスストア（ファミリーマート等）の一部の店舗においては、ATMが設置されていない場合等があります。「イーネットATMマーク」「ローソン銀行ATMマーク」をご確認のうえ、ご利用ください。

〈振込手数料一覧表〉

取引内容	当JA本支店						系統金融機関あて			他金融機関あて		
	窓口		ATM		ネットバンク		窓口	ATM	ネットバンク	窓口	ATM	ネットバンク
	自店	僚店	自店	僚店	自店	僚店	—	—	—	—	—	—
3万円未満（一件につき）	無料	220円	無料	無料	無料	110円	220円	110円	110円	550円	330円	220円
3万円以上（一件につき）	無料	440円	無料	無料	無料	220円	440円	330円	220円	770円	550円	440円

※ 視覚障碍者・手が不自由な方等に対する窓口での振込手数料については、ATM利用手数料まで減額を行います。詳しくは窓口までお尋ねください。
※ 当JAの「JAバンク優遇プログラム」により、個人のお客様につきましてはJAネットバンクの振込手数料を月2回（当月25日から翌月24日の期間）まで無料（対象口座は当座貯金一般、普通貯金【一般・総合・営農】）でご利用いただけます。

〈ATMでの一日あたりの利用限度額〉

キャッシュカード種別	磁気のみ対応のATM	ICカード対応のATM
磁気キャッシュカード	50万円	
ICキャッシュカード	50万円	100万円

※ 対象となるお取引はキャッシュカードによるお引き出しです（振替、振込を含む）。
なお、デビットカードによるお取引を含みます。
※ 1日あたりのご利用限度額を超えるお取引は窓口にてお取り扱いいたします。
※ ご利用限度額は1回あたりの取引額を累積して管理いたします。
※ ICキャッシュカードは磁気ストライプカード機能も有しており、ICキャッシュカードに対応していないATMでは磁気ストライプカードとしてご利用いただくことになります。
※ お取り扱いにかかる手数料は「ご利用限度額」に含みません。
※ 1回あたりの取扱金額及び取扱金種は、JA・セブン銀行・提携金融機関・ゆうちょ銀行の各店舗により異なる場合があります。

〈両替、金種指定出金、硬貨整理手数料〉

お取り扱い枚数（紙幣+硬貨）	手数料（お取り扱い1件あたり）
1枚～100枚	無料
101枚～500枚	330円

お取り扱い枚数（紙幣+硬貨）	手数料（お取り扱い1件あたり）
501枚～1,000枚	660円
1,001枚以上	500枚毎に330円を追加

※お取り扱い枚数の算定基準は、お客様がお受け取りになる枚数、又はお客様から当店へお引き渡しになる枚数のいずれか多い方とさせていただきます。
※貯金の払戻しに際して金種を指定される場合、ご指定の枚数に応じて、上記の手数料をいただきます。
※硬貨から紙幣への両替に関する手数料及び硬貨による口座へのご入金、お振込、税金・公共料金等の支払いに関する手数料についても上記の手数料をいただきます。
※硬貨計数後に上記のお取引を取りやめる場合や金額を変更される場合も所定の手数料をいただきます。
※一日に複数回に分けて上記のお取引をされる場合は、合算した紙幣・硬貨枚数に応じた所定の手数料をいただきます。
※汚損硬貨及び記念硬貨も算定の対象とさせていただきます。
ただし、以下のお取り扱いの場合につきましては、手数料はいただきません。
●記念硬貨への両替　●個人の場合、組合員本人口座への硬貨の入金及び金種指定出金
●法人の場合、代表者が組合員又は組合員が主たる構成員である口座への硬貨入金及び金種指定出金

〈各種発行手数料関係〉

項目		手数料
貯金残高証明書	1通	550円
相続貯金等残高証明書	1通	1,100円

利息支払証明書	1通	550円
取引履歴明細（照合）表	1通	1,100円
通帳・証書再発行手数料	1冊・1通	1,100円
ICキャッシュカード再発行手数料	1枚	1,100円
キャッシュカード暗証番号照会回答書	1通	550円
小切手帳発行手数料	1冊	11,000円
約束手形発行手数料	1冊	11,000円
小切手・約束手形署名鑑作成費用		5,500円
自己宛小切手発行手数料	1枚	1,100円
未利用口座管理手数料		1,320円

〈融資関係各種発行手数料〉

項目		手数料
貸出金残高証明書	1通	550円
融資証明書	1通	550円
住宅取得年末残高証明書（再発行）	1通	550円
貸出金・利息払込証明書	1通	550円
各種ローン償還明細表（再発行）	1通	550円
ローンカード再発行手数料	1枚	1,100円

〈融資実行・条件変更等手数料（住宅ローン・リフォームローン・資産継承ローン・経営刷新資金）〉

項目		手数料
実行手数料		11,000円
全額繰上返済手数料		33,000円
一部繰上返済手数料	店頭での返済	5,500円
	ネットバンクでの返済	無料
条件変更手数料		5,500円

〈貸金庫使用料〉

項目		使用料
貸金庫使用料	（大きさ　高さ 9.0㎝、間口 24.4㎝、奥行 53.8㎝）	年額 19,800円

※貸金庫利用時間　9:00～17:00（月曜日から金曜日の営業日）

〈その他手数料〉

項目				手数料
国債の保護預かり手数料				無料
個人情報開示手数料				1,100円
出資金残高証明書				550円
ADP手数料			月額利用料	11,000円
取立手数料	電子交換	支払期日まで30日以内	1通	1,100円
		支払期日まで31日以上	1通	2,200円
	個別取立	支払期日まで30日以内	1通	1,100円
		支払期日まで31日以上	1通	2,200円
取立手形不渡り手数料			1通	1,100円
送金手数料（系統金融機関）				440円
送金手数料（他金融機関宛）				660円
送金・振込の組戻料			1通	660円

（2）共済事業

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、相互扶助の精神のもと、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活を取り巻くさまざまなリスクに対して「ひと・いえ・くるま」の幅広い保障を提供しています。

〈「ひと」に関する保障〉

種類	特徴
終身共済	万一のとき、手厚い一時金を受け取れる一生涯の保障です。この一時金に加え、残されたご家族の収入保障として、年金をお受け取りいただけます。※家族収入保障特約を付加した場合。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一のときのための保障です。満期時にはまとまった満期共済金をお受取りいただけます。定期的にまとまった資金を受け取れる中途給付プランも選択できます。
定期生命共済	お手頃な共済掛金で大きな保障を得られ、ご家族をしっかりとお守りすることができます。必要な期間だけ備えたい方のために、共済期間をさまざまなタイプからお選びいただけます。
定期生命共済（逓減期間設定型）みちびき	お手頃な共済掛金でライフステージに応じた必要十分な万一保障をしっかり準備できます。
医療共済 メディフル	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。 健康で一時金のお支払いがなかった場合、健康祝金が受け取れるプランも選択できます。
がん共済	「生きる」を応援する、充実のがん保障です。がん診断時や、再発時・長期治療のとき、まとまった共済金を受け取ることができ、さまざまながん治療を一生涯保障※します。 ※共済期間を終身とした場合。
特定重度疾病共済 そなエール	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
生活障害共済 ささエール	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。公的な制度※に連動したわかりやすい保障です。 ※身体障害者手帳制度

介護共済	一生涯備えられる介護保障です。介護共済金（一時金）は、ご自宅の改修などの初期費用に役立てられます※。　※「共済金年金支払特約」の付加により年金方式でお受取りいただくことも可能です。
予定利率変動型年金共済 ライフロード	確実に受け取れる安心に、増える楽しみをプラスした年金共済です。年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません※。 ※予定利率の推移によっては増加しない場合があります。
こども共済	お子さまの教育資金の備えと万一保障です。「貯蓄性」や「保障の充実性」など、ニーズにあわせて３タイプからお選びいただけます。「学資金」を効率的に準備したい方へおすすめの保障です。
引受緩和型終身共済	通院中の方や病歴がある方など、健康に不安のある方も簡単な告知でお申込みいただけるご加入しやすい、一生涯にわたる万一保障です。80 歳までご加入いただけます。
引受緩和型医療共済	通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけ、持病の悪化・再発もしっかり保障いたします。また、全額自己負担となる先進医療※にも備えられます。 ※先進医療保障ありを選択した場合。
一時払終身共済	一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保でき、死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。医師による診査は必要なく、簡単な告知だけでお申込みいただけますので、お気軽にご加入いただけます。
生存給付特則付 一時払終身共済	生存給付金を生前贈与としてご活用いただけ、死亡共済金を相続対策にもご活用いただけます。医師による診査は必要なく、簡単な告知だけでお申込みいただけますので、お気軽にご加入いただけます。
一時払介護共済	まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障です。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、不安の高まる高齢期も安心です。
認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI)まで幅広く保障します。
傷害共済	日常のさまざまな災害による死亡やケガを保障します。スピーディーに共済金をお支払いします。１０名様以上のご契約は、共済掛金がお得になります。診査は不要です。
賠償責任共済	賠償責任共済は、被共済者（共済の保障を受けられる方をいいます）について加害者として法的な賠償責任が生じた場合に、経済的負担を代替・軽減する共済です。
農業者賠償責任共済	農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する賠償リスクを保障します。

〈「いえ」に関する保障〉

種類	特徴
建物更生共済 むてきプラス	火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかり保障します。
建物更生共済 My家財プラス	椅子やタンス、テレビなど、お住まいにある家財・家具の損害を保障します。
火災共済	建物・不動産の火災などによる損害を保障します。

〈「くるま」に関する保障〉

種類	特徴
自動車共済 クルマスター	クルマスターなら、保障もサービスも、安心・充実！必要な保障を無駄なくそろえた自動車共済です。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含みます※。）（注記）の自賠責共済（保険）への加入が義務づけられています。自賠責共済（保険）は自動車の運行に起因して他人を死傷させたときの損害（対人賠償）に備える共済（保険）です。 ※トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含みません。

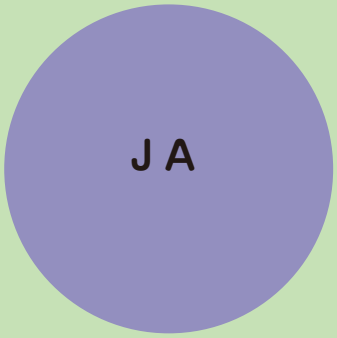
〈JA 共済の役割〉

ＪＡ共済は、ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

共済契約は、ＪＡとＪＡ共済連が共同でお引き受けいたします。

ＪＡとＪＡ共済連の機能分担

ＪＡ共済は、ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれの役割を担い、組合員･利用者の皆さまに「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。



- JA 共済の窓口です。
- 組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。



- JA と一体となって、JA 共済事業を運営しています。
- 各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

（3）経済事業

〈購買事業〉

組合員・利用者への農業生産に必要な質の良い有機・化成肥料・農薬・生活に必要な物資を供給しています。また、予約購買、引き取り制度、物流の集中化等により供給コストの低減に取り組んでいます。

このほか、農業生産資材を常時取り揃えた「緑彩館」を運営し、組合員・利用者の利便性向上に努めています。

〈販売事業〉

総合営農センターで均一に精米された安全・安心の地元産米を地域住民、管内小・中学校用米飯給食、病院等に供給しています。

ＪＡたかつきのお米は理想の肥培管理に基づく良質なお米としてブランド化を図っています。管内で収穫されたお米はその売渡希望数量の全量を買い入れ、各支店、緑彩館、農風館で販売しています。

また、地元で採れたものを地元で食べる地産地消運動を積極的に推進するため、農産物直売所「農風館」を運営し、管内農家組合員が育てた地元産野菜を販売しています。

〈主要購買・販売品目〉

種類			内容・留意事項
購買品	生産資材	飼料	家畜の飼料、その他の配合飼料ほか
		肥料	水稲用肥料、野菜園芸用肥料、土壌改良資材ほか
		農薬	除草剤、殺虫剤、殺菌剤、園芸農薬ほか
		保温資材	農業用ビニール、マルチほか
		包装資材	保有米紙袋、出荷米紙袋、トマト等出荷用箱、野菜出荷用袋ほか
		農業機械	トラクター、コンバイン、動力噴霧器ほか
		石油類	灯油ほか
		自動車（二輪車除く）	農業用軽トラックほか
		建築資材	シロアリ駆除工事ほか
		その他	種子、ヒナ、野菜苗ほか
	生活物資	一般食品	清涼飲料水ほか
		衣料品	雨合羽、軍手、帽子、長靴ほか
		耐久消費財	仏壇、石碑・燈籠、掛軸ほか
		日用保健雑貨用品	トイレットペーパーほか
		その他	書籍ほか
販売品		米	地元産米「ヒノヒカリ」・「キヌヒカリ」ほか

〈加工事業〉

地元産米の消費拡大に向け今注目されている米粉（純米米粉「ささめ雪」）の製造・加工を行っています。

※一部商品は農風館及び緑彩館で取り扱っています。

〈利用事業〉

地域農業を守るため、総合営農センターに共同利用施設ライスセンターを設置し、農作業の効率化に取り組むとともに、コイン精米機・農産物加工センターなど、各種施設の利用促進、共同育苗施設（育苗センター）を活用した良質な機械田植用水稲苗、野菜苗の生産・供給に努めています。

このほか、組合員の兼業化、高齢化に伴う遊休農地の防止・解消のため、農地の保全を基軸とした地域環境整備として組合員の農作業を当JA・農作業オペレーター部会等と連携し作業受託しています。

（4）指導事業

〈営農活動〉

地域農業の持続的発展を図っていくため、総合営農センターを拠点として、組合員の営農にきめ細やかな対応ができるよう営農指導・相談活動を行うとともに、広報誌への営農記事の連載をはじめ、総合営農センターニュース、ふれあい農業塾、農業版電子図書館等により営農情報の提供に努めています。

また、農業と共生する地域をめざした遊休農地の防止・解消、農地の保全を基軸とした地域環境の整備や、未来を担う子どもたちに農業への関心を深めてもらおうと「食農教育」の充実に取り組んでいます。このほか地域農業を守るため、総合営農センターに共同利用施設ライスセンターを設置し農作業の効率化に取り組んでいます。

〈生活文化〉

人と人との絆や地域コミュニティの重要性を再認識し、組合員・地域住民のくらしのニーズに対応した主体的な活動（女性会活動・ふれあい友の会活動）をＪＡの総合力を発揮して支援しています。また、組合員の暮らしを守る相談活動として子会社（高槻コープサービス株式会社）、JA バンク資産相談部と連携し対応しています。

〈教育広報〉

「組合員・地域住民の快適な暮らし」と「ＪＡたかつきを基軸とした協同活動」を築いていくため、広報誌を毎月発行するとともに、ホームページの活用、総合営農センターニュースの発行などを行っています。また、組合員大会や文化セミナーなど各種イベントによりＪＡと組合員・地域住民とを結びつける活動に取り組んでいます。

このほか、ＪＡの「理念」「思い」「大切にしたい考え方」を広めていく「地域協同活動」の一環として、協同意識をはぐくむため家庭雑誌『家の光』の購読普及に取り組んでいます。

〈農政活動〉

持続可能な農業と地域づくりに向け、行政機関、各実行組合等と連携し、担い手不足・遊休農地解消、有害鳥獣対策、農地税制等、当ＪＡを取り巻く諸課題解決に向けた農政活動に積極的に取り組んでいます。

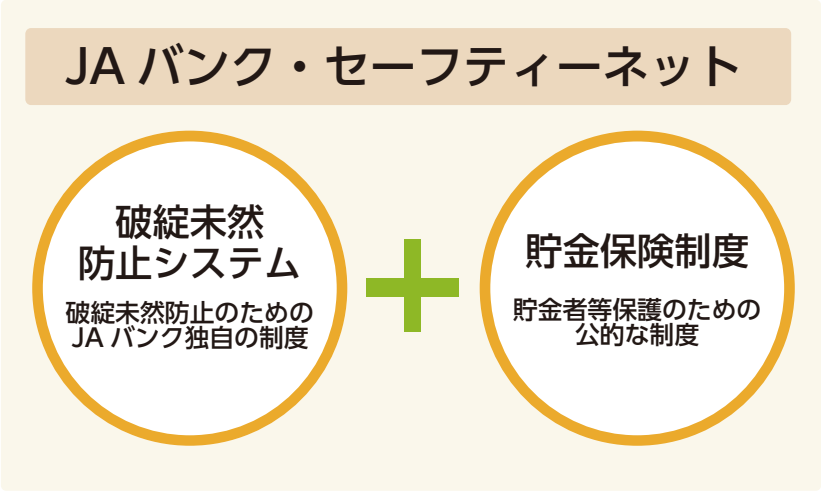
（5）そのほか事業

①資産保全業務……　子会社「高槻コープサービス株式会社」と連携し、組合員の資産管理・保全、土地の有効活用などを提案

②相談業務……　税務相談　毎月第２・第４水曜日
法律相談　毎月第３水曜日

③営農・園芸相談……　定例的に実施
④貸部屋業務……　本店ビル内コミュニティーホールや支店ふれあいホール等

ＪＡバンク・セーフティーネット



当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

（１）破綻未然防止システム

JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、（１）個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

（２）貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

6. ＪＡ自己改革実践状況報告

報告の目的

当組合では、JAたかつきのめざす基本方向のもと、第9次総合経営計画（令和4年度～令和6年度）の5つの重点実践課題「持続可能な地域農業の振興」「組合員・地域住民の協同組合運動への参加・参画に向けた環境づくり」「将来の環境変化を踏まえた経営基盤の確立」「組織・事業・経営を支え活躍する「人」づくり」「広報活動の強化によるJAの魅力発信」を実現するため、さまざまな自己改革に取り組みました。

自己改革は、地域の農業とくらしになくてはならない組織となることをめざす改革であり、当該改革における取り組み等を組合員の皆さまと共有するため、令和元年度総代会より自己改革実践状況について報告しています。

報告方針

自己改革実践状況報告については、以下の方針に基づき、作成しています。

①自己改革実践状況については、その取り組み目的等が明確になるよう重点事項毎の項目に分けて記載しています。

②自己改革実践状況報告は、令和4年度から令和6年度(令和4年4月1日～令和7年3月31日)における取り組みを対象としています。

実践状況報告

1. 持続可能な地域農業の振興

（1）多様な担い手対策と都市農地の保全対策

重点取組事項	具体的実践方策	3年間の総括
多様な担い手等の確保・育成・支援	担い手に対して出向く体制の構築と営農指導員（SAA／AA）等人材の育成	営農指導員資格を5名（認証済2名、認証待ち1名、試験合格2名）、AAについては4名取得しました。
	事業継承支援を通じた次世代組合員の育成	各種農業塾を開催。特に「水稲栽培講座」は令和6年度より後継者向けの講座とし、作業見学を講座内容に追加し、講座回数を3回から5回に変更しました。
	JAと次世代組合員との営農・経済活動を通じた関係構築	共同育苗施設による水稲苗令和4年度36,038箱、令和5年度35,034箱、令和6年度34,101箱、野菜苗等令和4年度51,162ポット、令和5年度39,087ポット、令和6年度35,675ポットを生産・供給するなど営農指導を実践しました。

重点取組事項	具体的実践方策	3年間の総括
行政等と連携した都市農地の保全対策	農作業受委託事業等を活用した優良農地の保全対策	農作業受委託事業令和4年度28.6ha、令和5年度31.3ha、令和6年度31.5haの保全作業を行い、農地の保全を図りました。

（2）消費者に向けた地元産農産物の魅力発信

重点取組事項	具体的実践方策	3年間の総括
農産物直売所等での地元農産物の推進、安全･安心の提供	所得増大に向けた直売所出荷者への栽培指導の実施	高品質な農産物出荷に向けての土づくり対策･資材を検討しました。 毎月、病害虫発生情報･栽培カレンダーを店舗掲示しました。
	食の安全･安心に関する取り組み（GAP、HACCP等）	生産者クラブ会員を対象として農薬使用時の留意点や食品衛生に関する研修を実施しました。 また衛生管理に関する研修を毎年職員が受講し、食の安全･安心に関する知識を習得しました。
地元産農産物のPR	地元産米消費拡大に向けた消費者向けPRの展開	市場動向を踏まえた価格設定を含め、適正な供給体制の構築を図りました。これら取り組みにより令和4年度の販売品取扱高は1億8,858万円、令和5年度1億9,501万円、令和6年度2億6,203万円となりました。

2. 組合員・地域住民の協同組合運動への参加・参画に向けた環境づくり

（1）組合員の意思反映及び運営参画

重点取組事項	具体的実践方策	3年間の総括
多様な組合員の意思反映の仕組み構築	准組合員モニター制度の導入に向けた取り組み	実施要領の制定、准組合員モニター制度を導入し、准組合員モニターミーティングを開催しました。意見交換会、農業体験を実施し准組合員の意見を拝聴しました。
組合員組織･准組合員による意思反映･運営参画	女性組織･准組合員等からの理事登用	組合員組織による協議会開催により、役員改選等協議事項を検討しました。
	女性運営参画目標の設定･実施	女性役員の理事登用目標を設定し、女性協議会において運営参画を推進しました。

（2）組合員・地域住民等への対話・活動の展開

重点取組事項	具体的実践方策	3年間の総括
組合員等との対話運動の実践(認知・利用・参加・参画誘導)	組合員等との関係性の把握	メンバーシップアンケートの実施等を通じて組合員の事業利用状況を把握しました。
	組合員等の特性を捉えた対話運動の実践	令和6年11月24日をふれあい訪問日とし、無作為に抽出した組合員を訪問しメンバーシップアンケートを実施しました。
組合員・地域住民等を巻き込んだくらしの活動の展開(認知・利用・参加)	食農教育（食と農を伝える活動）農業体験学習、出前・出張授業	管内小学校を対象に食農教育教材本の配付や出前・出張授業を実施しました。 出前・出張授業の受入　合計4校 職場インタビューの受入　合計4校 ガンバ大阪アカデミー寮生の田植え、稲刈り体験を実施しました。
	文化活動（組合員と意思疎通を図る活動）料理教室、小さな拠点づくり	各地区女性会を支援し、各種講習会や健康体操などの活動を令和4年度43回、令和5年度46回、令和6年度36回実施しました。
	地域貢献活動、ふれあい祭・支店協同活動、地域清掃活動、交通安全活動	令和4年度全支店で1支店1協同活動を実施しました。 支店緑化運動（全店）、環境美化運動（3支店）、地域防犯活動（2支店）、収穫体験（1支店）、朝市開催（1支店） 令和5、6年度は地域貢献活動として 収穫体験（1支店）、朝市（1支店）、ふれあい祭り（1支店）を実施しました。
	年金友の会・住宅経営研究会の活動による関係性の強化	【年金友の会】コロナ禍の令和4年以外は会員のつどい、会員親睦旅行ともに盛大に開催しました。 【住宅経営研究会】コロナ禍の令和4年以外は総会、視察研修、親睦旅行と実施しましたが、会員数が年々減少しているのが課題です。
組合員組織の活性化(参加・参画)	次世代の組合員組織の加入促進・活動の充実	支店が中心となり、次世代の組合員へ各種友の会への加入促進・活動の充実を図り、令和4年度13友の会29回、令和5年度15友の会45回、令和6年度17友の会42回の活動がありました。

3. 将来の環境変化を踏まえた経営基盤の確立

（1）環境変化を想定した柔軟な経営基盤の確立

重点取組事項	具体的実践方策	3年間の総括
効果的かつ効率的な事業運営のための経営計画の策定と実践	収支シミュレーションに基づく中期経営計画の策定・実践	収支シミュレーションを毎年度作成するとともに、年次ごとの検証・見直しを実施し、第10次総合経営計画の素案としました。
	PDCAによる事業計画の作成・見直し	事業計画の年度ごとの評価・見直しを実行するとともに、四半期に一度企画推進会議で自己改革工程表の評価・見直しについて議論しました。
持続可能な経営基盤の確立	店舗・ATM網の再編	ATM稼働調査を継続して実施し、稼働率の低い店外ATM（1台）を廃止しました。
	早期警戒制度への対応	各連合会と連携し、早期警戒制度への対応を図りました。
	経済事業収支改善	全農をはじめオンワード商事や北海道ゼネラルフーズ等と連携し、生活関連を中心として推進を行った結果、令和4年度の購買品取扱高は2億2,098万円、令和5年度1億9,430万円、令和6年度2億1,796万円となりました。

（2）内部管理態勢の充実

重点取組事項	具体的実践方策	3年間の総括
経営者等による内部管理態勢の充実	コンプライアンス管理態勢の充実	コンプライアンス・プログラム進捗状況調査により各部署の取り組みを検証するとともにコンプライアンス意識向上に向け内部研修の強化を図りました。
	リスク管理態勢の充実	定例的にALM（リスク管理）委員会を開催し、リスク情報の共有・評価・取りまとめを行い、リスク管理に注力しました。
	人事労務態勢の整備	勤務管理システムにより、勤務時間の管理を行い、長時間勤務のチェック、指導を行いました。

重点取組事項	具体的実践方策	3年間の総括
内部統制整備・運用への取り組み	内部統制システムの整備強化	事務リスク管理会議を毎月開催し、内部統制に関する基本方針等が遵守されているか本部各部署と情報共有し、運用徹底を図りました。毎年度、取り組み状況をコンプライアンス委員会へ報告後、理事会へ報告しました。
	内部統制システムの運用強化	本部各部署と連携し、全店舗年2回の店舗巡回により内部統制を検証、自店検査の有効性確保と各支店役席者の事務検証能力強化により、内部統制システムの運用強化を図りました。

（3）各事業への対応

重点取組事項	具体的実践方策	3年間の総括
信用事業	「オンリーワン戦略」の実践と地域シェアの拡大	令和4年度は2,948億円まで進捗しましたが、令和5年度以降は金利上昇、他行の攻勢などがあり2,930億円の貯金残高となりました。
	店周開拓による年金受給口座の獲得	令和4年度894件、令和5年度1,027件、令和6年度1,139件となり店周開拓の一定成果につながりました。
	自主運用力の強化と地域資金ニーズへの対応	令和4年度265億円、令和5年度272億円、令和6年度280億円となり3年間で貸出金残高が約20億円増加しました。
	農業資金ニーズへの対応とメイン強化先への定例訪問活動の充実	メイン強化先に対し訪問活動を実施し、相談活動を通じた関係強化を図った結果、令和4年度2件1,000万円、令和5年度2件470万円、令和6年度2件2,100万円となりました。
	住宅ローン、マイカーローンを中心とした若年層とのつながり強化	住宅ローンは令和4年度37件11億円、令和5年度25件7億円、令和6年度31件9億円となりました。マイカー・教育ローンは令和4年度38件、令和5年度50件、令和6年度80件となり貸出金増加に寄与しました。
	訪問活動見直しによる相談・提案活動の強化	定期積金口座振替率は令和4年度93.8%、令和5年度95.2%、令和6年度96.0%となりました。訪問活動から相談・提案活動の強化につながっています。
	財産診断によるくらしの相談活動の充実	財産診断によるくらしの相談活動の充実を図った結果令和4年度46件、令和5年度34件、令和6年度28件となりました。

重点取組事項	具体的実践方策	3年間の総括
経済事業	組合員の生産基盤の確立	有害鳥獣被害防止対策補助で、令和4年度106万円、令和5年度98万円、令和6年度139万円を助成した。 また土改材や水稲肥料の予約引取で通常価格からの値引き販売により組合員の営農を支援しました。
	購買品等の販売力の強化	「JA健康ふれあい館」など新たなイベント開催等により購買品取扱高の向上を図りました。これらの取り組みの結果、令和4年度の取扱高は2億2,098万円、令和5年度1億9,430万円、令和6年度2億1,796万円となりました。
	経済事業の合理化・効率化の検討	利益率を踏まえ、仕入原価の変動に合わせ適正に売価設定を行いました。また円滑な配送業務（地元産米集荷配送、土改材配送）によりコスト削減を図りました。
共済事業	対面・非対面を融合した3Q活動による契約者満足度の向上	令和4年度3,364件、令和5年度4,944件、令和6年4,962件となり契約者満足度の向上に取り組みました。
	事業基盤の拡大に向けた長期共済保有契約高の純増	令和4年度3,726億円、令和5年度3,729億円、令和6年度3,733億円となり3年間で保有契約高が約10億円増加し、事業基盤の拡大につながりました。
	普及推進におけるコンプライアンス態勢の強化とキャッシュレス・ペーパーレスへの対応	本・支店を対象に共済コンプライアンス点検の実施及び共済連によるコンプライアンス関連の研修を実施し、態勢の強化に務めました。キャッシュレス率　93.5%、ペーパーレス率　98.0%を達成しました。
デジタル対応	情報セキュリティ対策	JA大阪電算と連携したサイバーセキュリティ訓練を実施した結果、令和4年度　8.20%　令和5年度　1.80%　令和6年度 14.30%の者がセキュリティ上懸念のある状況であることから再研修を実施するなど情報セキュリティ意識の向上を図りました。
	業務効率化に向けたシステム導入検討	令和5年度にインボイス制度や電子帳簿保存法に対応するため、JA大阪電算と協議し新たなシステムを導入しました。令和6年度にペーパーレス会議システムを本店建物内に導入し支店長会議での利用を開始しました。 このほか、機器・ソフトウェアの更新により業務効率化を図りました。

4. 組織・事業・経営を支え活躍する「人」づくり

（1）組織・事業・経営を支える「人」づくり

重点取組事項	具体的実践方策	3年間の総括
組織を支える人材の育成	協同組合理念の共有･実践に向けた研修の受講	農業新聞電子版の購読研修、「協同組合について」講義実施（新規採用者）の実施や農業検定受験者の募集を行い、職員の協同組合理念、農業に対する理解醸成に取り組みました。
事業を支える人材の育成	各種専門研修の受講	営農指導員資格取得研修をはじめとする各種専門研修に毎年参加しました。
経営を支える人材の育成	経営戦略を策定･実行できる中核人材の育成	中核人材育成研修会へ毎年職員を派遣し、JA経営を支える人材育成を行いました。

（2）「人」が活躍できる職場づくり

重点取組事項	具体的実践方策	3年間の総括
人事管理制度の運用･見直し	適切な教育研修制度の運用	教育研修計画を毎年更新し、研修計画に基づく受講者の選定を行いました。
働く意欲を高める職場の整備	多様な職員が活躍できる職場環境の整備	有給休暇取得の推進を行い、平均取得日数は12日となりました。 女性の管理職登用を推進し、女性管理職は32名となりました。
	働きやすい職場環境（設備）の整備	老朽化店舗の改修･建替を実施しました。（芥川支店、三箇牧支店、大冠支店）その他老朽化設備の更新を行いました。

5. 広報活動の強化によるＪＡの魅力発信

（1）組織内広報の充実

重点取組事項	具体的実践方策	３年間の総括
多様な手段による情報発信	JA広報誌･支店だよりの発行	広報協議会の研修へ参加や自己啓発により知識や技術の向上を図り、より組合員･地域利用者に親しまれる誌面づくりに努めました。また、令和5年4月号より、表紙デザインをリニューアルし新たな読者へのアピールを行いました。
	ホームページ･メディアの活用	より新しい情報の発信に努め、令和4年度187回、令和5年度118回、令和6年度136回ホームページを更新しました。
	日本農業新聞･家の光への記事投稿	日本農業新聞へ令和4年度53本、令和5年度66本、令和6年度87本記事を投稿しました。
組合員への理解醸成	食･農･協同組合への理解促進の取り組み（啓発資材等への視聴促進）	積極的な取材活動により新鮮で興味のわく情報を広報誌･HPで発信し食･農･協同組合への理解促進に努めました。
	家の光、日本農業新聞の普及･活用	令和4年度　家の光969部　日本農業新聞82部 令和5年度　家の光890部　日本農業新聞91部 令和6年度　家の光817部　日本農業新聞87部

（2）組織外広報の強化

重点取組事項	具体的実践方策	３年間の総括
訴求力の高い手法による情報発信	パブリシティによる情報発信	日本農業新聞への投稿により、より訴求力の高い情報発信に努めました。
組織外広報の強化と効果的な情報発信	ＪＡの広報戦略の策定･活用･見直しによる発信力の強化	広報協議会の研修へ参加し連携をとることで、知識や技術の向上を図り情報発信力の強化に努めました。

Ⅰ 決算の状況

1．貸借対照表

（単位：千円）

科目	令和5年度（令和6年3月31日現在）	令和6年度（令和7年3月31日現在）
（資産の部）		
1．信用事業資産	303,453,307	304,650,723
（1）現金	812,601	1,273,533
（2）預金	243,728,480	239,259,086
系統預金	234,198,065	229,718,546
系統外預金	9,530,414	9,540,540
（3）有価証券	30,285,920	34,578,443
国債	22,026,070	26,246,720
地方債	1,057,800	1,083,260
社債	7,202,050	7,248,463
（4）貸出金	27,239,380	28,072,072
（5）その他の信用事業資産	1,386,925	1,467,588
未収収益	1,349,221	1,414,987
その他の資産	37,703	52,601
2．共済事業資産	6,462	9,506
（1）その他の共済事業資産	6,462	9,506
3．経済事業資産	217,185	170,799
（1）経済事業未収金	84,501	76,715
（2）棚卸資産	132,046	93,448
購買品	38,066	41,828
販売品	90,535	48,465
その他の棚卸資産	3,443	3,155
（3）その他の経済事業資産	636	634
4．雑資産	132,989	137,907
5．固定資産	4,344,531	4,666,753
（1）有形固定資産	4,333,452	4,656,364
建物	4,122,338	4,381,314
機械装置	643,116	650,215
土地	1,997,419	1,997,419
リース資産	160,744	201,553
建設仮勘定	31,053	105,161
その他の有形固定資産	457,810	503,883
減価償却累計額	△ 3,079,030	△ 3,183,183
（2）無形固定資産	11,079	10,388
6．外部出資	8,503,967	8,503,967
系統出資	8,004,505	8,004,505
系統外出資	337,800	337,800
子会社等出資	161,662	161,662
7．前払年金費用	169,790	179,824
8．繰延税金資産	－	16,537
資産の部合計	316,828,234	318,336,018

（単位：千円）

科目	令和5年度（令和6年3月31日現在）	令和6年度（令和7年3月31日現在）
（負債の部）		
1．信用事業負債	291,208,120	294,554,365
（1）貯金	290,184,711	293,024,776
（2）借入金	700,000	500,000
（3）その他の信用事業負債	320,951	1,025,438
未払費用	120,762	265,407
その他の負債	200,188	760,031
（4）睡眠貯金払戻引当金	2,457	4,149
2．共済事業負債	640,756	600,414
（1）共済資金	416,059	377,087
（2）未経過共済付加収入	224,377	223,326
（3）共済未払費用	320	－
3．経済事業負債	39,444	33,508
（1）経済事業未払金	38,049	31,686
（2）経済受託債務	1,394	1,822
4．雑負債	922,616	634,635
（1）未払法人税等	335,503	48,401
（2）リース債務	140,654	143,282
（3）資産除去債務	14,209	12,353
（4）その他の雑負債	432,249	430,598
5．諸引当金	209,904	206,970
（1）賞与引当金	63,160	64,292
（2）役員退職慰労引当金	31,457	40,005
（3）特例業務負担引当金	115,287	102,672
6．繰延税金負債	217,627	－
負債の部合計	293,238,469	296,029,894
（純資産の部）		
1．組合員資本	22,928,930	23,214,485
（1）出資金	1,003,486	996,529
（2）利益剰余金	21,928,332	22,219,909
利益準備金	2,150,000	2,150,000
その他利益剰余金	19,778,332	20,069,909
信用事業安定積立金	4,715,000	4,770,000
経営安定化準備積立金	300,000	300,000
営農支援基金積立金	1,154,000	1,175,000
施設整備積立金	3,413,000	3,625,000
教育研修基金積立金	496,000	497,000
記念事業積立金	40,000	50,000
圧縮積立金	43,185	41,626
特別積立金	5,766,370	5,766,370
当期未処分剰余金	3,850,776	3,844,912
（うち当期剰余金）	（ 294,758 ）	（ 326,593 ）
（3）処分未済持分	△ 2,888	△ 1,953
2．評価・換算差額等	660,833	△ 908,360
（1）その他有価証券評価差額金	660,833	△ 908,360
純資産の部合計	23,589,764	22,306,124
負債及び純資産の部合計	316,828,234	318,336,018

2．損益計算書

（単位：千円）

科目	令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）	令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）
1．事業総利益	2,558,853	2,345,304
事業収益	3,856,775	3,187,956
事業費用	1,297,922	842,652
(1) 信用事業収益	2,988,504	2,245,926
資金運用収益	2,193,352	2,180,015
（うち預金利息）	(1,305,501)	(1,376,713)
（うち有価証券利息）	(568,689)	(489,527)
（うち貸出金利息）	(213,094)	(230,673)
（うちその他受入利息）	(106,066)	(83,100)
役務取引等収益	40,582	42,358
その他事業直接収益	737,056	－
その他経常収益	17,512	23,552
(2) 信用事業費用	925,823	410,599
資金調達費用	117,183	302,830
（うち貯金利息）	(111,771)	(296,539)
（うち給付補填備金繰入）	(4,316)	(3,700)
（うちその他支払利息）	(1,096)	(2,590)
役務取引等費用	7,161	7,373
その他事業直接費用	702,536	－
その他経常費用	98,940	100,394
（うち睡眠貯金払戻引当金繰入額）	(126)	(4,016)
信用事業総利益	2,062,681	1,835,327
(3) 共済事業収益	451,205	454,998
共済付加収入	427,671	425,545
その他の収益	23,533	29,452
(4) 共済事業費用	8,265	8,067
共済推進費	337	179
共済保全費	407	394
その他の費用	7,521	7,494
共済事業総利益	442,939	446,930
(5) 購買事業収益	152,327	160,662
購買品供給高	143,177	152,803
購買手数料	3,474	3,715
その他の収益	5,674	4,142
(6) 購買事業費用	127,750	136,662
購買品供給原価	125,985	134,489
その他の費用	1,765	2,172
購買事業総利益	24,576	23,999
(7) 販売事業収益	178,404	242,521
販売品販売高	176,572	240,576
販売手数料	1,447	1,684
その他の収益	384	260
(8) 販売事業費用	139,503	207,938
販売品販売原価	128,948	190,087
販売費	2,462	5,730
その他の費用	8,092	12,120
販売事業総利益	38,901	34,583
(9) 加工事業収益	2,827	2,974
加工品販売高	2,827	2,974
(10) 加工事業費用	2,303	2,681
加工品販売原価	2,268	2,675
その他の費用	34	5
加工事業総利益	523	293
(11) 利用事業収益	77,652	75,755
ライスセンター利用料	25,943	25,435
水稲育苗収益	25,418	24,596
野菜育苗収益	2,771	2,751
受託農作業収益	20,361	20,084
その他の収益	3,156	2,887

（単位：千円）

科目	令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）	令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）
(12) 利用事業費用	28,889	31,510
ライスセンター関連費用	5,344	7,193
水稲育苗費用	11,582	12,249
野菜育苗費用	1,391	1,588
受託農作業費用	7,170	7,711
その他の費用	3,400	2,765
利用事業総利益	**48,763**	**44,244**
(13) 農地利用集積円滑化事業収益	547	476
農地利用集積円滑化事業受取賃借料	515	446
その他の収益	32	29
(14) 農地利用集積円滑化事業費用	498	448
農地利用集積円滑化事業支払賃貸料	498	446
その他の費用	0	1
農地利用集積円滑化事業総利益	**48**	**28**
(15) 指導事業収入	5,306	4,641
指導事業補助金	3,165	3,165
実費収入	87	163
指導収入	1,414	821
農産物検査料	638	492
(16) 指導事業支出	64,887	44,744
営農改善費	55,604	35,370
生活改善費	2,900	2,874
教育情報費	6,382	6,499
指導事業収支差額	**△ 59,581**	**△ 40,102**
2. 事業管理費	**2,090,845**	**2,084,306**
(1) 人件費	1,363,091	1,372,094
(2) 業務費	261,480	260,915
(3) 諸税負担金	96,407	97,730
(4) 施設費	354,216	340,711
(5) その他事業管理費	15,648	12,853
事業利益	**468,007**	**260,997**
3. 事業外収益	**188,461**	**191,280**
(1) 受取雑利息	131	116
(2) 受取出資配当金	150,706	150,540
(3) 賃貸料	36,020	38,042
(4) 雑収入	1,603	2,581
4. 事業外費用	**13,981**	**13,450**
(1) 支払雑利息	2,979	3,037
(2) 寄付金	131	135
(3) 減価償却費	414	689
(4) 租税公課	3,314	3,467
(5) 組合員慶弔関係費用	2,522	3,166
(6) 雑損失	4,619	2,954
経常利益	**642,487**	**438,827**
5. 特別損失	**－**	**11,944**
(1) 固定資産処分損	－	11,944
税引前当期利益	**642,487**	**426,882**
法人税・住民税及び事業税	**366,277**	**78,481**
法人税等調整額	**△ 18,547**	**21,807**
6. 法人税等合計	**347,729**	**100,288**
当期剰余金	**294,758**	**326,593**
当期首繰越剰余金	**3,334,018**	**3,085,318**
信用事業安定積立金取崩額	**85,000**	**30,000**
営農支援基金積立金取崩額	**46,000**	**25,000**
施設整備積立金取崩額	**87,000**	**375,000**
教育研修基金積立金取崩額	**4,000**	**3,000**
当期末処分剰余金	**3,850,776**	**3,844,912**

3．注記表

令 和 5 年 度

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式・・・・移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの・・・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品及び販売品・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、自ＪＡ利用ソフトウェアについては、当ＪＡにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。なお、当年度は貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

また、当事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額から未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5．収益及び費用の計上基準

当ＪＡの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

令 和 6 年 度

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式・・・・移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの・・・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品及び販売品・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成１０年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成２８年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自ＪＡ利用ソフトウェアについては、当ＪＡにおける利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。なお、当年度は貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

また、当事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額から未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5．収益及び費用の計上基準

当ＪＡの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員等が生産した農産物等を当ＪＡが集荷し、業者・消費者等に販売する事業であり、当JAは業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業、加工事業、農地利用集積円滑化事業、指導事業

当ＪＡは利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

7．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

8．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間の取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ．会計上の見積りに関する注記

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　103,638千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積りについては、令和６年３月理事会提出の「将来課税所得の見積り（収支予測）」を基礎として、当ＪＡが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及びＪＡの経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

1．資産に係る圧縮記帳額

(1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は152,383千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

土　地	建　物	機械装置	工具器具備品
23,754	50,441	74,165	4,023

(2) 土地収用法を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は188,258千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

土　地
188,258

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員等が生産した農産物等を当JAが集荷し、業者・消費者等に販売する事業であり、当JAは業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業、加工事業、農地利用集積円滑化事業、指導事業

当JAは利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

7．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

8．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間の取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ．会計上の見積りに関する注記

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　85,703千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和７年３月理事会提出の「将来課税所得の見積り（収支予測）」を基礎として、当ＪＡが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及びＪＡの経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

1．資産に係る圧縮記帳額

(1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は152,383千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

土　地	建　物	機械装置	工具器具備品
23,754	50,441	74,165	4,023

(2) 土地収用法を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は188,258千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

土　地
188,258

2．担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金10,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3．子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額　　該当する事項はありません。
子会社に対する金銭債務の総額　　384,179千円

4．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の額

理事、監事に対する金銭債権の総額　　71,915千円
理事、監事に対する金銭債務の総額　　該当する事項はありません。

5．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2）危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

3）三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

4）貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

6．当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は309,811千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当ＪＡの将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当ＪＡが実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

Ⅳ．損益計算書に関する注記

1．子会社等との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	38,820千円
うち事業取引高	83千円
うち事業取引以外の取引高	38,737千円
(2) 子会社との取引による費用総額	10,301千円
うち事業取引高	6千円
うち事業取引以外の取引高	10,295千円

Ⅴ．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券、有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、36.71％は金融･保険業に対するものであり、当該金融･保険業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

2．担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金10,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3．子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	該当する事項はありません。
子会社に対する金銭債務の総額	390,850千円

4．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の額

理事、監事に対する金銭債権の総額	64,437千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	該当する事項はありません。

5．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第１項第１号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

１）破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

２）危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

３）三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

４）貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

6．当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は277,879千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当ＪＡの将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当ＪＡが実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

Ⅳ．損益計算書に関する注記

1．子会社等との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	39,723千円
うち事業取引高	90千円
うち事業取引以外の取引高	39,633千円
(2) 子会社との取引による費用総額	11,174千円
うち事業取引高	158千円
うち事業取引以外の取引高	11,016千円

Ⅴ．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、35.62%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当JAで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が、0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,588,051千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

種　　類	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
預金	243,728,480	242,951,368	△777,112
有価証券			
その他有価証券	30,285,920	30,285,920	—
貸出金	27,239,380	26,037,006	△1,202,373
資　産　計	301,253,781	299,274,295	△1,979,486
貯金	290,184,711	289,903,292	△281,419
借入金	700,000	697,569	△2,430
負　債　計	290,884,711	290,600,861	△283,849

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が、0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,653,228千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

種　　類	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
預金	239,259,086	237,888,077	△1,371,008
有価証券			
その他有価証券	34,578,443	34,578,443	—
貸出金	28,072,072	25,978,473	△2,093,598
資　産　計	301,909,601	298,444,994	△3,464,607
貯金	293,024,776	291,799,398	△1,225,378
借入金	500,000	498,014	△1,985
負　債　計	293,524,776	292,297,412	△1,227,364

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種　　類	貸借対照表計上額
外部出資	8,503,967

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種　　類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	243,728,480	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	300,000	—	100,000	300,000	100,000	29,400,000
貸出金（＊）	1,216,378	990,346	927,808	878,576	826,845	22,399,426
合　　計	245,244,858	990,346	1,027,808	1,178,576	926,845	51,799,426

（＊） 貸出金のうち、当座貸越(融資型除く) 144,161千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種　　類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯　　金（＊）	225,426,017	33,516,706	30,572,644	271,522	298,164	99,656
借 入 金	200,000	400,000	100,000	—	—	—
合　　計	225,626,017	33,916,706	30,672,644	271,522	298,164	99,656

（＊） 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

種　　類	貸借対照表計上額
外部出資	8,503,967

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

種　　類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	239,259,086	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	—	100,000	300,000	100,000	800,000	35,100,000
貸出金（＊）	1,128,210	949,843	907,228	860,278	833,337	23,393,174
合　　計	240,387,296	1,049,843	1,207,228	960,278	1,633,337	58,493,174

（＊） 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）130,130千円については「１年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「５年超」に含めています。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

種　　類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯　　金（＊）	210,489,779	23,762,361	57,811,338	319,275	471,572	170,450
借 入 金	400,000	100,000	—	—	—	—
合　　計	210,889,779	23,862,361	57,811,338	319,275	471,572	170,450

（＊） 貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債　　券	21,647,620	20,338,786	1,308,833
	国　　債	19,177,470	17,938,786	1,238,683
	地 方 債	1,057,800	1,000,000	57,800
	社　　債	1,412,350	1,400,000	12,350
	計	21,647,620	20,338,786	1,308,833
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債　　券	8,638,300	9,030,326	△392,026
	国　　債	2,848,600	2,992,558	△143,958
	社　　債	5,789,700	6,037,768	△248,068
	計	8,638,300	9,030,326	△392,026
合　　計		30,285,920	29,369,113	916,806

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

種　　類	売　却　額	売　却　益	売　却　損
国　　債	11,656,656	700,918	—
地　方　債	3,135,350	36,138	—
社　　債	423,885	—	74,589
合　　計	15,215,891	737,056	74,589

3．当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

当事業年度における減損処理額は、その他有価証券の社債　627,947千円です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合で一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しています。

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、同規程に基づく退職給付に充てるため、りそな銀行との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,257,369千円
勤務費用	80,987千円
利息費用	12,573千円
数理計算上の差異の発生額	46,443千円
退職給付の支払額	△74,523千円
期末における退職給付債務	1,322,850千円

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種　　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債　　券	18,059,590	17,474,974	584,615
	国　　債	16,298,520	15,930,774	367,745
	社　　債	1,761,070	1,544,200	216,870
	計	18,059,590	17,474,974	584,615
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債　　券	16,518,853	18,011,829	△1,492,976
	国　　債	9,948,200	10,917,888	△969,688
	地 方 債	1,083,260	1,100,000	△16,740
	社　　債	5,487,393	5,993,940	△506,547
	計	16,518,853	18,011,829	△1,492,976
合　　計		34,578,443	35,486,803	△908,360

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

（1）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、同規程に基づく退職給付に充てるため、りそな銀行との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

（2）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,322,850千円
勤務費用	82,837千円
利息費用	13,228千円
数理計算上の差異の発生額	△146,599千円
退職給付の支払額	△123,568千円
期末における退職給付債務	1,148,749千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,407,070千円
期待運用収益	14,070千円
数理計算上の差異の発生額	173,952千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	68,133千円
退職給付の支払額	△74,523千円
期末における年金資産	1,588,703千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,322,850千円
確定給付企業年金制度	△1,588,703千円
未積立退職給付債務	△265,852千円
未認識数理計算上の差異	96,061千円
貸借対照表計上額純額	△169,790千円
前払年金費用	△169,790千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	80,987千円
利息費用	12,573千円
期待運用収益	△14,070千円
数理計算上の差異の費用処理額	8,158千円
合計	87,649千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	34%
株式	50%
その他	16%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.00%
長期期待運用収益率	1.00%

2．特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,239千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額13,239千円と相殺して表示しています。

なお、ＪＡが翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

Ⅷ．税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金繰入超過額	17,634千円
特例業務負担引当金	32,188千円
未払事業税	23,496千円
有価証券償却	175,322千円
減価償却超過額（除建物・不動産）	47,236千円
その他	36,588千円
繰延税金資産小計	332,466千円
評価性引当額	△228,827千円
繰延税金資産合計(A)	103,638千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,588,703千円
期待運用収益	15,887千円
数理計算上の差異の発生額	△65,343千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	70,424千円
退職給付の支払額	△123,568千円
期末における年金資産	1,486,103千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,148,749千円
確定給付企業年金制度	△1,486,103千円
未積立退職給付債務	△337,353千円
未認識数理計算上の差異	157,528千円
貸借対照表計上額純額	△179,824千円
前払年金費用	△179,824千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	82,837千円
利息費用	13,228千円
期待運用収益	△15,887千円
数理計算上の差異の費用処理額	△19,788千円
合計	60,390千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	45%
株式	39%
その他	16%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.10%
長期期待運用収益率	1.00%

2．特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,505千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額13,505千円と相殺して表示しています。

なお、ＪＡが翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

Ⅷ．税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（繰延税金資産）

特例業務負担引当金	29,290千円
有価証券償却否認額	179,781千円
減価償却超過額（除建物・不動産）	48,437千円
その他有価証券評価差額金	260,063千円
その他	62,678千円
繰延税金資産小計	580,251千円
評価性引当額	△494,548千円
繰延税金資産合計（A）	85,703千円

（繰延税金負債）

資産除去費用の資産計上額	△104千円
固定資産圧縮積立金	△16,123千円
外部出資	△1,660千円
前払年金費用	△47,405千円
その他有価証券評価差額金	△255,972千円
繰延税金負債合計(B)	△321,266千円
繰延税金負債の純額(A＋B)	△217,627千円

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.86%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.34%
法人税軽減税率	△0.06%
住民税均等割等	0.57%
中小企業投資促進税制の税額控除	△0.05%
評価性引当額の増減	27.23%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.12%

Ⅸ．収益認識に関する注記

「Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

Ⅹ．その他の注記

1．「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース資産の内容及び減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として工具器具備品です。

リース資産の減価償却の方法

「Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2．資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当ＪＡは、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に13年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.752%）を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首残高	14,168千円
時の経過による調整額	40千円
当事業年度の期末残高	14,209千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

（繰延税金負債）

資産除去債務の資産計上額	△80千円
固定資産圧縮積立金	△15,899千円
外部出資	△1,702千円
前払年金費用	△51,483千円
繰延税金負債合計（B）	△69,165千円
繰延税金資産の純額（A+B）	16,537千円

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.73%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.82%
法人税軽減税率	△0.09%
住民税均等割等	0.22%
中小企業投資促進税制の税額控除	△2.57%
評価性引当額の増減	△0.04%
税率変更等による影響額	0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.49%

3．税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）」が令和７年３月３１日に国会で成立したことに伴い、令和８年４月１日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和８年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の２７.９２%から２８.６３%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は６１４千円減少し、法人税等調整額は６１４千円増加しています。

Ⅸ．収益認識に関する注記

「Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「５．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

Ⅹ．その他の注記

1．「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース資産の内容及び減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として工具器具備品です。

リース資産の減価償却の方法

「Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2．資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当ＪＡは、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に13年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.752%）を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首残高	14,209千円
時の経過による調整額	24千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,881千円
当事業年度の期末残高	12,353千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

4．剰余金処分計算書

（単位：千円）

項　　目	令和５年度 総代会承認日 令和６年６月２５日	令和６年度 総代会承認日 令和７年６月２６日
当期未処分剰余金	3,850,776	3,844,912
任意積立金取崩額	1,559	1,938
圧縮積立金	1,559	1,938
剰余金処分額	767,017	377,804
（1）任意積立金	732,000	343,000
信用事業安定積立金	85,000	130,000
営農支援基金積立金	46,000	25,000
施設整備積立金	587,000	175,000
教育研修基金積立金	4,000	3,000
記念事業積立金	10,000	10,000
（2）出資配当金	35,017	34,804
（出資配当率）	（年3.5%）	（年3.5%）
次期繰越剰余金	3,085,318	3,469,046

（注）１．任意積立金のうち、一定の目的のために設定した積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は、次のとおりです。

（単位：千円）

種　　類	信用事業安定積立金	経営安定化準備積立金	営農支援基金積立金
目的	金利変動等に対処するため	確定給付企業年金の補完に対処するため	営農支援事業の費用に対処するため
目標額	4,900,000	300,000	1,200,000
積立基準	貯金・貸出金の 1.5%相当額	退給要支給額充足相当額	正組合員１戸当り 50 万円相当額
取崩基準	信用事業の基盤に影響を及ぼすリスクに対応するため必要と認めた額	退職給付会計において償却に必要と認めた額	組合員の営農支援と地域農業の振興のため必要と認めた額
令和５年度積立額	85,000	－	46,000
令和６年度積立額	130,000	－	25,000

（単位：千円）

種　　類	施設整備積立金	教育研修基金積立金	記念事業積立金
目的	施設の整備に対処するため	教育、研修費用に対処するため	記念事業準備の費用に対処するため
目標額	4,000,000	500,000	60,000
積立基準	施設取得価格の 90%相当額	役職員１人当り 200 万円相当額	記念事業費相当額
取崩基準	施設の整備に要した費用のうち必要と認めた額	組合員と地域に貢献するため役職員の能力向上に必要と認めた額	記念事業の費用のうち必要と認めた額
令和５年度積立額	587,000	4,000	10,000
令和６年度積立額	175,000	3,000	10,000

（注）２．次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。
令和 5 年度　40,000 千円
令和 6 年度　40,000 千円

5．部門別損益計算書

令和５年度

（単位：千円）

区　分	合　計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,856,775	2,988,504	451,205	376,249	36,570	4,245	
事業費用 ②	1,297,922	925,823	8,265	270,330	41,592	51,910	
事業総利益 ③（①－②）	2,558,853	2,062,681	442,939	105,919	△ 5,022	△ 47,665	
事業管理費 ④	2,090,845	1,386,145	355,236	206,280	94,446	48,737	
（うち減価償却費） ⑤	（ 151,059）	（ 76,287）	（ 18,466）	（ 35,749）	（ 15,520）	（ 5,037）	
（うち人件費） ⑤'	（1,363,091）	（ 900,027）	（ 231,466）	（ 145,666）	（ 53,177）	（ 32,755）	
※うち共通管理費 ⑥		297,798	72,287	32,958	14,306	4,642	△ 421,991
（うち減価償却費） ⑦		（ 76,073）	（ 18,466）	（ 8,419）	（ 3,654）	（ 1,185）	（ △ 107,799）
（うち人件費） ⑦'		（ 153,342）	（ 37,222）	（ 16,971）	（ 7,366）	（ 2,390）	（ △ 217,291）
事業利益 ⑧（③－④）	468,007	676,536	87,704	△ 100,361	△ 99,470	△ 96,402	
事業外収益 ⑨	188,461	132,997	32,284	14,719	6,389	2,072	
※うち共通分 ⑩		132,997	32,284	14,719	6,389	2,072	△ 188,461
事業外費用 ⑪	13,981	9,869	2,395	1,091	473	153	
※うち共通分 ⑫		9,869	2,395	1,091	473	153	△ 13,981
経常利益 ⑬（⑧＋⑨－⑪）	642,487	799,664	117,593	△ 86,732	△93,555	△ 94,483	
特別利益 ⑭	－	－	－	－	－	－	
※うち共通分 ⑮		－	－	－	－	－	－
特別損失 ⑯	－	－	－	－	－	－	
※うち共通分 ⑰		－	－	－	－	－	－
税引前当期利益 ⑱（⑬＋⑭－⑯）	642,487	799,664	117,593	△ 86,732	△ 93,555	△ 94,483	
営農指導事業分配賦額 ⑲		60,998	26,927	6,179	378	△94,483	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳（⑱－⑲）	642,487	738,666	90,666	△ 92,912	△ 93,933		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注）１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（１）共通管理費等　人頭割と事業管理費（人件費を除く）割と事業総利益割の平均値

（２）営農指導事業　均等割（信用事業５割、共済事業４割、その他経済関連１割）と事業総利益割の平均値

２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：%）

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	70.57	17.13	7.81	3.39	1.10	100.00
営農指導事業	64.56	28.50	6.54	0.40		100.00

（参考）部門別の資産

（単位：千円）

区　分	合　計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	316,828,234	310,821,008	958,963	970,955	340,874	105,313	3,631,121
総資産（共通資産配賦後）※	316,828,234	313,383,248	1,580,915	1,254,737	464,052	145,282	
（うち固定資産）	4,344,531	2,235,193	542,326	994,989	431,884	140,139	

※共通資産の他部門への配賦基準

人頭割と事業管理費（人件費を除く）割と事業総利益割の平均値

令和６年度

（単位：千円）

区　分	合　計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,187,956	2,245,926	454,998	438,381	44,937	3,714	
事業費用 ②	842,652	410,599	8,067	342,877	45,313	35,796	
事業総利益 ③（①－②）	2,345,304	1,835,327	446,930	95,504	△ 376	△ 32,082	
事業管理費 ④	2,084,306	1,275,572	467,816	210,024	104,597	26,297	
（うち減価償却費） ⑤	（ 169,372）	（ 84,244）	（ 27,215）	（ 37,748）	（ 17,929）	（ 2,236）	
（うち人件費） ⑤’	（1,372,094）	（ 836,580）	（ 309,093）	（ 147,408）	（ 61,240）	（ 17,773）	
※うち共通管理費 ⑥		264,160	85,829	30,875	14,663	1,828	△ 397,355
（うち減価償却費） ⑦		（ 83,762）	（ 27,215）	（ 9,789）	（ 4,649）	（ 579）	（△ 125,994）
（うち人件費） ⑦’		（ 137,190）	（ 44,574）	（ 16,035）	（ 7,615）	（ 949）	（△ 206,363）
事業利益 ⑧（③－④）	260,997	559,755	△ 20,886	△ 114,520	△ 104,973	△ 58,379	
事業外収益 ⑨	191,280	127,163	41,316	14,863	7,058	880	
※うち共通分 ⑩		127,163	41,316	14,863	7,058	880	△ 191,280
事業外費用 ⑪	13,450	8,943	2,905	1,045	496	61	
※うち共通分 ⑫		8,943	2,905	1,045	496	61	△ 13,450
経常利益 ⑬（⑧＋⑨－⑪）	438,827	677,975	17,525	△ 100,702	△ 98,411	△ 57,560	
特別利益 ⑭	－	－	－	－	－	－	
※うち共通分 ⑮		－	－	－	－	－	－
特別損失 ⑯	11,944	7,940	2,580	928	441	55	
※うち共通分 ⑰		7,940	2,580	928	441	55	△ 11,944
税引前当期利益 ⑱（⑬＋⑭－⑯）	426,882	670,034	14,945	△ 101,630	△ 98,852	△ 57,615	
営農指導事業分配賦額 ⑲		36,637	16,939	3,757	282	△ 57,615	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳（⑱－⑲）	426,882	633,397	△ 1,994	△ 105,387	△ 99,134		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注）１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（１）共通管理費等　人頭割と事業管理費（人件費を除く）割と事業総利益割の平均値

（２）営農指導事業　均等割（信用事業５割、共済事業４割、その他経済関連１割）と事業総利益割の平均値

２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：%）

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	66.48	21.60	7.77	3.69	0.46	100.00
営農指導事業	63.59	29.40	6.52	0.49		100.00

（参考）部門別の資産

（単位：千円）

区　分	合　計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	318,336,018	312,017,942	962,006	932,181	373,647	44,662	4,005,578
総資産（共通資産配賦後）※	318,336,018	314,680,622	1,827,137	1,243,612	521,547	63,099	
（うち固定資産）	4,666,753	2,333,229	757,925	1,027,047	487,748	60,803	

※共通資産の他部門への配賦基準

人頭割と事業管理費（人件費を除く）割と事業総利益割の平均値

6．財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成 17 年 10 月 14 日付金監第 2835 号・17 経営第 3991 号）に基づく、当ＪＡの財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確　認　書

1　私は、当ＪＡの令和６年４月１日から令和７年３月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において農協法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2　当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

（１）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
（２）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
（３）重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議･報告されております。

令和７年６月３０日

高槻市農業協同組合
代表理事組合長　森 本　　茂

7．会計監査人の監査

令和６年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

Ⅱ 損益の状況

1．最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：千円、口、人）

項目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
経常収益	3,268,560	3,144,361	3,224,516	3,856,775	3,187,956
信用事業収益	2,290,400	2,267,308	2,354,899	2,988,504	2,245,926
共済事業収益	465,446	464,365	445,462	451,205	454,998
農業関連事業収益	418,657	375,862	386,011	376,249	438,381
その他事業収益	94,057	36,826	38,142	40,815	48,651
経常利益	755,562	804,275	752,401	642,487	438,827
当期剰余金	543,615	594,953	564,369	294,758	326,593
出資金	1,027,149	1,017,319	1,009,037	1,003,486	996,529
（出資口数）	(1,027,149)	(1,017,319)	(1,009,037)	(1,003,486)	(996,529)
純資産額	25,361,734	25,229,775	24,174,403	23,589,764	22,306,124
総資産額	319,245,305	321,752,383	322,131,250	316,828,234	318,336,018
貯金等残高	289,843,169	292,652,142	294,824,338	290,184,711	293,024,776
貸出金残高	25,535,660	26,069,908	26,511,901	27,239,380	28,072,072
有価証券残高	48,275,320	47,940,720	41,936,510	30,285,920	34,578,443
剰余金配当金額	35,828	35,515	35,238	35,017	34,804
出資配当の額	35,828	35,515	35,238	35,017	34,804
職員数	185	178	179	176	176
単体自己資本比率	25.26%	26.00%	26.05%	26.19%	26.43%

（注）1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2．利益総括表

（単位：千円）

種類	令和５年度	令和６年度	増減
資金運用収益	2,193,352	2,180,015	△ 13,336
資金調達費用	117,183	302,830	185,646
資金運用収支	2,076,168	1,877,185	△ 198,983
役務取引等収益	40,582	42,358	1,776
役務取引等費用	7,161	7,373	211
役務取引等収支	33,420	34,984	1,564
その他信用事業収益	737,056	23,552	△ 713,504
その他信用事業費用	702,536	100,394	△ 602,141
その他信用事業収支	34,520	△ 76,842	△ 111,362
信用事業粗利益	2,144,109	1,912,170	△ 231,938
（信用事業粗利益率）	（0.70%）	（0.63%）	（△ 0.07%）
共済事業粗利益	426,926	424,972	△ 1,954
（共済事業粗利益率）	（0.11%）	（0.11%）	（0.00%）
購買事業粗利益	20,667	22,029	1,362
（購買事業粗利益率）	（10.64%）	（10.11%）	（△ 0.53%）

販売事業粗利益 （販売事業粗利益率）	46,608 （ 23.90% ）	46,443 （ 17.72% ）	△ 165 （ △ 6.18% ）
事業粗利益 （事業粗利益率）	**2,779,019 （ 0.86% ）**	**2,560,474 （ 0.80% ）**	**△ 218,544 （ △ 0.06% ）**
事業純益	**688,174**	**476,168**	**△ 212,006**
実質事業純益	**688,174**	**476,168**	**△ 212,006**
コア事業純益	**653,654**	**476,168**	**△ 177,485**
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く。）	**653,654**	**476,168**	**△ 177,485**

（注）1. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 共済事業粗利益率＝共済事業粗利益÷長期共済保有高×100
3. 購買事業粗利益率＝購買事業粗利益÷購買取扱高×100
4. 販売事業粗利益率＝販売事業粗利益÷販売取扱高×100
5. 事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100
6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3．資金運用収支の内訳

（単位：千円）

項目	令和５年度			令和６年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	304,689,383	2,193,352	0.71%	302,386,952	2,180,015	0.72%
うち預金	240,362,332	1,305,501	0.54%	243,665,784	1,376,713	0.56%
うち有価証券	38,003,144	568,689	1.49%	31,322,087	489,527	1.56%
うち貸出金	26,323,907	213,094	0.80%	27,399,080	230,673	0.84%
資金調達勘定	294,791,079	117,183	0.03%	292,722,197	302,830	0.10%
うち貯金・定期積金	293,998,729	116,087	0.03%	292,063,019	300,239	0.10%
うち借入金	792,349	—	—	659,178	—	—
総資金利ざや	**—**	**—**	**0.16%**	**—**	**—**	**0.14%**

（注）1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率（令和5年度 0.52%、令和6年度 0.48%）
2. 注1の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めています。

4．受取・支払利息の増減額

（単位：千円）

項目	令和５年度増減額	令和６年度増減額
受取利息	△ 1,602	△ 13,336
うち預金	41,242	71,212
うち有価証券	△ 16,455	△ 79,161
うち貸出金	△ 2,201	17,579
支払利息	8,310	185,646
うち貯金・定期積金	8,371	184,152
差引	**△ 9,912**	**△ 198,983**

（注）増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1．信用事業

（1）貯金に関する指標

①貯金の科目別期末残高

（単位：千円）

種類	令和5年度		令和6年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
当座貯金	29,856	0.01%	24,015	0.00%	△5,841
普通貯金	115,913,863	39.94%	116,446,117	39.73%	532,253
貯蓄貯金	339,027	0.11%	331,376	0.11%	△7,651
その他の流動性貯金	53,028	0.01%	96,999	0.03%	43,971
流動性貯金計	**116,335,775**	**40.09%**	**116,898,508**	**39.89%**	**562,732**
定期貯金	170,173,877	58.64%	172,851,917	58.98%	2,678,040
定期積金	3,476,469	1.19%	3,081,643	1.05%	△394,825
その他の定期性貯金	198,589	0.06%	192,707	0.06%	△5,882
定期性貯金計	**173,848,935**	**59.90%**	**176,126,268**	**60.10%**	**2,277,332**
合計	**290,184,711**	**100.00%**	**293,024,776**	**100.00%**	**2,840,065**

②貯金の科目別平均残高

（単位：千円）

種類	令和5年度		令和6年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当座貯金	36,610	0.01%	30,242	0.01%	△6,367
普通貯金	114,401,141	38.91%	116,117,161	39.75%	1,716,019
貯蓄貯金	339,710	0.11%	347,519	0.11%	7,808
その他の流動性貯金	117,140	0.03%	111,450	0.03%	△5,689
流動性貯金計	**114,894,602**	**39.07%**	**116,606,374**	**39.92%**	**1,711,771**
定期貯金	175,149,327	59.57%	172,021,324	58.89%	△3,128,003
定期積金	3,754,746	1.27%	3,239,238	1.10%	△515,507
その他の定期性貯金	200,052	0.06%	196,082	0.06%	△3,970
定期性貯金計	**179,104,126**	**60.92%**	**175,456,645**	**60.07%**	**△3,647,481**
合計	**293,998,729**	**100.00%**	**292,063,019**	**100.00%**	**△1,935,710**

③定期貯金の金利条件別内訳残高

（単位：千円）

種類	令和5年度		令和6年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利定期	170,170,471	99.99%	172,848,487	99.99%	2,678,015
変動金利定期	3,405	0.00%	3,430	0.00%	25
合計	**170,173,877**	**100.00%**	**172,851,917**	**100.00%**	**2,678,040**

（注）1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

（2）貸出金等に関する指標

①貸出金の科目別期末残高

（単位：千円）

種類	令和5年度 残高	令和5年度 構成比	令和6年度 残高	令和6年度 構成比	増減
証書貸付	17,095,219	62.75%	17,941,941	63.91%	846,722
当座貸越	144,161	0.52%	130,130	0.46%	△ 14,030
金融機関貸付	10,000,000	36.71%	10,000,000	35.62%	—
合計	**27,239,380**	**100.00%**	**28,072,072**	**100.00%**	**832,691**

②貸出金の科目別平均残高

（単位：千円）

種類	令和5年度 平均残高	令和5年度 構成比	令和6年度 平均残高	令和6年度 構成比	増減
証書貸付	17,089,330	64.91%	17,270,794	63.03%	181,463
当座貸越	149,877	0.56%	128,286	0.46%	△ 21,590
金融機関貸付	9,084,699	34.51%	10,000,000	36.49%	915,300
合計	**26,323,907**	**100.00%**	**27,399,080**	**100.00%**	**1,075,173**

③貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：千円）

種類	令和5年度 残高	令和5年度 構成比	令和6年度 残高	令和6年度 構成比	増減
固定金利貸出	15,140,779	55.58%	15,801,678	56.28%	660,899
変動金利貸出	11,954,439	43.88%	12,140,262	43.24%	185,822
その他	144,161	0.52%	130,130	0.46%	△ 14,030
合計	**27,239,380**	**100.00%**	**28,072,072**	**100.00%**	**832,691**

④貸出金の担保別内訳残高

（単位：千円）

種類		令和5年度 残高	令和6年度 残高	増減
物的担保	貯金等	260,100	239,935	△ 20,165
保証	農業信用基金協会保証	16,330,111	17,177,057	846,946
	その他の保証	509,271	563,914	54,642
	計	16,839,383	17,740,972	901,589
信用		10,139,896	10,091,164	△ 48,732
合計		**27,239,380**	**28,072,072**	**832,691**

⑤債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する事項はありません。

⑥貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和5年度		令和6年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	16,439,665	60.35%	17,082,550	60.85%	642,885
運転資金	10,724,055	39.36%	10,913,170	38.87%	189,114
その他	75,659	0.27%	76,350	0.27%	691
合計	**27,239,380**	**100.00%**	**28,072,072**	**100.00%**	**832,691**

⑦貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種類	令和5年度		令和6年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	79,861	0.29%	72,390	0.25%	△ 7,471
金融・保険業	10,000,000	36.71%	10,000,000	35.62%	—
不動産業	2,938,268	10.78%	3,523,203	12.55%	584,935
各種サービス業	—	—	14,162	0.05%	14,162
個人(住宅・消費・納税資金等)	14,221,250	52.20%	14,462,315	51.51%	241,065
合計	**27,239,380**	**100.00%**	**28,072,072**	**100.00%**	**832,691**

(注) 1. 土地開発公社向け貸出金は不動産業に含めています。
2. 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

・営農類型別

(単位：千円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
農業	79,651	76,078	△ 3,572
うち穀作	48,196	31,748	△ 16,448
うち野菜・園芸	8,834	6,458	△ 2,376
うち果樹・樹園農業	—	5,950	5,950
その他農業	22,619	31,921	9,301
農業関連団体等	—	—	—
合計	**79,651**	**76,078**	**△ 3,572**

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

・資金種類別

(単位：千円)

種類	令和5年度	令和6年度	増減
プロパー資金	73,883	71,464	△ 2,418
農業制度資金	5,768	4,614	△ 1,154
うち農業近代化資金	5,768	4,614	△ 1,154
合計	**79,651**	**76,078**	**△ 3,572**

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

⑨農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

・農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：千円)

区　分	令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
合計	—	—
正常債権	27,255,534	28,081,152

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
(注2) 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていませんが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。
(注3) 要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
(注4) 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。
(注5) 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2及び注4に掲げるものを除く。)をいいます。
(注6) 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

・金融再生法開示債権の保全状況

該当する事項はありません。

⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する事項はありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

該当する事項はありません。

⑫貸出金償却等の額

該当する事項はありません。

(3) 為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種類	令和5年度				令和6年度			
	仕向		被仕向		仕向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	26,377	28,447,448	206,389	45,961,640	29,454	30,645,166	214,155	48,640,985
代金取立為替	—	—	8	15,349	1	2,071	2	18,872
雑為替	577	102,738	209	9,840	579	146,756	137	17,523
合計	**26,954**	**28,550,187**	**206,606**	**45,986,830**	**30,034**	**30,793,994**	**214,294**	**48,677,381**

②公共債の引受額・公共債窓販実績

該当する事項はありません。

③オフ・バランス取引の状況

該当する事項はありません。

（4）有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

（単位：千円）

種　類	令和5年度	令和6年度	増　減
国債	26,054,119	23,012,581	△ 3,041,537
地方債	2,943,399	1,027,899	△ 1,915,500
社債	9,005,625	7,281,605	△ 1,724,019
合計	**38,003,144**	**31,322,087**	**△ 6,681,056**

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和5年度及び令和6年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当する事項はありません。

③有価証券の残存期間別残高

（単位：千円）

年度	種　類	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合　計
令和5年度	国　債	—	—	—	—	16,154,970	5,871,100	—	**22,026,070**
	地方債	—	—	—	—	—	1,057,800	—	**1,057,800**
	社　債	300,060	98,510	405,750	1,689,890	1,928,860	2,778,980	—	**7,202,050**
令和6年度	国　債	—	—	—	3,080,700	13,217,820	9,948,200	—	**26,246,720**
	地方債	—	—	—	—	988,800	94,460	—	**1,083,260**
	社　債	—	400,750	888,660	1,252,693	2,243,940	2,462,420	—	**7,248,463**

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和5年度及び令和6年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

（5）有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

該当する事項はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する事項はありません。

[その他有価証券]

（単位：千円）

種　類		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却減価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却減価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却減価を超えるもの	債　券	21,647,620	20,338,786	1,308,833	18,059,590	17,474,974	584,615
	国　債	19,177,470	17,938,786	1,238,683	16,298,520	15,930,774	367,745
	地方債	1,057,800	1,000,000	57,800	—	—	—
	社　債	1,412,350	1,400,000	12,350	1,761,070	1,544,200	216,870
	小　計	**21,647,620**	**20,338,786**	**1,308,833**	**18,059,590**	**17,474,974**	**584,615**

貸借対照表計上額が取得原価又は償却減価を超えないもの	債　券	8,638,300	9,030,326	△ 392,026	16,518,853	18,011,829	△ 1,492,976
	国　債	2,848,600	2,992,558	△ 143,958	9,948,200	10,917,888	△ 969,688
	地方債	—	—	—	1,083,260	1,100,000	△ 16,740
	社　債	5,789,700	6,037,768	△ 248,068	5,487,393	5,993,940	△ 506,547
	小　計	**8,638,300**	**9,030,326**	**△ 392,026**	**16,518,853**	**18,011,829**	**△ 1,492,976**
合　計		**30,285,920**	**29,369,113**	**916,806**	**34,578,443**	**35,486,803**	**△ 908,360**

（注）本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。

②金銭の信託の時価情報

該当する事項はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当する事項はありません。

（6）預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

該当する事項はありません。

②残高有り投資信託口座数

該当する事項はありません。

2．共済事業取扱実績

（1）長期共済保有高

（単位：件、千円）

種　類		令和5年度		令和6年度	
		件　数	金　額	件　数	金　額
生命系	終身共済	7,204	62,286,891	7,235	60,657,698
	定期生命共済	74	1,043,500	91	1,258,920
	養老生命共済	2,699	16,026,093	2,343	13,930,988
	うちこども共済	1,569	7,251,852	1,516	6,795,752
	医療共済	1,902	3,276,000	1,947	3,141,000
	がん共済	319	86,500	326	86,500
	定期医療共済	255	987,300	235	940,700
	介護共済	616	2,339,397	663	2,523,327
	認知症共済	6		5	
	生活障害共済	3		3	
	特定重度疾病共済	96		102	
	年金共済	4,695	35,000	4,553	35,000
建物系	建物更生共済	12,781	286,907,345	12,664	290,757,250
合　計		**30,650**	**372,988,027**	**30,167**	**373,331,385**

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

（2）医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	1,902	8,039 74,470	1,947	7,839 87,040
がん共済	319	2,160	326	2,200
定期医療共済	255	1,285	235	1,189
合計	**2,476**	**11,484** **74,470**	**2,508**	**11,228** **87,040**

(注) 1. 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。
2.「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

（3）介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	616	2,644,654	663	2,907,337
認知症共済	6	12,000	5	11,000
生活障害共済（一時金型）	1	1,000	2	11,000
生活障害共済（定期年金型）	2	1,500	1	1,000
特定重度疾病共済	96	172,500	102	179,000

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

（4）年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	2,962	2,500,974	2,857	2,364,182
年金開始後	1,733	1,392,829	1,696	1,346,536
合計	**4,695**	**3,893,804**	**4,553**	**3,710,718**

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

（5）短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	898	12,955,710	10,978	841	12,193,950	10,217
自動車共済	3,670	—	143,180	3,630	—	142,028
傷害共済	3,289	10,596,500	885	3,155	9,376,000	838
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	1	4,000	39	—	—	—
賠償責任共済	222	—	479	216	—	491
自賠責共済	713	—	11,052	717	—	11,349
合計	**8,793**	—	**166,616**	**8,559**	—	**164,925**

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は「－」。）を記載しています。

3．購買事業取扱実績

（単位：千円）

種類		令和5年度 購買品取扱高	令和6年度 購買品取扱高
生産資材	飼料	1,021	995
	肥料	57,165	59,709
	農薬	29,692	28,907
	保温資材	4,330	5,651
	包装資材	3,641	3,429
	農業機械	20,669	36,233
	石油類	11,550	10,251
	自動車	2,743	4,966
	建築資材	10,329	7,212
	その他	13,996	11,621
	計	**155,142**	**168,979**
生活物資	食料品 米	1,181	1,799
	食料品 生鮮食品	3,370	4,806
	食料品 一般食品	11,045	8,840
	衣料品	4,063	2,873
	耐久消費財	4,156	4,930
	日用雑貨	15,250	25,690
	その他	91	48
	計	**39,159**	**48,989**
合計		**194,301**	**217,968**

（注） 購買品取扱高は、取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4．販売事業取扱実績

（1）受託販売品

（単位：千円）

種類	令和5年度 販売品取扱高	令和6年度 販売品取扱高
野菜	18,440	21,460

（注） 販売品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

（2）買取販売品

（単位：千円）

種類	令和5年度 販売品取扱高	令和6年度 販売品取扱高
米	176,572	240,576

5．指導事業実績

（単位：千円）

項目		令和5年度	令和6年度
収益	指導事業補助金	3,165	3,165
	実費収入	87	163
	指導収入	1,414	821
	農産物検査料	638	492
	計	**5,306**	**4,641**
費用	営農改善費	55,604	35,370
	生活改善費	2,900	2,874
	教育情報費	6,382	6,499
	計	**64,887**	**44,744**
収支差額		**△59,581**	**△ 40,102**

6．その他事業実績

（単位：千円）

種類		令和5年度	令和6年度
収益	加工事業収益	2,827	2,974
	利用事業収益	77,652	75,755
	農地利用集積円滑化事業収益	547	476
	計	**81,027**	**79,205**
費用	加工事業費用	2,303	2,681
	利用事業費用	28,889	31,510
	農地利用集積円滑化事業費用	498	448
	計	**31,692**	**34,639**
差引		**49,335**	**44,566**

Ⅳ　経営諸指標

1．利益率

項　　目	令和５年度	令和６年度	増　　減
総資産経常利益率	0.20%	0.13%	△ 0.07%
資本経常利益率	2.84%	1.91%	△ 0.93%
総資産当期純利益率	0.09%	0.10%	0.01%
資本当期純利益率	1.30%	1.42%	0.12%

（注）総資産経常利益率 ＝ 経常利益 ／ 総資産（除く債務保証見返）平均残高 × 100

資本経常利益率 ＝ 経常利益 ／ 純資産勘定平均残高 × 100

総資産当期純利益率 ＝ 当期剰余金（税引後）／ 総資産（除く債務保証見返）平均残高 × 100

資本当期純利益率 ＝ 当期剰余金（税引後）／ 純資産勘定平均残高 × 100

2．貯貸率・貯証率

区　　分		令和５年度	令和６年度	増　　減
貯貸率	期末	9.38%	9.58%	0.20%
	期中平均	8.95%	9.38%	0.43%
貯証率	期末	10.43%	11.80%	1.37%
	期中平均	12.92%	10.72%	△ 2.20%

（注）貯貸率（期末）＝ 貸出金残高 ／ 貯金残高 × 100

貯貸率（期中平均）＝ 貸出金平均残高 ／ 貯金平均残高 × 100

貯証率（期末）＝ 有価証券残高 ／ 貯金残高 × 100

貯証率（期中平均）＝ 有価証券平均残高 ／ 貯金平均残高 × 100

3．職員一人あたり指標

（単位：千円）

項　　目		令和５年度	令和６年度	増　　減
信用事業	貯金残高	1,648,776	1,664,913	16,137
	貸出金残高	154,769	159,500	4,731
共済事業	長期共済保有高	2,119,250	2,121,201	1,951
経済事業	購買品取扱高	1,103	1,238	135
	販売品取扱高	1,108	1,488	380

（注）各年度末の数値を令和5年度は176人、令和6年度は176人で除して算出しています。

4．一店舗あたり指標

（単位：千円）

項　　目	令和５年度	令和６年度	増　　減
貯金残高	16,121,372	16,279,154	157,782
貸出金残高	1,513,298	1,559,559	46,261
長期共済保有高	20,721,557	20,740,632	19,075
購買品取扱高	8,831	9,907	1,076

（注）各年度末の数値を令和5年度、令和6年度ともに信用事業、共済事業を行う店舗、18店舗
購買事業を行う店舗、22店舗で除して算出しています。

V　自己資本の充実の状況等

◇農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成19年金融庁･農林水産省告示第4号)として開示しています。

◇「定性的な開示事項」の前年度の記載については、以下と同内容のため、記載を省略しています。

定性的な開示事項

1．自己資本比率の状況等

◇　自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年３月末における自己資本比率は、26.43%となりました。

◇　経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

【普通出資による資本調達額】

項　目	内　容
発行主体	高槻市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	996百万円(前年度1,003百万円)

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2．信用リスクに関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク･アセットの算出にあたって、リスク･ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ's）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付又はカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	Ｒ＆Ｉ、Ｍｏｏｄｙ's、ＪＣＲ、Ｓ＆Ｐ、Ｆｉｔｃｈ	
金融機関向けエクスポージャー	Ｒ＆Ｉ、Ｍｏｏｄｙ's、ＪＣＲ、Ｓ＆Ｐ、Ｆｉｔｃｈ	
法人等向けエクスポージャー	Ｒ＆Ｉ、Ｍｏｏｄｙ's、ＪＣＲ、Ｓ＆Ｐ、Ｆｉｔｃｈ	

３．信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、

外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については，①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当する事項はありません。

5．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

6．ＣＶＡリスクに関する事項

該当する事項はありません。

7．マーケット・リスクに関する事項

該当する事項はありません。

8．オペレーショナル・リスクに関する事項

◇　リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、シス

テムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクをいい、当該リスクの管理方針等については、P17・P18をご覧ください。

◇ ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）及びＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣ及びＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ ＩＬＭの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無

該当する事項はありません。

◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当する事項はありません。

9．出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものをいい、当ＪＡにおいては、①子会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資が該当します。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。子会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ（リスク管理）委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ（リスク管理）委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上することとしています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金(外部出資等損失引当金)の計上や直接償却(外部出資等償却)を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

10. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇　リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期で IRRBB を計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当する事項はありません。

◇　金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥ及び⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

重要な変動はありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当する事項はありません。

◇　⊿ＥＶＥ及び⊿ＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

該当する事項はありません。

定量的な開示事項

1．自己資本の構成に関する事項

（単位：千円）

項　　目	令和５年度	令和６年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	22,893,913	23,179,681
うち、出資金及び資本準備金の額	1,003,486	996,529
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	21,928,332	22,219,909
うち、外部流出予定額　（△）	35,017	34,804
うち、上記以外に該当するものの額	△ 2,888	△ 1,953
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	－	－
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	－	－
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	22,893,913	23,179,681
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	7,985	7,414
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7,985	7,414
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	122,385	128,340
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されたものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	130,371	135,755
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	22,763,542	23,043,926
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	82,022,992	83,408,712
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		－
うち経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,863,110	3,776,300
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	86,886,102	87,185,013
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））× 100	26.19%	26.43%

（注）1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

（1）信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：千円）

信用リスク・アセット	令和５年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4％
現金	812,601	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	20,988,912	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	1,000,199	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	254,980,423	50,996,084	2,039,843
法人等向け	7,467,062	3,584,367	143,374
中小企業等向け及び個人向け	708,052	317,553	12,702
抵当権付住宅ローン	68,035	23,700	948
不動産取得等事業向け	20,942	8,530	341
三月以上延滞等	－	－	－
取立未済手形	5,675	1,135	45
信用保証協会等保証付	16,339,711	1,617,445	64,697
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－
出資等	522,162	522,162	20,886
(うち出資等のエクスポージャー)	522,162	522,162	20,886
(うち重要な出資のエクスポージャー)	－	－	－
上記以外	12,905,623	24,952,012	998,080
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	－	－	－
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	7,981,805	19,954,512	798,180
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	88,843	222,109	8,884
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー)	－	－	－
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	－	－	－
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,834,974	4,775,390	191,015
証券化	－	－	－
(うちＳＴＣ要件適用分)	－	－	－
(うち非ＳＴＣ適用分)	－	－	－
再証券化	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－
(うちルックスルー方式)	－	－	－
(うちマンデート方式)	－	－	－
(うち蓋然性方式250%)	－	－	－
(うち蓋然性方式400%)	－	－	－
(うちフォールバック方式)	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	315,819,402	82,022,992	3,280,919
ＣＶＡリスク相当額÷８％	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	315,819,402	82,022,992	3,280,919

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×4％
	4,863,110	194,524
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計 a	所要自己資本額 b＝a×4％
	86,886,102	3,475,444

（注）1．「リスク･アセット額」の欄には、信用リスク削減効果後のリスク･アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ･バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品業向け」、「法人等向け」等においてリスク･ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4．「出資等」とは、出資エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5．「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6．「経過措置によりリスク･アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク･アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク･アセットの額に算入したものが該当します。
7．「上記以外」には、未決済取引･その他の資産(固定資産等)･間接清算参加者向け･信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれています。
8．当JAでは、オペレーショナル･リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の算出方法 (基礎的手法) ＞

$$\frac{\text{粗利益 (直近 3 年間のうち正の値の合計額) × 15\%}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（2）信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

（単位：千円）

信用リスク・アセット	令和６年度 エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4％
現金	1,273,533	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,916,634	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	1,100,650	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	250,579,891	52,469,232	2,098,769
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	7,581,480	3,484,335	139,373
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	486,989	99,182	3,967
（うちトランザクター向け）	1,630	733	29
不動産関連向け	403,378	91,721	3,668
（うち自己居住用不動産等向け）	403,378	91,721	3,668
（うち賃貸用不動産向け）	－	－	－
（うち事業用不動産関連向け）	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	－	－	－
（うちADC向け）	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－
取立未済手形	1,817	363	14
信用保証協会等による保証付	17,179,909	1,692,285	67,691
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
株式等	－	－	－
共済約款貸付	522,162	522,162	20,886
上記以外	13,027,845	25,049,428	1,001,977
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－

(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	－	－	－
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	7,981,805	19,954,512	798,180
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	32,584	81,460	3,258
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー)	－	－	－
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー)	－	－	－
(うち上記以外のエクスポージャー)	5,013,456	5,013,456	200,538
証券化	－	－	－
(うちＳＴＣ要件適用分)	－	－	－
(短期ＳＴＣ要件適用分)	－	－	－
(うち不良債権証券化適用分)	－	－	－
(うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分)	－	－	－
再証券化	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－
(うちルックスルー方式)	－	－	－
(うちマンデート方式)	－	－	－
(うち蓋然性方式250%)	－	－	－
(うち蓋然性方式400%)	－	－	－
(うちフォールバック方式)	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー計	319,074,293	83,408,712	3,336,348
ＣＶＡリスク相当額÷８％（簡便法）	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	319,074,293	83,408,712	3,336,348

マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 <簡便方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
	－	－
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
	3,776,300	151,052
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母）合計 a	所要自己資本額 b＝a×４％
	87,185,013	3,487,400

（3）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：千円）

	令和６年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,776,300
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	151,052
ＢＩ	2,517,533
ＢＩＣ	302,104

（注）1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 信用リスクに関する事項

（1）信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

項目		令和５年度				令和６年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	297,102	－	297,102	－	297,355	－	297,355	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	835,543	134,750	700,792	－	821,606	120,825	700,780	－
	電気･ガス･熱供給･水道業	2,004,610	－	2,004,610	－	2,004,573	－	2,004,573	－
	運輸・通信業	3,211,206	－	3,210,756	－	3,311,572	－	3,311,122	－
	金融・保険業	26,887,228	10,005,861	－	－	26,886,610	10,005,948	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,253,800	－	1,253,799	－	1,267,647	13,927	1,253,719	－
	日本国政府・地方公共団体	21,989,111	－	21,989,111	－	28,017,285	－	28,017,285	－
	上記以外	234,230,734	－	－	－	229,824,994	－	－	－
個　人		17,121,443	17,121,443	－	－	17,949,452	17,949,452	－	－
その他		7,988,621	－	－	－	8,693,194	－	－	－
業種別残高計		315,819,402	27,262,056	29,456,174	－	319,074,293	28,090,154	35,584,838	－
１年以下		241,126,025	79,221	301,418		239,428,688	89,687	－	
１年超３年以下		361,918	261,846	100,071		606,800	206,011	400,788	
３年超５年以下		809,627	408,874	400,753		1,247,642	341,084	906,557	
５年超７年以下		2,103,115	395,010	1,708,105		4,899,552	597,189	4,302,362	
７年超10年以下		18,121,262	1,143,948	16,977,314		17,243,160	879,423	16,363,737	
10年超		34,822,298	24,853,788	9,968,510		39,341,566	25,730,174	13,611,391	
期限の定めのないもの		18,475,153	119,367	－		16,306,883	246,584	－	
残存期間別残高計		315,819,402	27,262,056	29,456,174		319,074,293	28,090,154	35,584,838	

（注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク･ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ･バランスシート･エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
３．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
４．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
５．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
６．当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

（2）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

該当する事項はありません。

（3）貸出金償却の額

該当する事項はありません。

（4）信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：千円）

項　　目	令和６年度						
	リスク・ウェイト（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,273,533	－	1,273,533	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	26,916,634	－	26,916,634	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	1,100,650	－	1,100,650	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	250,579,891	－	250,579,891	－	52,469,232	21
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	7,581,480	－	7,567,553	－	3,484,335	46
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	482,908	40,804	244,549	4,080	99,182	40
（うちトランザクター向け）	45	－	16,300	－	1,630	733	45
不動産関連向け	20～150	403,378	－	402,859	－	91,721	23
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	403,378	－	402,859	－	91,721	23
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	－	－	－	－	－	－
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	－	－	－	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	20	1,817	－	1,817	－	363	20
信用保証協会等による保証付	0～10	17,179,909	－	16,922,849	－	1,692,285	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	522,162	－	522,162	－	522,162	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	13,027,845	－	13,027,845	－	25,049,428	192
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	7,981,805	－	7,981,805	－	19,954,512	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	32,584	－	32,584	－	81,460	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	5,013,456	－	5,013,456	－	5,013,456	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－	－	－	－	－	83,408,712	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	－	－	－	－	－	－	－

（注）1．最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

（5）ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

（単位：百万円）

項目	令和６年度 信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,916	－	－	－	－	－	26,916						
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－						
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	1,100	－	－	－	－	－	－	1,100					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	236,561	4,504	9,514	－	－	－	－	－	250,579				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	998	6,569	－	－	－	－	－	－	－	7,567			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－							
株式等	－	－	522	－	－	522							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	1	25	45	176	248								
（うちトランザクター向け）	1	－	－	－	1								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	18	－	－	－	－	－	15	92	402
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－	－	－										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	－	－	－	－									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	1								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,273	－	－	－	－	1,273							
取立未済手形	－	－	1	－	－	1							
信用保証協会等による保証付	－	16,922	－	－	0	16,922							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－							
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－							

（注）1．最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

（6）信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：千円）

項目		令和５年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	23,251,118	23,251,118
	リスク・ウェイト2%	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	16,174,452	16,174,452
	リスク・ウェイト20%	497,212	255,085,396	255,582,609
	リスク・ウェイト35%	—	67,714	67,714
	リスク・ウェイト50%	6,969,849	—	6,969,849
	リスク・ウェイト75%	—	396,925	396,925
	リスク・ウェイト100%	—	5,306,083	5,306,083
	リスク・ウェイト150%	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	8,070,648	8,070,648
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—
合計		7,467,062	308,352,340	315,819,402

（注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2．「格付あり」には、リスク・ウェイト算定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはリスク・ウェイト算定において格付を使用していないものを記載してします。なお、格付は適格格付機関による依頼格付けのみ使用しています。
3．経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを導入したものについても集計の対象としています。
4．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

（7）資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト区分	令和６年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	289,344,250	–	–	288,842,729
40%～70%	16,083,463	16,300	10%	16,085,093
75%	40,660	20,365	10%	41,164
80%	–	–	–	–
85%	–	–	–	–
90%～100%	51,830	4	10%	45,019
105%～130%	–	–	–	–
150%	–	–	–	–
250%	522,162	–	–	522,162
400%	–	–	–	–
1250%	–	–	–	–
その他	–	4,134	10%	413
合計	306,042,367	40,804	10%	305,536,582

（注）1．最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

（1）信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

項　　目	令和５年度	
	適格金融資産担保	保　　証
地方公共団体金融機構向け	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－
地方三公社向け	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	－	－
法人等向け	－	－
中小企業等向け及び個人向け	27,803	99,297
抵当権付住宅ローン	－	－
不動産取得等事業向け	－	－
三月以上延滞等	－	－
証券化	－	－
中央清算機関関連	－	－
その他	－	－
合　　計	27,803	99,297

（注）１．当JAでは、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。
２．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
３．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品業向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトは150%になったエクスポージャーのことです。
４．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
５．「その他」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれています。

（単位：千円）

項　　目	令和６年度	
	適格金融資産担保	保　　証
地方公共団体金融機構向け	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－
地方三公社向け	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	7,322	168,302
自己居住用不動産等向け	－	369,392
賃貸用不動産向け	－	－
事業用不動産関連向け	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－
証券化	－	－
中央清算機関関連	－	－
上記以外	－	－
合　　計	7,322	537,694

（注）１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
２．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する事項はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

（1）出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

項　　目	令和５年度		令和６年度	
	貸借対照表計上額	時　　価	貸借対照表計上額	時　　価
上　　場	－	－	－	－
非　上　場	8,503,967	8,503,967	8,503,967	8,503,967
合　　計	8,503,967	8,503,967	8,503,967	8,503,967

（2）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する事項はありません。

（3）貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する事項はありません。

（4）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する事項はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

9. 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度
1	上方パラレルシフト	3,825	3,503	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	37	205
3	スティープ化	4,544	4,260		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	－		
6	短期金利低下	418	852		
7	最大値	4,544	4,260	37	205
		令和５年度		令和６年度	
8	自己資本の額	22,763		23,043	

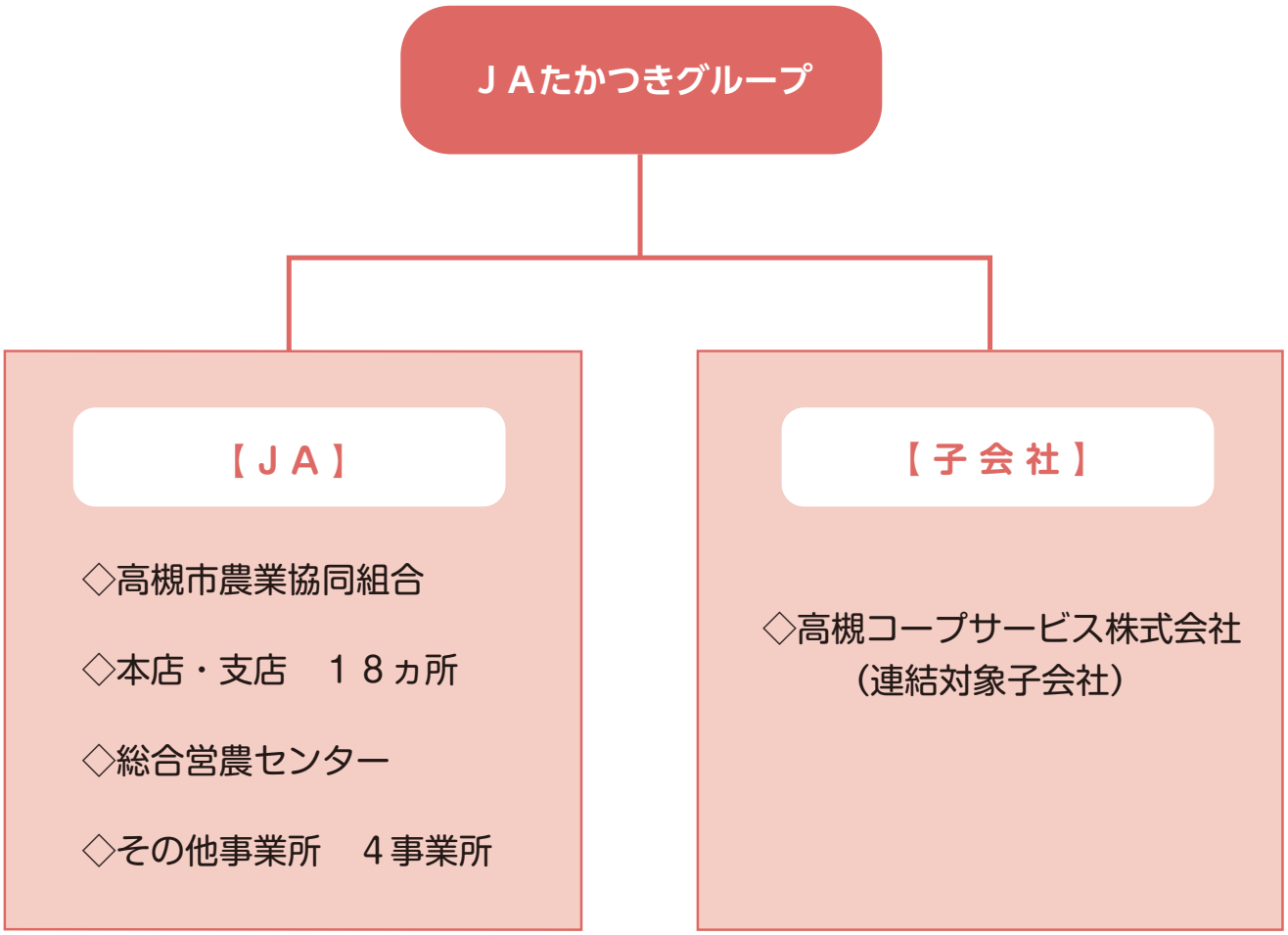
Ⅵ　連結情報

1．グループの概況

（1）グループの事業系統図

JA たかつきグループは、当 JA と子会社高槻コープサービス株式会社で構成されています。この子会社は連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違ありません。



（2）子会社の概況

（令和７年７月１日現在）

会社名	高槻コープサービス株式会社
代表者氏名	代表取締役社長　森 本　茂
設立年月日 （子会社に再編） （会社名称の変更）	昭和４８年５月１７日 （平成元年　８月１７日） （平成元年１２月２９日）
主たる営業所又は事務所の所在地	高槻市野見町４番１号
資本金又は出資金	１００，０００千円（１６１，６６２株）
主な事業内容	１．不動産の所有及び運営管理 ２．不動産の受託管理、賃貸借、売買及び仲介 ３．植林及び山林の管理 ４．事務用・通信用の機器、設備の賃貸及び売買 ５．損害保険代理業務 ６．前各号に附帯又は関連する一切の業務
議決権に対する当ＪＡの保有割合	１００％
役員の兼任等	６人
議決権に対する組合及び他の子会社等の保有割合	１００％

（3）連結事業概況

①連結事業の概況

令和６年度の当ＪＡの連結決算は、子会社「高槻コープサービス株式会社」を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益3,250百万円、連結当期剰余金331百万円、連結純資産22,595百万円、連結総資産318,336百万円で、連結自己資本比率は26.68%となりました。

②高槻コープサービス株式会社の事業概況

当ＪＡ及び組合員の資産保全を図り、子会社としての補完機能を発揮するため、各業務を積極的に展開しました。その結果、当期純利益は8,440千円、当期未処分利益は103,265千円となりました。

・不動産管理事業

JAたかつき並びに組合員との不動産管理委託契約に基づいて倉庫、貸家、賃貸住宅、駐車場等の管理・拡充を推進しました。また、貸農園についても管理・維持に努めるとともに、整地・整理作業に積極的に取り組みました。

・施設施行事業

大手住宅メーカーと提携し共同住宅・戸建住宅の建築、リフォームの斡旋に努めた結果、共同住宅建築１件の成約を得ました。

・宅建取引（仲介）事業

JAたかつき及び組合員から委託を受けた不動産取引の仲介・斡旋に積極的に取り組み、４件の成約を得ました。また、JAたかつきから受託している借地権整理事業を推進し、１件解決し現在も継続して鋭意対応しています。

・JA受託事業

土地や建物の有効利用の相談に積極的に取り組むなど、JAたかつきからの受託業務である「資産保全センター業務」としての役割を全うすべく努めました。

また、毎月2回の税理士による税務相談を継続するなど、組合員の資産保全のための働きかけを行いました。

・損害保険代理店事業

共栄火災海上保険株式会社の代理店として、組合員向け団体傷害・賠償責任保険としての「JA安心倶楽部」・「JA自転車倶楽部」・「ゴルファー保険」の新規獲得並びに継続契約の確保に努めました。また、傷害保険、火災保険及び役員賠償責任保険、施設賠償保険、施設災害保険の契約継続及び拡大を図りました。

・その他

当社所有の山林等の維持管理に努めました。

（4）最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：千円）

項目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
連結経常収益	3,319,910	3,193,876	3,277,260	3,911,176	3,250,159
信用事業収益	2,290,355	2,267,264	2,354,834	2,988,504	2,245,883
共済事業収益	465,446	464,365	445,462	451,205	454,998
農業関連事業収益	418,611	375,861	386,011	376,250	438,380
その他事業収益	145,496	86,384	90,951	95,217	110,897
連結経常利益	748,018	798,143	756,730	649,799	448,228
連結当期剰余金	563,946	629,993	566,204	297,730	331,800
連結純資産額	25,611,867	25,453,393	24,314,889	23,831,014	22,595,767
連結総資産額	319,276,143	321,673,151	321,949,691	316,766,314	318,336,411
連結自己資本比率	25.41%	26.23%	26.24%	26.41%	26.68%

（注）1. 連結経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 連結当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
4. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

（5）連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	令和５年度（令和６年３月31日現在）	令和６年度（令和７年３月31日現在）
（資産の部）		
1．信用事業資産	303,453,468	304,651,347
(1)現金及び預金	244,541,242	240,533,243
(2)有価証券	30,285,920	34,578,443
(3)貸出金	27,239,380	28,072,072
(4)その他の信用事業資産	1,386,925	1,467,588
2．共済事業資産	6,462	9,506
(1)未収収益	6,462	9,506
3．経済事業資産	218,085	171,699
(1)経済事業未収金	84,501	76,715
(2)棚卸資産	132,946	94,348
(3)その他の経済事業資産	636	634
4．雑資産	133,680	138,528
5．固定資産	4,344,711	4,666,932
(1)有形固定資産	4,333,406	4,656,319
建物	4,122,338	4,381,314
機械装置	643,116	650,215
土地	1,997,374	1,997,374
リース資産	160,744	201,553
建設仮勘定	31,053	105,161
その他の有形固定資産	461,045	507,119
減価償却累計額	△ 3,082,266	△ 3,186,418
(2)無形固定資産	11,304	10,613
6．外部出資	8,342,560	8,342,560
7．退職給付に係る資産	265,852	337,353
8．繰延税金資産	1,493	18,484
資産の部合計	316,766,314	318,336,411

科目	令和５年度（令和６年３月31日現在）	令和６年度（令和７年３月31日現在）
（負債の部）		
1．信用事業負債	290,823,961	294,163,535
(1)貯金	289,800,557	292,634,035
(2)借入金	700,000	500,000
(3)その他信用事業負債	320,946	1,025,350
(4)睡眠貯金払戻引当金	2,457	4,149
2．共済事業負債	640,756	600,414
(1)共済資金	416,059	377,087
(2)その他の共済事業負債	224,697	223,326
3．経済事業負債	42,748	37,612
(1)経済事業未払金	38,049	31,686
(2)その他の経済事業負債	4,698	5,926
4．雑負債	965,956	679,832
5．諸引当金	217,429	214,148
(1)賞与引当金	63,459	64,662
(2)退職給付に係る負債	3,125	4,620
(3)役員退職慰労引当金	31,457	40,005
(4)特例業務負担引当金	115,287	102,672
(5)その他引当金	4,099	2,188
6．繰延税金負債	244,447	45,100
負債の部合計	292,935,300	295,740,643
（純資産の部）		
1．組合員資本	23,100,938	23,391,700
(1)出資金	1,003,486	996,529
(2)利益剰余金	22,100,360	22,397,144
(3)処分未済持分	△ 2,888	△ 1,953
(4)子会社の所有する親組合出資金	△ 20	△ 20
2．評価・換算差額等	730,075	△ 795,932
(1)その他有価証券評価差額金	660,833	△ 908,360
(2)退職給付に係る調整累計額	69,241	112,428
純資産の部合計	23,831,014	22,595,767
負債及び純資産の部合計	316,766,314	318,336,411

（6）連結損益計算書

（単位：千円）

科目	令和５年度（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）	令和６年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）
1．事業総利益	2,617,970	2,412,266
事業収益	3,911,176	3,250,159
事業費用	1,293,205	837,893
(1)信用事業収益	2,988,504	2,245,883
資金運用収益	2,193,352	2,180,015
(うち預金利息)	(1,305,501)	(1,376,713)
(うち有価証券利息)	(568,689)	(489,527)
(うち貸出金利息)	(213,094)	(230,673)
(うちその他受入利息)	(106,066)	(83,100)
役務取引等利益	40,582	42,315
その他事業直接収益	737,056	—
その他経常収益	17,512	23,552
(2)信用事業費用	921,107	405,840
資金調達費用	117,177	302,671
(うち貯金利息)	(111,765)	(296,380)
(うち給付補てん備金繰入)	(4,316)	(3,700)
(うちその他支払利息)	(1,096)	(2,590)
役務取引等費用	7,161	7,373
その他事業直接費用	702,536	—
その他経常費用	94,230	95,794
(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(126)	(4,016)
信用事業総利益	2,067,397	1,840,043
(3)共済事業収益	451,205	454,998
共済付加収入	427,671	425,545
その他の収益	23,533	29,452
(4)共済事業費用	8,265	8,067
共済推進費	337	179
共済保全費	407	394
その他の費用	7,521	7,494
共済事業総利益	442,939	446,930
(5)購買事業収益	152,289	160,623
購買品供給高	143,139	152,764
購買手数料	3,474	3,715
その他の収益	5,674	4,142
(6)購買事業費用	127,750	136,662
購買品供給原価	125,985	134,489
その他の費用	1,765	2,172
購買事業総利益	24,539	23,960
(7)販売事業収益	178,404	242,521
販売品販売高	176,572	240,576
販売手数料	1,447	1,684
その他の収益	384	260
(8)販売事業費用	139,503	207,938
販売品販売原価	128,948	190,087
販売費	2,462	5,730
その他の費用	8,092	12,120
販売事業総利益	38,901	34,583
(9)加工事業収益	2,827	2,974
加工品販売高	2,827	2,974
(10)加工事業費用	2,303	2,681
加工品販売原価	2,268	2,675
その他の費用	34	5
加工事業総利益	523	293
(11)利用事業収益	77,652	75,755
ライスセンター利用料	25,943	25,435
水稲育苗収益	25,418	24,596
野菜育苗収益	2,771	2,751
受託農作業収益	20,361	20,084
その他の収益	3,156	2,887
(12)利用事業費用	28,889	31,510
ライスセンター関連費用	5,344	7,193
水稲育苗費用	11,582	12,249
野菜育苗費用	1,391	1,588
受託農作業費用	7,170	7,711
その他の費用	3,400	2,765
利用事業総利益	48,763	44,244
(13)農地利用集積円滑化事業収益	547	476
円滑化事業受取賃借料	515	446
その他の収益	32	29
(14)農地利用集積円滑化事業費用	498	448
円滑化事業支払賃貸料	498	446
その他の費用	0	1
農地利用集積円滑化事業総利益	48	28
(15)不動産管理事業収益	54,439	62,285
賃貸料収入	35,291	37,445
手数料収入	10,033	14,977
管理料収入	3,518	3,446
その他の収入	5,596	6,415
(16)不動産管理事業費用	—	—
不動産管理事業総利益	54,439	62,285
(17)指導事業収入	5,306	4,641
指導補助金	3,165	3,165
実費収入	87	163
指導収入	1,414	821
農産物検査料	638	492
(18)指導事業支出	64,887	44,744
営農改善費	55,604	35,370
生活改善費	2,900	2,874
教育情報費	6,382	6,499
指導事業収支差額	△ 59,581	△ 40,102
2．事業管理費	2,106,606	2,103,679
(1)人件費	1,375,757	1,386,420
(2)その他事業管理費	730,848	717,258
事業利益	511,364	308,586
3．事業外収益	152,405	152,848
(1)受取雑利息	131	116
(2)受取出資配当金	147,473	147,306
(3)その他の事業外収益	4,800	5,425
4．事業外費用	13,969	13,206
(1)支払雑利息	2,979	3,037
(2)その他の事業外費用	10,990	10,169
経常利益	649,799	448,228
5．特別損失	—	11,944
(1)固定資産処分損	—	11,944
税金等調整前当期利益	649,799	436,284
法人税・住民税及び事業税	371,198	83,129
法人税等調整額	△ 19,129	21,354
法人税等合計	352,069	104,484
当期剰余金	297,730	331,800

（7）連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科　　目	令和５年度（令和５年４月１日から令和６年３月31日まで）	令和６年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）
1.事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	649,799	436,284
減価償却費	151,473	170,061
資産除去債務関係損益(△は益)	40	24
国債等債券償却	627,947	—
睡眠貯金払戻引当金の増減額(△は減少)	97	1,692
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,350	1,202
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	793	1,494
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	19,516	△ 10,033
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	8,475	8,548
特例業務負担引当金の増減額(△は減少)	△ 11,361	△ 12,615
その他引当金等の増減額(△は減少)	4,099	△ 1,911
信用事業資金運用収益	△ 2,176,652	△ 2,169,835
信用事業資金調達費用	117,177	302,671
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 147,604	△ 147,423
支払雑利息	2,979	3,037
有価証券関係損益(△は益)	△ 679,167	△ 10,180
固定資産売却損益(△は益)	604	13,027
その他	△ 308	—
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減(△は増加)	△ 727,479	△ 832,691
預金の純増減(△は増加)	—	△ 5,000,000
貯金の純増減(△は減少)	△ 4,642,035	2,833,477
信用事業借入金の純増減(△は減少)	△ 100,000	△ 200,000
その他の信用事業資産の純増減(△は増加)	△ 20,139	4,074
その他の信用事業負債の純増減(△は減少)	△ 160,193	561,680
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△は減少)	19,305	△ 38,971
未経過共済付加収入の純増減(△は減少)	△ 3,686	△ 1,050
共済未払費用の純増減(△は減少)	260	△ 320
その他の共済事業資産の純増減(△は増加)	△ 2,063	△ 3,043
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△は増加)	△ 9,637	7,785
棚卸資産の純増減(△は増加)	△ 12,971	38,597
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△は減少)	11,928	△ 6,363
経済受託債務の純増減(△は減少)	△ 151	427
その他の経済事業資産の純増減(△は増加)	△ 3	2
その他の経済事業負債の純増減(△は減少)	△ 10,631	799
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減(△は増加)	△ 728	△ 5,276
その他の負債の純増減(△は減少)	205,242	4,879
未払消費税等の純増減(△は減少)	△ 76	—
信用事業資金運用による収入	2,181,998	2,103,620
信用事業資金調達による支出	△ 100,857	△ 159,948
小　　計	△ 4,802,658	△ 2,106,273
雑利息及び出資配当金の受取額	147,600	147,424
雑利息の支払額	△ 2,917	△ 3,029
法人税等の支払額	△ 164,252	△ 370,231
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,822,227	△ 2,332,110
2.投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 5,476,531	△ 6,407,510
有価証券の売却による収入	15,215,891	△ 18,522
有価証券の償還による収入	800,000	300,000
固定資産の取得による支出	△ 159,457	△ 450,843
固定資産の処分等による支出	—	△ 11,944
固定資産の売却による収入	439	9
資産除去債務の履行による支出	—	△ 1,881
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,380,341	△ 6,590,692
3.財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済等による支出	△ 24,604	△ 44,157
出資の払戻による支出	△ 4,340	△ 6,131
持分の取得による支出	△ 1,786	△ 167
持分の譲渡による収入	170	276
出資配当金の支払額	△ 35,237	△ 35,016
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 65,798	△ 85,196
4.現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	5,492,314	△ 9,007,999
5.現金及び現金同等物の期首残高	7,748,927	13,241,242
6.現金及び現金同等物の期末残高	13,241,242	4,233,243

（8）連結注記表

令 和 5 年 度

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
 連結子会社　高槻コープサービス株式会社
2. 持分法の適用に関する注記
 持分法適用の関連法人はありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の連結事業年度に関する事項
 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
4. のれんの償却方法及び償却期間
 のれんの残高はありませんので、適用していません。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 (1) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
 (2) 現金及び現金同等物期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和5年3月31日	
現金・預金勘定	239,048,927千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	△231,300,000千円
現金及び現金同等物	7,748,927千円
令和6年3月31日	
現金・預金勘定	244,541,242千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	△231,300,000千円
現金及び現金同等物	13,241,242千円

 (3) 重要な非資金取引
 ①当連結事業年度に計上したファイナンス・リース取引に係る「リース資産」及び「リース債務」の額

リース資産	96,209千円
リース債務	105,830千円

 ②当連結事業年度に計上した資産除去債務の金額
 該当する事項はありません。

Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 (1) 子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法
 (2) その他有価証券
 ①時価のあるもの・・・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 ②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法
2．棚卸資産の評価基準及び評価方法
 (1) 購買品及び販売品・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
3．固定資産の減価償却の方法
 (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
 (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法を採用しています。なお、自連結グループ利用ソフトウェアについては、当連結グループにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。
 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
4．引当金の計上基準
 (1) 貸倒引当金
 あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

令 和 6 年 度

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社　高槻コープサービス株式会社

2．持分法の適用に関する注記

持分法適用の関連法人はありません。

3．連結される子会社及び子法人等の連結事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

4．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

5．剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

6．連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和6年3月31日	
現金・預金勘定	244,541,242千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	△231,300,000千円
現金及び現金同等物	13,241,242千円
令和7年3月31日	
現金・預金勘定	240,533,243千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	△236,300,000千円
現金及び現金同等物	4,233,243千円

(3) 重要な非資金取引

①当連結事業年度に計上したファイナンス・リース取引に係る「リース資産」及び「リース債務」の額

リース資産	42,532千円
リース債務	46,785千円

②当連結事業年度に計上した資産除去債務の金額

該当する事項はありません。

Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの・・・・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品及び販売品・・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自連結グループ利用ソフトウェアについては、当連結グループにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

令 和 5 年 度

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。なお、当年度は貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。また、当連結事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額から未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結事業年度から費用処理することとしています。

③連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5．収益及び費用の計上基準

当連結グループの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当連結グループは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員等が生産した農産物等を当連結グループが集荷し、業者・消費者等に販売する事業であり、当連結グループは業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業、加工事業、農地利用集積円滑化事業、指導事業

当連結グループは利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7．連結計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8．その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当連結グループは、事業別の収益及び費用について、事業間の取引の相殺表示を行っています。

また、連結損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当連結グループが代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当連結グループが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当連結グループが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

令 和 6 年 度

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。なお、当年度は貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。また、当連結事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額から未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結事業年度から費用処理することとしています。

③連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5．収益及び費用の計上基準

当連結グループの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当連結グループは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員等が生産した農産物等を当連結グループが集荷し、業者・消費者等に販売する事業であり、当連結グループは業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業、加工事業、農地利用集積円滑化事業、指導事業

当連結グループは利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

7．連結計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

8．その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当連結グループは、事業別の収益及び費用について、事業間の取引の相殺表示を行っています。

また、連結損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(1) 当連結グループが代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当連結グループが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当連結グループが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

令 和 5 年 度

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結事業年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産105,132千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積りについては、令和６年３月理事会提出の「将来課税所得の見積り（収支予測）」を基礎として、当連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び当連結グループの経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、連結事業年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、連結事業年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ．連結貸借対照表に関する注記

1．資産に係る圧縮記帳額

(1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は152,383千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

土　地	建　物	機械装置	工具器具備品
23,754	50,441	74,165	4,023

(2) 土地収用法を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は188,258千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

土　地
188,258

2．担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金10,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の額

理事、監事に対する金銭債権の総額　　71,915千円

理事、監事に対する金銭債務の総額　　該当する事項はありません。

4．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2）危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

3）三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

4）貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

5．当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、309,811千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当連結グループの将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当連結グループが実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

令 和 6 年 度

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　87,650千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和７年３月理事会提出の「将来課税所得の見積り（収支予測）」を基礎として、当連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び当連結グループの経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結事業年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌連結事業年度以降連結の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ．連結貸借対照表に関する注記

1．資産に係る圧縮記帳額

(1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は152,383千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

土　地	建　物	機械装置	工具器具備品
23,754	50,441	74,165	4,023

(2) 土地収用法を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は188,258千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

土　地
188,258

2．担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金10,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の額

理事、監事に対する金銭債権の総額　64,437千円

理事、監事に対する金銭債務の総額　該当する事項はありません。

4．債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第１項第１号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

１）破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

２）危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

３）三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

４）貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

5．当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は277,879千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当連結グループの将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当連結グループが実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

令 和 5 年 度

V．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当連結グループは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券、受益証券、有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当連結グループが保有する金融資産は、主として当連結グループ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当連結事業年度末における貸出金のうち、36.71%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、受益証券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当連結グループは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当連結グループでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当連結グループの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当連結グループで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当連結グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当連結グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が、0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,588,051千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当連結グループでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

令 和 6 年 度

Ⅴ．金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当連結グループは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債権の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当連結グループが保有する金融資産は、主として当連結グループ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当連結事業年度末における貸出金のうち、35.62%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当連結グループは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当連結グループでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当連結グループの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当連結グループで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当連結グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当連結グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が、0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,653,228千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当連結グループでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

令 和 5 年 度

2．金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

種　　類	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
預金	243,728,480	242,951,368	△777,112
有価証券			
その他有価証券	30,285,920	30,285,920	—
貸出金	27,239,380	26,037,006	△1,202,373
資　産　計	301,253,781	299,274,295	△1,979,486
貯金	289,800,557	289,519,143	△281,413
借入金	700,000	697,569	△2,430
負　債　計	290,500,557	290,216,712	△283,844

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap　以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種　　類	貸借対照表計上額
外部出資	8,342,560

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種　　類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	243,728,480	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	300,000	—	100,000	300,000	100,000	29,400,000
貸出金（＊）	1,216,378	990,346	927,808	878,576	826,845	22,399,426
合　　計	245,244,858	990,346	1,027,808	1,178,576	926,845	51,799,426

（＊） 貸出金のうち、当座貸越(融資型除く) 144,161千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

令 和 6 年 度

2．金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表上額及び時価等

当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

種　　類	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
預金	239,259,086	237,888,077	△1,371,008
有価証券			
その他有価証券	34,578,443	34,578,443	—
貸出金	28,072,072	25,978,473	△2,093,598
資　産　計	301,909,601	298,444,994	△3,464,607
貯金	292,634,035	291,408,744	△1,225,290
借入金	500,000	498,014	△1,985
負　債　計	293,134,035	291,906,759	△1,227,276

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap　以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種　　類	貸借対照表計上額
外部出資	8,342,560

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種　　類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	239,259,086	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	100,000	300,000	100,000	800,000	35,100,000
貸出金（＊）	1,128,210	949,843	907,228	860,278	833,337	23,393,174
合　　計	240,387,296	1,049,843	1,207,228	960,278	1,633,337	58,493,174

（＊） 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）130,130千円については「１年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「５年超」に含めています。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種　　類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯　　金（＊）	225,041,863	33,516,706	30,572,644	271,522	298,164	99,656
借 入 金	200,000	400,000	100,000	—	—	—
合　　計	225,241,863	33,916,706	30,672,644	271,522	298,164	99,656

（＊） 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種　　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債　　券	21,647,620	20,338,786	1,308,833
	国　　債	19,177,470	17,938,786	1,238,683
	地 方 債	1,057,800	1,000,000	57,800
	社　　債	1,412,350	1,400,000	12,350
	計	21,647,620	20,338,786	1,308,833
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債　　券	8,638,300	9,030,326	△392,026
	国　　債	2,848,600	2,992,558	△143,958
	社　　債	5,789,700	6,037,768	△248,068
	計	8,638,300	9,030,326	△392,026
合　　計		30,285,920	29,369,113	916,806

2．当連結事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種　　類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
国　　債	11,656,656	700,918	—
地 方 債	3,135,350	36,138	—
社　　債	423,885	—	74,589
合　　計	15,215,891	737,056	74,589

3．当連結事業年度中において、減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

当連結事業年度における減損処理額は、その他有価証券の社債　627,947千円です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合で一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しています。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種　　類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯　　金（*）	210,129,037	23,762,361	57,781,338	319,275	471,572	170,450
借 入 金	400,000	100,000	—	—	—	—
合　　計	210,529,037	23,862,361	57,781,338	319,275	471,572	170,450

（*） 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種　　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（*）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債　券	18,059,590	17,474,974	584,615
	国　債	16,298,520	15,930,774	367,745
	社　債	1,761,070	1,544,200	216,870
	計	18,059,590	17,474,974	584,615
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債　券	16,518,853	18,011,829	△1,492,976
	国　債	9,948,200	10,917,888	△969,688
	地方債	,083,260	1,100,000	△16,740
	社　債	5,487,393	5,993,940	△506,547
	計	16,518,853	18,011,829	△1,492,976
合　　計		34,578,443	35,486,803	△908,360

令 和 5 年 度

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、同規程に基づく退職給付に充てるため、りそな銀行との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,259,701千円
勤務費用	81,780千円
利息費用	12,573千円
数理計算上の差異の発生額	46,443千円
退職給付の支払額	△74,523千円
期末における退職給付債務	1,325,976千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,407,070千円
期待運用収益	14,070千円
数理計算上の差異の発生額	173,952千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	68,183千円
退職給付の支払額	△74,523千円
期末における年金資産	1,588,703千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,325,976千円
確定給付企業年金制度	△1,588,703千円
未積立退職給付債務	△262,727千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△262,727千円
退職給付に係る負債	3,125千円
退職給付に係る資産	△265,852千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	81,780千円
利息費用	12,573千円
期待運用収益	△14,070千円
数理計算上の差異の費用処理額	8,158千円
合計	88,442千円

(6) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳（税効果控除前）

未認識数理計算上の差異	△96,061千円
合計	△96,061千円

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	34%
株式	50%
その他	16%
合計	100%

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.00%
長期期待運用収益率	1.00%

2．特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,239千円を含めて計上していますが、連結損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額13,239千円と相殺して表示しています。

なお、当連結グループが翌連結事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

令 和 6 年 度

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、同規程に基づく退職給付に充てるため、りそな銀行との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,325,976千円
勤務費用	84,332千円
利息費用	13,228千円
数理計算上の差異の発生額	△146,599千円
退職給付の支払額	△123,568千円
期末における退職給付債務	1,153,369千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,588,703千円
期待運用収益	15,887千円
数理計算上の差異の発生額	△65,343千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	70,424千円
退職給付の支払額	△123,568千円
期末における年金資産	1,486,103千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,153,369千円
確定給付企業年金制度	△1,486,103千円
未積立退職給付債務	△332,733千円
連結貸借対照表計上額純額	△332,733千円
退職給付に係る負債	4,620千円
退職給付に係る資産	△337,353千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	84,332千円
利息費用	13,228千円
期待運用収益	△15,887千円
数理計算上の差異の費用処理額	△19,788千円
合計	61,885千円

(6) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳（税効果控除前）

未認識数理計算上の差異	△157,528千円
合計	△157,528千円

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	45%
株式	39%
その他	16%
合計	100%

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.10%
長期期待運用収益率	1.00%

2．特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,505千円を含めて計上していますが、連結損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額13,505千円と相殺して表示しています。

なお、当連結グループが翌連結事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

令 和 5 年 度

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金繰入超過額	17,736千円
特例業務負担引当金	32,188千円
未払事業税	23,785千円
有価証券償却	175,322千円
減価償却超過額（除建物・不動産）	47,236千円
その他	41,050千円
繰延税金資産小計	337,320千円
評価性引当額	△232,187千円
繰延税金資産合計(A)	105,132千円

(繰延税金負債)

資産除去費用の資産計上額	△104千円
固定資産圧縮積立金	△16,123千円
外部出資	△1,660千円
前払年金費用	△47,405千円
その他有価証券評価差額金	△255,972千円
繰延税金負債合計(B)	△321,266千円
繰延税金負債の純額(A＋B)	△216,133千円

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.86%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.34%
法人税軽減税率	△0.06%
住民税均等割等	0.57%
中小企業投資促進税制の税額控除	△0.05%
評価性引当額の増減	△27.23%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.12%

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令 和 6 年 度

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（繰延税金資産）	
賞与引当金繰入超過額	18,076千円
特例業務負担引当金	29,290千円
有価証券償却否認額	179,781千円
減価償却超過額（除建物・不動産）	48,437千円
その他有価証券評価差額金	260,063千円
その他	49,992千円
繰延税金資産小計	585,642千円
評価性引当額	△497,992千円
繰延税金資産合計（A）	87,650千円
（繰延税金負債）	
資産除去債務の資産計上額	△80千円
固定資産圧縮積立金	△15,899千円
外部出資	△1,702千円
前払年金費用	△96,584千円
繰延税金負債合計（B）	△114,266千円
繰延税金資産の純額（A+B）	△26,616千円

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.73%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.82%
法人税軽減税率	△0.09%
住民税均等割等	0.22%
中小企業投資促進税制の税額控除	△2.57%
評価性引当額の増減	△0.04%
税率変更等による影響額	0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.49%

3．税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）」が令和７年３月３１日に国会で成立したことに伴い、令和８年４月１日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和８年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の２７.９２%から２８.６３%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は５８１千円減少し、法人税等調整額は５８１千円増加しています。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「５．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令 和 5 年 度

X.その他の注記

1．「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース資産の内容及び減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当する事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として工具器具備品です。

リース資産の減価償却の方法

「Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2．資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当連結グループは、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に13年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.752%）を採用しています。

③当連結事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当連結事業年度の期首残高	14,168千円
時の経過による調整額	40千円
当連結事業年度の期末残高	14,209千円

(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当する事項はありません。

令 和 6 年 度

X.その他の注記

1．「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース資産の内容及び減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として工具器具備品です。

リース資産の減価償却の方法

「Ⅱ．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2．資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当連結グループは、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に13年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.752%）を採用しています。

③当連結事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当連結事業年度の期首残高	14,209千円
時の経過による調整額	24千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,881千円
当連結事業年度の期末残高	12,353千円

(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

（9）連結剰余金計算書

（単位：千円）

項　　目	令和５年度 （令和5年4月1日から令和6年3月31日）	令和６年度 （令和6年4月1日から令和7年3月31日）
利益剰余金期首残高	21,841,100	22,106,827
利益剰余金増加高	297,730	331,800
当期剰余金	297,730	331,800
利益剰余金減少高	32,004	31,783
配当金	32,004	31,783
利益剰余金期末残高	22,106,827	22,406,843

（10）農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況

連結による上記債権は、単体によるものと変更ありません。（P.77 参照）

（11）連結事業年度の事業別経常収益等

（単位：千円）

区　分	項　目	令和５年度	令和６年度
信用事業	事業収益	2,988,504	2,245,883
	経常利益	804,380	682,731
	資産の額	313,383,247	314,680,621
共済事業	事業収益	451,205	454,998
	経常利益	117,592	17,525
	資産の額	1,580,914	1,827,137
農業関連事業	事業収益	376,250	438,380
	経常利益	△ 86,731	△ 100,702
	資産の額	1,254,736	1,243,612
その他事業	事業収益	95,217	110,897
	経常利益	△ 185,440	△ 151,325
	資産の額	547,415	585,039
計	事業収益	3,911,176	3,250,159
	経常利益	649,799	448,228
	資産の額	316,766,314	318,336,411

（注）連結事業収益は銀行等の連結経常収益に相当するものです。

2．連結自己資本の充実の状況等

定性的な開示事項

（1）連結自己資本比率の状況

◇　連結自己資本比率の状況

令和７年３月末における連結自己資本比率は、26.68%となりました。

◇　経営の健全性の確保と自己資本の充実

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

【普通出資による資本調達額】

項　目	内　容
発行主体	高槻市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	996百万円（前年度 1,003百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、ＪＡを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

（2）信用リスクに関する事項

◇　リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、ＪＡ以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P.84) をご参照ください。

◇　標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ's）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド（Ｆｉｔｃｈ）

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付又はカントリーリスク・スコアは主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

（3）信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P.85) をご参照ください。

（4）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当する事項はありません。

（5）証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

（6）ＣＶＡリスクに関する事項

該当する事項はありません。

（7）マーケット・リスクに関する事項

該当する事項はありません。

（8）オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P.86) をご参照ください。

（9）出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.87)をご参照ください。

(10) 金利リスクに関する事項

連結グループの金利リスクの算定手法は、ＪＡの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。ＪＡの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (P.88) をご参照ください。

定量的な開示事項

（1）自己資本の構成に関する事項

（単位：千円）

項　　目	令和５年度	令和６年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	23,062,718	23,353,693
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,003,466	996,509
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	22,097,157	22,393,940
うち、外部流出予定額　（△）	35,016	34,803
うち、上記以外に該当するものの額	△ 2,888	△ 1,953
コア資本に算入される評価・換算差額等	69,241	112,428
うち、退職給付に係るものの額	69,241	112,428
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	－	－
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	－	－
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	23,131,959	23,466,121
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	8,134	7,560
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8,134	7,560
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	191,626	240,769
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されたものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	199,760	248,329
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	22,932,199	23,217,791
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	81,867,056	83,234,051
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		－
うち経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,955,546	3,776,300
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	86,822,603	87,010,352
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））× 100	26.41%	26.68%

（注）1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループでは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

（2）自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：千円）

信用リスク・アセット	令和５年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
現金	812,762	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	20,988,912	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	1,000,199	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	254,980,423	50,996,084	2,039,843
法人等向け	7,467,062	3,584,367	143,374
中小企業等向け及び個人向け	708,052	317,553	12,702
抵当権付住宅ローン	68,035	23,700	948
不動産取得等事業向け	20,942	8,530	341
三月以上延滞等	－	－	－
取立未済手形	5,675	1,135	45
信用保証協会等保証付	16,339,711	1,617,445	64,697
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－
出資等	360,755	360,755	14,430
(うち出資等のエクスポージャー)	360,755	360,755	14,430
(うち重要な出資のエクスポージャー)	－	－	－
上記以外	12,908,739	24,957,484	998,299
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	－	－	－
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	7,981,805	19,954,512	798,180
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	90,414	226,035	9,041
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー)	－	－	－
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	－	－	－
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,836,519	4,776,936	191,077
証券化	－	－	－
(うちＳＴＣ要件適用分)	－	－	－
(うち非ＳＴＣ適用分)	－	－	－
再証券化	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－
(うちルックスルー方式)	－	－	－
(うちマンデート方式)	－	－	－
(うち蓋然性方式250%)	－	－	－
(うち蓋然性方式400%)	－	－	－
(うちフォールバック方式)	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	315,661,272	81,867,056	3,274,682
ＣＶＡリスク相当額÷８％	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	315,661,272	81,867,056	3,274,682

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×4％
	4,955,546	198,221
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計 a	所要自己資本額 b＝a×4％
	86,822,603	3,472,904

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品業向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトは150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれています。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近 3 年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

（単位：千円）

信用リスク・アセット	令和６年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4％
現金	1,273,533	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,916,634	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	1,100,650	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	250,579,891	52,469,232	2,098,769
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	7,581,480	3,484,335	139,373
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	486,989	99,182	3,967
（うちトランザクター向け）	1,630	733	29
不動産関連向け	403,378	91,721	3,668
（うち自己居住用不動産等向け）	403,378	91,721	3,668
（うち賃貸用不動産向け）	－	－	－
（うち事業用不動産関連向け）	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	－	－	－
（うちADC向け）	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－
取立未済手形	1,817	363	14
信用保証協会等による保証付	17,179,909	1,692,285	67,691
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－
株式等	－	－	－
共済約款貸付	360,755	360,755	14,430
上記以外	13,012,338	25,036,174	1,001,446
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－

(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	－	－	－
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	7,981,805	19,954,512	798,180
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	34,085	85,214	3,408
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー)	－	－	－
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー)	－	－	－
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,996,447	4,996,447	199,857
証券化	－	－	－
(うちＳＴＣ要件適用分)	－	－	－
(短期ＳＴＣ要件適用分)	－	－	－
(うち不良債権証券化適用分)	－	－	－
(うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分)	－	－	－
再証券化	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－
(うちルックスルー方式)	－	－	－
(うちマンデート方式)	－	－	－
(うち蓋然性方式250%)	－	－	－
(うち蓋然性方式400%)	－	－	－
(うちフォールバック方式)	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー計	318,898,003	83,234,051	3,329,362
ＣＶＡリスク相当額÷８％（簡便法）	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	318,898,003	83,234,051	3,329,362

マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 <簡便方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
	－	－
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
	3,776,300	151,052
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母）合計 a	所要自己資本額 b＝a×４％
	87,185,013	3,487,400

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：千円）

	令和６年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,776,300
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	151,052
ＢＩ	2,517,533
ＢＩＣ	302,104

（注）1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

（3）信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

項目		令和５年度				令和６年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	297,102	－	297,102	－	297,355	－	297,355	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	835,543	134,750	700,792	－	821,606	120,825	700,780	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,004,610	－	2,004,610	－	2,004,573	－	2,004,573	－
	運輸・通信業	3,211,206	－	3,210,756	－	3,311,572	－	3,311,122	－
	金融・保険業	26,887,228	10,005,861	－	－	26,886,610	10,005,948	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,253,800	－	1,253,799	－	1,267,647	13,927	1,253,719	－
	日本国政府・地方公共団体	21,989,111	－	21,989,111	－	28,017,285	－	28,017,285	－
	上記以外	234,230,989	－	－	－	229,825,249	－	－	－
個　人		17,121,443	17,121,443	－	－	17,949,452	17,949,452	－	－
その他		7,830,235	－	－	－	8,516,648	－	－	－
業種別残高計		315,661,272	27,262,056	29,456,174	－	318,898,003	28,090,154	35,584,838	－
１年以下		241,126,025	79,221	301,418		239,428,688	89,687	－	
１年超３年以下		361,918	261,846	100,071		606,800	206,011	400,788	
３年超５年以下		809,627	408,874	400,753		1,247,642	341,084	906,557	
５年超７年以下		2,103,115	395,010	1,708,105		4,899,552	597,189	4,302,362	
７年超10年以下		18,121,262	1,143,948	16,977,314		17,243,160	879,423	16,363,737	
10年超		34,822,298	24,853,788	9,968,510		39,341,566	25,730,174	13,611,391	
期限の定めのないもの		18,317,023	119,367	－		16,130,593	246,584	－	
残存期間別残高計		315,661,272	27,262,056	29,456,174		318,898,003	28,090,154	35,584,838	

（注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
３．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
４．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
５．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
６．当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

該当する事項はありません。

③貸出金償却の額

該当する事項はありません。

④信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：千円）

項　　目	令和６年度						
	リスク・ウェイト（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,274,156	－	1,274,156	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	26,916,634	－	26,916,634	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	1,100,650	－	1,100,650	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0~150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10~20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10~20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	250,579,891	－	250,579,891	－	52,469,232	21
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10~100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	7,581,480	－	7,567,553	－	3,484,335	46
（うち特定貸付債権向け）	20~150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	482,908	40,804	244,549	4,080	99,182	40
（うちトランザクター向け）	45	－	16,300	－	1,630	733	45
不動産関連向け	20~150	403,378	－	402,859	－	91,721	23
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	403,378	－	402,859	－	91,721	23
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	－	－	－	－	－	－
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100~150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	－	－	－	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	20	1,817	－	1,817	－	363	20
信用保証協会等による保証付	0~10	17,179,909	－	16,922,849	－	1,692,285	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250~400	360,755	－	360,755	－	360,755	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100~1250	13,012,338	－	13,012,338	－	25,036,174	192
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	7,981,805	－	7,981,805	－	19,954,512	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	34,085	－	34,085	－	85,214	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	4,996,447	－	4,996,447	－	4,996,447	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－	－	－	－	－	83,234,051	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	－	－	－	－	－	－	－

（注）1．最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑤ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

（単位：百万円）

項目	令和６年度 信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,916	－	－	－	－	－	26,916						
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－						
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	1,100	－	－	－	－	－	－	1,100					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	236,561	4,504	9,514	－	－	－	－	－	250,579				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	998	6,569	－	－	－	－	－	－	－	7,567			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－							
株式等	－	－	360	－	－	360							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	1	25	45	176	248								
（うちトランザクター向け）	1	－	－	－	1								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	18	－	－	－	－	－	15	92	402
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－	－	－										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちADC向け	－	－	－	－									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	1								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,274	－	－	－	－	1,274							
取立未済手形	－	－	1	－	－	1							
信用保証協会等による保証付	－	16,922	－	－	0	16,922							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－							
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－							

（注）1．最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：千円）

項目		令和５年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	－	23,251,279	23,251,279
	リスク・ウェイト2%	－	－	－
	リスク・ウェイト4%	－	－	－
	リスク・ウェイト10%	－	16,174,452	16,174,452
	リスク・ウェイト20%	497,212	255,085,396	255,582,609
	リスク・ウェイト35%	－	67,714	67,714
	リスク・ウェイト50%	6,969,849	－	6,969,849
	リスク・ウェイト75%	－	396,925	396,925
	リスク・ウェイト100%	－	5,146,221	5,146,221
	リスク・ウェイト150%	－	－	－
	リスク・ウェイト250%	－	8,072,219	8,072,219
	その他	－	－	－
リスク・ウェイト1250%		－	－	－
合計		7,467,062	308,194,210	315,661,272

（注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク･ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
２．「格付あり」には、リスク･ウェイト算定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはリスク･ウェイト算定において格付を使用していないものを記載してします。なお、格付は適格格付機関による依頼格付けのみ使用しています。
３．経過措置によってリスク･ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク･ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク･アセットを導入したものについても集計の対象としています。
４．1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット･デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク･ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑦資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト区分	令和６年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	289,344,874	－	－	288,843,352
40%～70%	16,083,463	16,300	10%	16,085,093
75%	40,660	20,365	10%	41,164
80%	－	－	－	－
85%	－	－	－	－
90%～100%	51,830	4	10%	45,019
105%～130%	－	－	－	－
150%	－	－	－	－
250%	360,755	－	－	360,755
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	－	4,134	10%	413
合計	305,881,584	40,804	10%	305,375,799

（注）1．最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク･ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

（4）信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

項　　目	令和５年度	
	適格金融資産担保	保　　証
地方公共団体金融機構向け	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－
地方三公社向け	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	－	－
法人等向け	－	－
中小企業等向け及び個人向け	27,803	99,297
抵当権付住宅ローン	－	－
不動産取得等事業向け	－	－
三月以上延滞等	－	－
証券化	－	－
中央清算機関関連	－	－
その他	－	－
合　　計	27,803	99,297

（注）1．当連結グループでは、適格金融資産担保について簡便手法を採用しています。
2．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
3．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品業向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトは150%になったエクスポージャーのことです。
4．「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
5．「その他」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれています。

（単位：千円）

項　　目	令和６年度	
	適格金融資産担保	保　　証
地方公共団体金融機構向け	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－
地方三公社向け	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	7,322	168,302
自己居住用不動産等向け	－	369,392
賃貸用不動産向け	－	－
事業用不動産関連向け	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－
証券化	－	－
中央清算機関関連	－	－
上記以外	－	－
合　　計	7,322	537,694

（注）1．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する事項はありません。

（6）証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

（7）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

項　　目	令和５年度		令和６年度	
	連結貸借対照表計上額	時　　価	連結貸借対照表計上額	時　　価
上　　場	－	－	－	－
非　上　場	8,342,560	8,342,560	8,342,560	8,342,560
合　　計	8,342,560	8,342,560	8,342,560	8,342,560

②出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する事項はありません。

③連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する事項はありません。

④連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する事項はありません。

（8）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

（9）金利リスクに関する事項

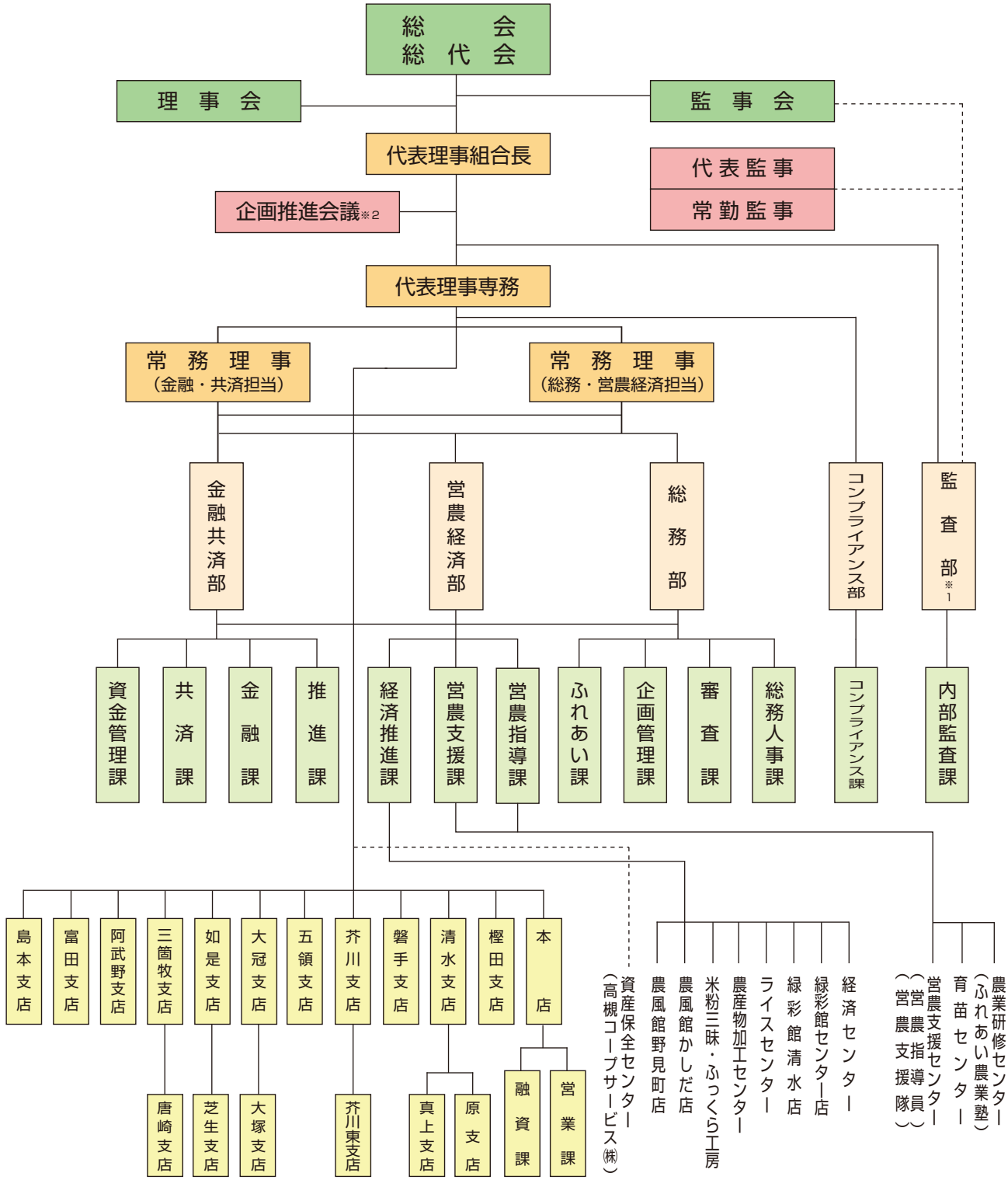
（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		⊿ EVE		⊿ NII	
		令和５年度	令和６年度	令和５年度	令和６年度
1	上方パラレルシフト	3,825	3,503	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	37	205
3	スティープ化	4,544	4,260		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	－		
6	短期金利低下	418	852		
7	最大値	4,544	4,260	37	205
		令和５年度		令和６年度	
8	自己資本の額	22,932		23,217	

【ＪＡの概要】

１．機構図

令和７年７月１日現在



※1 監査部（内部監査課）は監事会の事務局を担当します。
※2 企画推進会議は常勤役員、各部長で構成します。

2．役員一覧

・理事

（令和７年７月１日現在）

役職名	氏名	代表権	備考	役職名	氏名	代表権	備考
代表理事組合長	森本　茂	有	※２	理事	橋本　吾睦	無	
代表理事専務	上田　浩一	有	※３	〃	和田　康之	〃	※２
常務理事	濵　多賀夫	無	※2※3	〃	岸田　勝彦	〃	※２
〃	平城　英一	〃	※３	〃	藤飯　盛信	〃	※２
理事	前田　昌宏	〃	※２	〃	好本　勲	〃	
〃	仁部　武	〃		〃	小原眞一郎	〃	※１
〃	樋口　光治	〃		〃	吉田　正子	〃	※２
〃	長尾　孝治	〃		〃	川上　幸子	〃	※２
〃	木村　和男	〃		〃	宮本　淳子	〃	
〃	吉田　隆	〃	※２	〃	樋口千賀子	〃	
計20名（うち女性4名）							

（注）１．備考欄に「※１」を付した方は、農協法第 30 条第 12 項第１号の規定に該当する理事です。
２．備考欄に「※２」を付した方は、農協法施行規則第 76 条の２第１項第１号“へ”に該当する理事です。
３．備考欄に「※３」を付した方は、農協法第 30 条第 12 項第２号の規定に該当する理事です。
４．常務理事　濵　多賀夫は、農協法第 30 条３項に定める信用事業を担当とする専任理事です。

・監事

（令和７年７月１日現在）

役職名	氏名	役職名	氏名
代表監事	宮田　隆	監事	久保田　茂幸
常勤監事	三上　勤	〃	鳥野　忠澄
監事	清水　博文	計５名	

（注）１．宮田 隆は、農協法第 30 条第 14 項に定める要件を満たす員外監事です。
２．三上 勤は、農協法第 30 条第 15 項に定める要件を満たす常勤監事です。

3．会計監査人の名称

（令和７年７月１日現在）

名称	みのり監査法人
代表者	理事長　大森　一幸
主たる事務所	東京都港区芝 5-29-11

4．組合員数

（令和７年３月31日現在、単位：人、団体）

区分		令和５年度	令和６年度
正組合員	個人	2,185	2,161
	法人 農事組合法人	2	2
	法人 その他の法人	—	—
	計	2,187	2,163
准組合員	個人	12,097	12,077
	農業協同組合	—	—
	農事組合法人	—	—
	その他の団体	48	47
	計	12,145	12,124
合計		14,332	14,287

5．組合員組織の状況

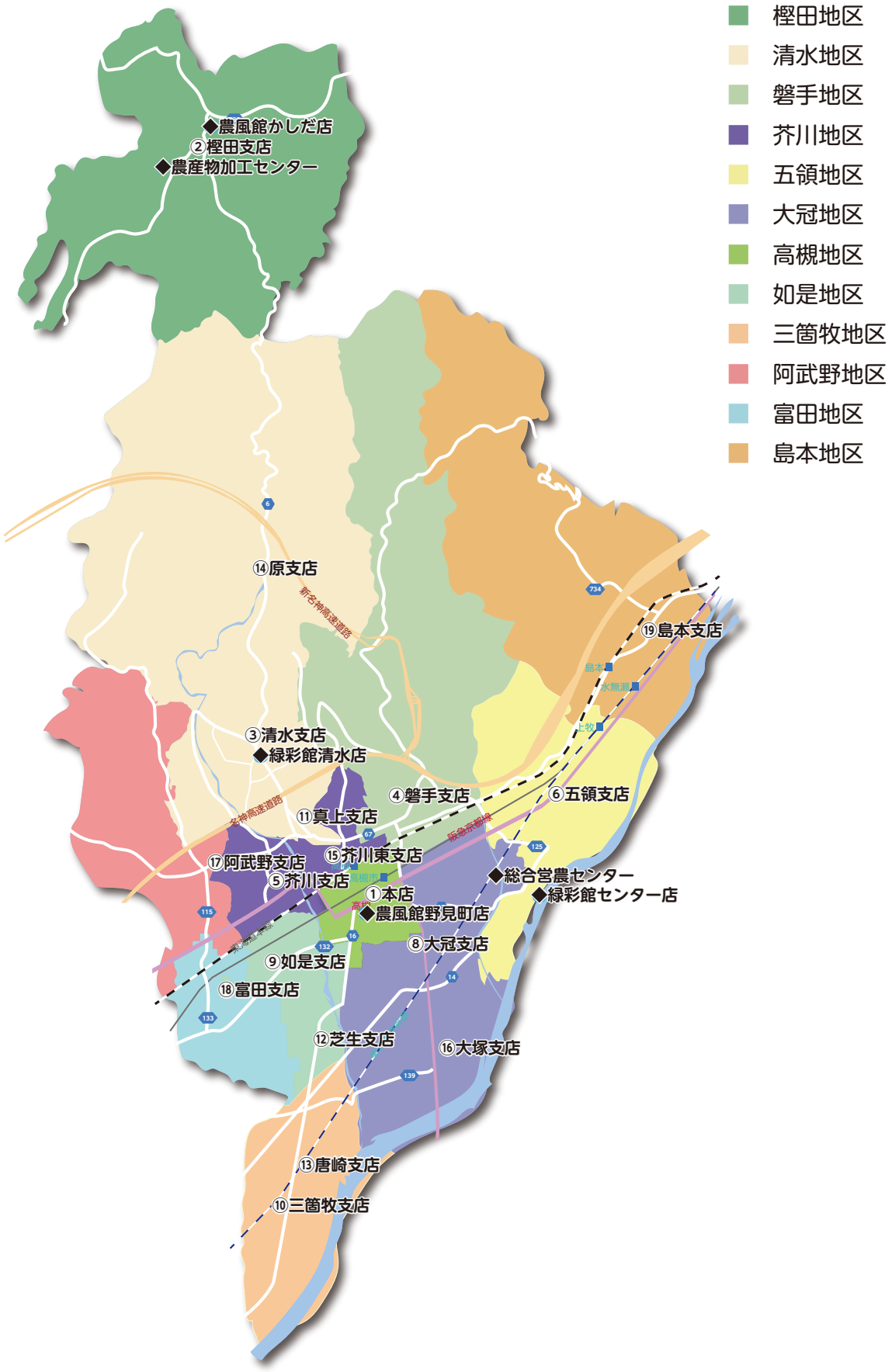
（令和７年３月31日現在）

組織名	構成員数	
ＪＡたかつき実行組合協議会	11地区（96組合）	2,150人
ＪＡたかつき農作業オペレーター部会		27人
ＪＡたかつき女性協議会	11地区	493人
ＪＡたかつき住宅経営研究会		214人
ＪＡたかつき年金友の会	12支部	11,797人
ＪＡたかつき農風館生産者クラブ	2クラブ	97人
ＪＡたかつき各種友の会	17友の会	512人

6．特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

7．地区一覧


◆農風館かしだ店
②樫田支店
◆農産物加工センター
⑭原支店
③清水支店
◆緑彩館清水店
④磐手支店
⑪真上支店
⑰阿武野支店
⑮芥川東支店
⑤芥川支店
①本店
◆農風館野見町店
⑧大冠支店
⑨如是支店
⑱富田支店
⑫芝生支店
⑯大塚支店
⑬唐崎支店
⑩三箇牧支店
⑥五領支店
◆総合営農センター
◆緑彩館センター店
⑲島本支店
新名神高速道路
名神高速道路
阪急京都線
樫田地区
清水地区
磐手地区
芥川地区
五領地区
大冠地区
高槻地区
如是地区
三箇牧地区
阿武野地区
富田地区
島本地区

8．店舗一覧

（令和７年３月31日現在）

種別	名称	所在地	電話番号	事業内容						
				信用	共済	購買	販売	指導	その他	ATM
本店	本部	高槻市城北町1-15-8	072-671-5421	●	●				●	—
支店	本店 営業課	〃	072-671-5426	●	●	●				※1
	本店 融資課	〃	0120-30-7577	●						—
	樫田支店	高槻市大字田能小字スハノ下34-2	072-688-9424	●	●	●	●			※2
	清水支店	〃 浦堂3-1-3	072-688-0055	●	●	●	●			※1
	原支店	〃 大字原759-5	072-689-0778	●	●	●	●			※2
	真上支店	〃 真上町3-2-5	072-685-0986	●	●	●	●			※2
	磐手支店	〃 別所本町2-20	072-685-5876	●	●	●	●			※1
	芥川支店	〃 川西町1-31-15	072-683-5821	●	●	●	●			※2
	芥川東支店	〃 芥川町2-14-25	072-682-0056	●	●	●	●			※1
	五領支店	〃 井尻1-10-1	072-669-3621	●	●	●	●			※2
	大冠支店	〃 春日町6-18	072-675-0301	●	●	●	●			※1
	大塚支店	〃 大塚町2-46-1	072-672-0850	●	●	●	●			※2
	如是支店	〃 東五百住町3-14-21	072-696-1888	●	●	●	●			※1
	芝生支店	〃 芝生町1-38-6	072-677-1694	●	●	●	●			※2
	三箇牧支店	〃 三箇牧1-15-1	072-677-1606	●	●	●	●			※2
	唐崎支店	〃 唐崎中4-10-1	072-678-1331	●	●	●	●			※2
	阿武野支店	〃 氷室町4-3-1	072-694-0268	●	●	●	●			※1
	富田支店	〃 富田町3-8-5	072-696-0021	●	●	●	●			※1
	島本支店	三島郡島本町広瀬1-3-4	075-961-0080	●	●	●	●			※1
営農センター	総合営農センター	高槻市野田4-30-10	072-676-3279			●	●	●	●	—
加工施設	農産物加工センター	〃 大字田能小字花熊1-1	—						●	—
購買店舗	緑彩館センター店	〃 野田4-30-10	072-671-1330			●	●			—
	緑彩館清水店	〃 浦堂3-1-2	072-687-1860			●	●			—
直売所	農風館かしだ店	〃 大字田能小字スハノ下34-2	072-688-9601			●	●			—
	農風館野見町店	〃 野見町4-1	072-676-3606			●	●			—
店外ATM	野田ATMコーナー	〃 宮野町11-10	—							※2

（注）1．ATM欄に※1を付したもののATM稼働時間は平日8:00～21:00、土・日・祝日8:00～21:00です。
2．ATM欄に※2を付したもののATM稼働時間は平日8:45～19:00、土・日・祝日9:00～19:00です。

9．沿革・あゆみ

（昭和 42 年 2 月 28 日～令和 7 年 3 月 31 日）

年　月　日	主　な　出　来　事
昭和42年 2月28日	高槻市内の 8 農協が合併（第一次合併）し、高槻市農業協同組合として発足
5月15日	広報誌『高槻市農協情報（現、ふれあい）』創刊
43年 7月29日	農協会館（本所）完成
11月 7日	農協婦人部協議会（現、女性協議会）発足
45年 5月19日	住宅経営研究会発足
10月 1日	機構改革で本所を本店に、支所を支店に名称変更（昭和 59 年 2 月に出張所を支店に名称変更）
46年 4月 1日	地区実行組合長会会長協議会（現、実行組合協議会）発足（同年 3 月 1 日、地区実行組合長会発足）
4月10日	専任外務員「推進係」制度発足
51年 7月10日	営農テレホンサービス開始
52年 3月18日	水稲育苗センター開設（総合営農センター開設に伴い移設）
9月 1日	南北経済サービスセンター開設（総合営農センター開設に伴い移設）
53年12月 1日	北部経済センター（現、緑彩館清水店）開設
57年 4月26日	年金友の会発足
6月18日	「大阪府協同組合運動発祥の地」記念碑建立
60年 6月 1日	資産保全センター開設
平成元年 8月22日	大阪府下第 1 号の特定認可組合の認定を受ける
12月 1日	阿武野農協、摂津富田町農協と合併（第二次合併）
12月29日	子会社「高槻コープサービス株式会社」設立
3年 4月17日	農産物加工処理施設「ふれあい加工センター」開設
4年 6月 1日	愛称「ＪＡたかつき」がスタート
8月31日	農畜産物加工処理施設（現、農産物加工センター）開設
10月 1日	島本町農協と合併（第三次合併）
9年 4月 1日	第1次総合経営計画「リストラ・改革」スタート
11年 3月 5日	ＪＡ全中より全国優良組合表彰を受ける
12年 3月31日	総合営農センター開設
4月 1日	第2次総合経営計画「チャレンジ・変革」スタート
13年 2月 5日	ふれあい農業塾開講
3月12日	農作業オペレーター部会発足
15年 1月20日	ホームページ開設
4月 1日	第3次総合経営計画「アタック・実践」スタート
10月25日	高槻支店統廃合（本店営業課、大冠支店に移管）
17年 2月 4日	家の光協会より「家の光文化賞」「コチア産業組合中央会賞」を受ける
18年 4月 1日	第4次総合経営計画「ダッシュ・改革」スタート
19年 3月 8日	ＪＡ全中より特別優良組合表彰を受ける
20年 3月11日	新本店ビル竣工
3月25日	樫田地区にブドウパイロット農園開設
4月27日	農産物直売所「農風館大手町店（現、野見町店）」開設
21年 3月18日	農産物直売所「農風館かしだ店」開設
4月 1日	第5次総合経営計画「チャレンジ・創造」スタート
24年 4月 1日	第6次総合経営計画「ファイト・前進」スタート
28年 4月 1日	第7次総合経営計画「自己改革の実践」スタート
29年 2月28日	創立 50 周年記念式典開催
11月20日.21日	創立 50 周年記念ゴルフ大会開催
30年 6月18日	大阪北部地震、9 月 4 日台風 21 号発生
令和元年 4月 1日	第8次総合経営計画「自己改革の継続」スタート
6月 —	「高槻市農業協同組合五十年史」刊行
4年 4月 1日	第9次総合経営計画「不断の自己改革の実践」スタート
7年 4月 1日	第10次総合経営計画「未来へつなぐ協同のきずな」スタート

【参考】開示項目一覧

【農業協同組合法施行規則第 204 条に基づく開示項目】

1. 組合の概況及び組織に関する事項
- 業務の運営の組織 ・・・・・・・・・・・・・・・ 138
- 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 ・ 139
- 会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139
- 事務所の名称及び所在地 ・・・・・・・・・・・ 142
- 当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140

2. 組合の主要な業務の内容
- 主要な業務の内容 ・・・・・・・・・・・・・ 28～39

3. 組合の主要な業務に関する事項
- 直近の事業年度における事業の概況 ・・・・ 74～82
- 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
 - 経常収益、経常利益又は経常損失、当期剰余金又は当期損失金、出資金及び出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高、貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率、法第 52 条第 2 項の区分ごとの剰余金の配当の金額、職員数

直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標

主要な業務の状況を示す指標
- 事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。） ・・・・・・・・・・ 72、73
- 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72、73
- 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや ・・・・・・・・・ 73
- 受取利息及び支払利息の増減 ・・・・・・・・・ 73
- 総資産経常利益率及び資本経常利益率 ・・・・・ 83
- 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 ・・・ 83

貯金に関する指標
- 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 ・・・・・・・・ 74

貸出金等に関する指標
- 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 担保の種類別 (貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。) の貸出金残高及び債務保証見返額 ・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 使途別 (設備資金及び運用資金の区分をいう。) の貸出金残高 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
- 主要な農業関係の貸出実績 ・・・・・・・・・・ 76
- 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 ・・・・・・・・・・・・ 76
- 貯貸率の期末値及び期中平均値 ・・・・・・・・ 83

有価証券に関する指標
- 商品有価証券の種類別 (商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。) の平均残高 ・・・・・・・・・・・ 78
- 有価証券の種類別 (国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分をいう。) の残存期間別の残高 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- 有価証券の種類別の平均残高 ・・・・・・・・・ 78
- 貯証率の期末値及び期中平均値 ・・・・・・・・ 83

4. 組合の業務運営に関する事項
- リスク管理の体制 ・・・・・・・・・・・・ 16～18
- 法令遵守の体制 ・・・・・・・・・・・・・ 19～26
- 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～15
- 金融 ADR 制度への対応 ・・・・・・・・・・ 26、27

5. 組合の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項
- 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 ・・・・・・・・・・・・ 48～68
- 組合の有する債権のうち下記に掲げるものの額及び (i) から (iv) までの合計額 ・・・・・・・・・・ 77
 - （i） 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - （ii） 危険債権
 - （iii） 三月以上延滞債権
 - （iv） 貸出条件緩和債権
 - （V） 正常債権
- 元本補てん契約のある信託 (信託財産の運用のため再信託された信託を含む。) に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額 ・・・・・・・ 77
- 自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項 ・・・・・・・ 84～99
- 下の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益・・78、79
 - 有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引
- 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ・・・・・ 77

貸出金償却の額 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
会計監査人設置組合にあっては、法第 37 条の２第３項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

【農業協同組合法施行規則第 205 条に基づく開示項目（連結情報）】

1. 組合及びその子会社等の概況に関する事項
組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
組合の子会社等に関する事項 ・・・・・・・・・・101
名称、主たる営業所又は事務所の所在地、資本金又は出資金、事業の内容、設立年月日、組合が所有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合、組合の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

2. 組合及びその子会社等の主要な業務に関する事項（連結したもの）
直近の事業年度における事業の概況 ・・・・・・・102
直近の５連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
経常収益、経常利益又は経常損失、当期利益又は当期損失、純資産額、総資産額、連結自己資本比率

3. 直近２連結会計年度における財産の状況に関する事項（連結したもの）
貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書・・ 103～ 124
組合及びその子会社等の有する債権のうち下記に掲げるものの額及び (i) から (iv) までの合計額 ・・・ 124
（ｉ） 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
（ii） 危険債権
（iii） 三月以上延滞債権
（iv） 貸出条件緩和債権
（V） 正常債権
当該組合及びその子法人が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124
自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項・・・・・・・ 125 ～ 137

【その他の開示項目 (任意開示項目)】

ごあいさつ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
経営理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
経営方針（ＪＡたかつきのめざす基本方向）・・・・・・・・ 1
農業振興活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6、7
地域貢献情報等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ～ 15
組合員から監事への情報提供窓口 ・・・・・・・・・・・ 20
利用者保護等への取り組み ・・・・・・・・・・・・・・ 21
利益相反管理への取り組み ・・・・・・・・・・・・ 22、23
反社会的勢力への対応 ・・・・・・・・・・・・・・ 24、25
金融円滑化への取り組み ・・・・・・・・・・・・・ 25、26
手数料一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31～ 34
ＪＡバンク・セーフティーネット ・・・・・・・・・・・ 39
ＪＡ自己改革実践状況報告 ・・・・・・・・・・・ 40～ 47
キャッシュ・フロー計算書 ・・・・・・・・・・・・・・ 105
部門別損益計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 69、70
財務諸表の正確性等にかかる確認 ・・・・・・・・・・・ 71
貯金の科目別期末残高 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
貸出金の科目別期末残高 ・・・・・・・・・・・・・・・ 75
金融再生法開示債権の保全状況 ・・・・・・・・・・・・ 77
為替業務等取扱実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
預かり資産の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
共済事業取扱実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 79、80
購買事業取扱実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
販売事業取扱実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
指導事業実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
その他事業実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
職員一人あたり指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
一店舗あたり指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
組合員数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
組合員組織の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
地区一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
沿革・あゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143

ＪＡたかつきイメージキャラクター



©
美稲（みぃな）ちゃん

2025年7月

発　行／高槻市農業協同組合

〒569-0071 高槻市城北町1-15-8　TEL 072-671-5421（代表）
URL　https://www.ja-takatsuki.or.jp

古紙パルプ配合率70％再生紙を使用